

四川南部における宋朝の開拓政策と統治体制

張哲僥

目 次

目 次	i
圖表一覽	iv
初出一覽	v
凡 例	vii
序 論	1
一、 四川南部の地理・社會環境	2
二、 問題の所在	5
三、 本論文の構成	10
第一章 宋朝による開拓の開始——瀘州涪井監の設置と鹽資源	13
はじめに	13
一、 瀘州涪井監設置に至る経緯	15
（一） 涪井監設置以前の状況	15
（二） 涪井監の設置と宋朝による鹽資源の占有	19
二、 涪井監の鹽資源をめぐる紛争と宋朝の軍事行動	21
（一） 南方の邊境地域への着手——眞宗朝における邊境の統治策	21
（二） 紛争の過程	24
（三） 宋朝軍の編成——特に禁軍について	28
（四） 陝西禁軍派遣の背景	31
三、 大中祥符年間以降における涪井監の統治強化	34
おわりに	41
第二章 神宗朝における瀘州南部の開拓——瀘州義軍の成立と羈縻體制をめぐって	43
はじめに	43
一、 瀘州義軍成立前の背景——熙寧期の駐屯體制と保甲制の實施	47
（一） 瀘州義軍成立前の駐屯體制	48

(二)	保甲制の實施	50
二、	駐屯體制の整備——瀘州義軍の成立と瀘州縁邊安撫使の設置	53
(一)	瀘州義軍の成立	53
(二)	瀘州義軍の管理制度	54
(三)	元豐七年の支配強化と哲宗朝の改制	56
三、	元豐五年における邊境秩序の形成	59
(一)	神宗朝における省地の範圍	60
(二)	瀘州南部における羈縻體制の變化と邊境秩序の様相	63
	おわりに	66
第三章	徽宗朝における四川南部の開拓——州・軍の新設と改廢をめぐって	69
	はじめに	69
一、	開拓開始と地方行政機關の新設	71
(一)	徽宗の野心と大理の馬	72
(二)	開拓の展開——地方行政機關の新設	74
(三)	「納土歸順」について	78
二、	新設州・軍における歸明人の籍帳制度	83
三、	宣和年間の變容	89
(一)	新設州・軍の改廢案の提出とその内容	89
(二)	州・軍改廢後の情況	95
	おわりに	99
第四章	徽宗朝開拓後の安定化——十二世紀の四川南部における軍事體制	101
	はじめに	101
一、	卜漏の亂からみる軍事上の脆弱性	103
(一)	卜漏の亂の經緯	103
(二)	卜漏の亂に見える軍事體制の問題	106
二、	徽宗中期以降の軍事整備	108

(一)	城寨の整備と地域統合	108
(二)	瀘州・長寧軍勝兵の編成	110
(三)	瀘州と長寧軍の禁軍の増員	115
三、	南宋中期に至る軍事体制の実施状況	118
(一)	軍隊の缺員と補充	118
(二)	雑役使役と財物不足の軍事問題	120
(三)	軍事体制の補完——支援部隊としての御前大軍	124
	おわりに	126
結 論		129
地 圖		135
引用史料と参考文献		139
一、	引用史料	139
二、	参考文献	140
(一)	學術誌	140
(二)	書籍	144
(三)	参考書とデータベース	147
謝 辭		149
中文概要		151

圖表一覽

表一、眞宗朝・大中祥符年間の涪井監での武力衝突をめぐる年表 _____	24
表二、大中祥符年間に涪井監方面へ派遣された陝西禁軍の出身と駐屯地 _____	30
表三、神宗朝における瀘州南部の開拓年表 _____	46
表四、元豐四年～六年の獠人の討伐による菊囊二等の昇進 _____	55
表五、大中祥符二年～嘉祐四年の溪洞の官職と宋による賜服 _____	65
表六、徽宗朝の廣南西路・夔州路・梓州路における州・軍の新設とその改廢 _____	74
表七、政和五年五月の賞賜に見える瀘州南部の新民部族首領とその官職 _____	82
地圖一、北宋の四川行政区全圖 _____	135
地圖二、北宋における四川南部の開拓要圖 _____	137

初出一覧

第一章 宋朝による開拓の開始——瀘州涪井監の設置と鹽資源

「瀘州涪井監の設置と鹽資源——宋朝邊境統治の一側面——」(『史林』第104第3號、2021年)

第二章 神宗朝における瀘州南部の開拓——瀘州義軍の成立と羈縻體制をめぐって

「北宋神宗朝における瀘州南部の開拓——瀘州義軍の成立と羈縻體制をめぐって——」(『歴史文化社會論講座紀要』第18號、2021年)

本論文のもととなった諸編については、小著の全文公開を以て學術論文としての現役を退かせたいと思う。

凡 例

1. 引用史料の略称については、巻末の「引用史料」を参照されたい。
2. 引用した史料のうち、注釋（原注および後人の注）は〈 〉で、筆者の注は（ ）で括り、本文と區別した。
3. 史料引用に際して、標點本の句讀點と異にした箇所があるが、各々注記しない。
4. 漢文史料の同音同義字については、統一を圖り、「砦」を「寨」、「隣」を「鄰」に改めた。
5. 本論文では、場合によって異なる名稱を用いることがある。
 - (1) 北宋時代では行政区が改制・改名されたことがある。本論文は、改制・改名時間を境にして異なる名稱を用いる。（括弧はその改制・改名時間を示す）
 - ① 戎州……紱州（政和四年、1114）
 - ② 涪井監……長寧軍（政和四年、1114）
 - ③ 梓州路……潼川府路（重和元年、1118年）
 - (2) 夏州李氏勢力は1038年に西夏を建國した。これ以前は李氏勢力と、これ以後は西夏と呼稱。なお、序論と結論には行文の都合のために統一して西夏と表記する。
 - (3) 「四川」という言葉の初出時間は明確ではないが、西川路と峽路が益州路、利州路、梓州路、夔州路の四路に改制された後（咸平四年、1001）には現れたのに違いない。第一章では、北宋前期を主要対象とするために「川峽」を用い、他の章節では「四川」とする。
 - (4) 典籍には、「瀘南安撫司」について異なる名稱がある。大まかに言えば、神宗朝の記事では「瀘南緣邊安撫司」、徽宗朝の記事では「瀘南沿邊安撫司」が多く見え、「瀘南安撫司」は略稱や政和五年改制後の官職名として各時期の史料に散見されている。論述の都合のため、第二・三章では「瀘南緣邊安撫司」を用い、第四章では「瀘南沿邊安撫司」とする。

序 論

本論文は、宋朝の統治が四川南部、特に岷江南岸地域に拡大してゆく過程を詳細に解明しようとするものである。なぜならば、この地域における宋朝の開拓政策と統治制度の解明は、宋朝と先住民との相互関係、およびその邊境統治の本質を理解する上で重要であると考えからである。

当該地域は、唐代にはいわゆる羈縻府州による間接統治が行われていたが¹、元・明時代には路州（軍）や府縣による直轄統治が行われている²。そうであれば、この間の宋代に、この地域における中國王朝の統治のあり方が大きく變貌したことが豫想される。言い換えれば、四川南部は宋代には徐々に中國王朝の統治下に組み込まれていったと思われるのである。

周知の通り、宋朝の北方邊境には、十～十二世紀にかけて、遼國・西夏・金國などの強大な外敵が相次いで存在した。彼らからの脅威を防ぐため、北宋時期には河東路と陝西路に、南宋時期には淮河と長江中下流域、陝西または四川北部に、強力な軍事體制が整備された。特に北宋仁宗朝中期からは、西北邊境の安定化を圖るために軍事行動を強化すべきと主張する官僚が増加し、神宗朝においては宋朝が西夏との大規模な戦争を開始した³。その結果、北宋末期までに多大な財物と人員が西北邊境に投入された。

一方で宋朝は四川南部でも積極的な開拓政策を実施していた⁴。とはいえ、

¹ 郭聲波『彝族地區歷史地理研究：以唐代烏蠻等族羈縻州爲中心』（四川大學出版社、2009年）。また、唐朝の羈縻體制について概説的な研究は多く見られるが、近年は粟特人（ソグド人）や契丹人の石刻資料を通じて、羈縻體制下における唐朝と非漢民族の交流關係が議論されている。例えば、石見清裕「羈縻支配期の唐と鐵勒僕固部——新出「僕固乙突墓誌」から見て——」『東方學』第127期（2014年）、や森部豊「唐前半期の營州における契丹と羈縻州」『内陸アジア言語の研究』第30期（2015年）などがある。

² 例えば、本論文で言及する悦江中上流域を例にとると、元代では長寧軍と戎州（馬湖路所轄）が設置され、明代では長寧縣、興文縣、珙縣などが設置された（敘州府所轄）。李治安・薛磊『中國行政區劃通史 元代卷』（復旦大學出版社、2009年）、180～182頁、および郭紅・靳潤成『中國行政區劃通史 明代卷』（復旦大學出版社、2007年）、110～112頁を参照。

³ 方震華「從和戎到拓邊——北宋中期對外政策的轉折」『新史學』第24卷第2期（2013年）。

⁴ リチャード・フォン・グラン氏は宋朝が鹽資源を取得するために四川南部において積極的な開拓政策を実施した、と指摘している（Richard von Glahn, “Salt and the Settling of the Sichuan Frontier,” *The Country of Streams and Grottoes: Expansion, Settlement, and the Civilizing of the Sichuan Frontier in Song Times* (Harvard University press, 1987)）。また、陳世松・喻亨仁・趙永康氏と駱忠軍氏とも、北宋中期から瀘州の地位が上がっていたことを指摘している（陳世松・喻亨仁・趙永康『宋元之際的瀘州』（重慶出版社、1985年）第一章「蒙宋戰爭前的瀘州」。

西北邊境に比べれば少ない財物と人員が投入されるにとどまっておき、また異なる開拓政策や統治制度が導入されてもいた。そうであれば、四川南部の開拓の歴史は独自の特徴があり、北方邊境とは異なる宋朝の邊境統治の側面を垣間見ることができることになるだろう。本論文は、宋朝が四川南部における開拓政策を開始し、それを持續させた動機、およびその政策の實施に伴う軍事行動、そして開拓後に設置した統治制度、という諸問題を切り口として、宋朝の邊境統治の本質について検討を加える。

一、 四川南部の地理・社會環境

具體的な検討に入る前に、先行研究の成果に基づきながら、四川南部の地理的環境と社會的環境について紹介しておきたい。

本論文が取り上げる四川南部は、岷江（長江支流）南岸に位置し、悅江流域・納溪流域・安樂溪流域・綦江流域などの地域を包括し、宋代の地方行政区劃では梓州路と夔州路の南部（現在の四川省瀘州市と宜賓市の南部、重慶市南部、および貴州省遵義市）に相當する。この地域は、丘陵と溪谷が多く、険しいカルスト地形が廣がり、岷江北岸よりも瘠せている土壤であった⁵。十世紀ごろ、この地域の先住民は生産力が極めて低い「刀耕火種」、すなわち粗放な焼畑農業を行なっていたが、北宋中期に入ると、漢人社會から牛による犁耕（プラウ耕）と梯田技術（棚田）が導入され、焼畑農業から定畑へと轉換していった⁶。

また、この地域の氣候は、中國の福建、兩廣、雲南などの南方地域と同じく、高温多濕であり、瘴癘（瘴氣による風土病）が発生しやすい地域であった。特に毎年三月から十月にかけて瘴氣が強まり、北方からやってきた宋人にとって過酷な時期となった。

四川南部における重要な自然資源は森林、茶、鹽である。森林資源としては、船舶や建築に適するコウヨウザン（廣葉杉）とクスノキ（楠）が、瀘州南部と

駱忠軍「宋代瀘敘地區研究」（河北大學修士論文、2016年）第二章「宋代瀘敘地區政治走向與形勢變化」。

⁵ 韓茂莉『宋代農業地理』（山西古籍出版社、1993年）第六章「西南區的農業生產與土地利用特徵」。Richard von Glahn, "Civiizing the Frontier (II): Farming and commerce," *The Country of Streams and Grottoes: Expansion, Settlement, and the Civilizing of the Sichuan Frontier in Song Times*.

⁶ 佐竹靖彦『唐宋變革の地域的研究』（同朋舎、1990年）第四部第六章「宋代四川夔州路の民族問題と土地所有問題」、651～655、667～668頁。

戎州南西部の丘陵地帯に廣く分布していた⁷。また、瀘州南部に位置する純州と滋州に野生の高木茶樹があり、少量の茶が生産されていた⁸。そして、最も重要な自然資源の一つである鹽は、悦江中流域に位置する涪井監と呼ばれる大鹽井で大量に生産されていた。涪井監の鹽資源は、仁宗朝（1022～1063）において四川地域の總産量（約七八〇萬斤）の約十パーセント（七八・三萬斤）に相當した。當時の川峽地域の鹽井でこれを上回ったのは、大寧監の一九五萬斤と陵井監の二四八・九四萬斤のみであった。

しかし、仁宗朝中期には、小規模な鹽井の採掘技術である「卓筒井」が開発され、四川での小鹽井の産量が急増し、四川の鹽産業の中核となった。南宋の紹興年間（1131～1162）になると、長寧軍に隸屬した涪井の鹽産量は四十萬斤に減少したが、それでも四川鹽井の第五位の地位にあった。ただし、四川における鹽の總生産量からみれば、これは一パーセント未滿に過ぎなかった⁹。したがって、涪井監の豊富な鹽資源は北宋前期における四川南部の開拓の原動力であったものの、北宋後期における小鹽井の採掘技術の發展とともに、その重要性が次第に低下していったと考えられる。

また、馬は四川南部の主要な資源ではなかったが、宋代では、四川南部の城寨を貿易據點とし、さらに南方の大理國（現在の雲南省）から馬を間接的に輸入していた。その貿易ルートを担当していたのが、岷江南岸に居住した先住民部族たちである。この地域出産の馬は、軍馬として西北地域より劣等であるが、陝西あるいは四川北部邊境が不安定になった時には、この貿易ルートの重要性はより高まった¹⁰。

⁷ Richard von Glahn, “Civiizing the Frontier (II): Farming and commerce,” p.191. 賈大泉『宋代四川經濟述論』（四川省社會科學院出版社、1985年）、242頁。

⁸ 『方輿勝覽』卷62。『瀘州志』（『永樂大典』卷2218に所収）の「土産」には前書を引用したが、明代初期にはこの茶樹がすでに無くなったことが補記されている。北宋の茶資源の産地とその生産・販賣については、朱重聖『北宋茶之生産與經營』（臺灣學生、1985年）を参照。

⁹ 涪井監の鹽産量については、郭正忠『宋代鹽業經濟史』（人民出版社、1990年）第六章「鹽産與鹽利」と、梁庚堯『南宋鹽權：食鹽産銷與政府控制（重訂版）』（國立臺灣大學出版中心、2014年）第六章「南宋四川官鹽與地方財政」を参照。また、リチャード・フォン・グラン氏によると、涪井の鹽産量は十二世紀から下がっており、十三世紀後半には十二世紀の産量の29%（約12000斤）に減少した（Richard von Glahn, “Civiizing the Frontier (II): Farming and commerce,” pp.187-189）。

¹⁰ 當時の四川南部と廣南西部における馬貿易の情況と宋朝にとっての重要性については、劉復生『西南古代民族關係史稿』（上海古籍出版社、2020年）、227～237頁を参照。

四川南部の先住民部族として、烏蠻と僚人という二つの民族が存在していた。烏蠻は、現在のロロ族（彝族）の祖先であり、主に牧畜や雑穀栽培を生業としていた。彼らは唐末以降雲南地域において優勢となり、前蜀時期には悦江と納溪流域に北上し、この地域を支配していた¹¹。一方、僚人は、家畜の血を使う宣誓儀式、「鑿齒」という成年男子の通過儀式を有し、銅鼓を用い、焼畑を生業とした単一の種族、僚人と看做されている。宋の初期には、その一部が「獠戸」として瀘州の管轄下に編入され、その戸数は漢人と拮抗していた¹²。宋朝だけでなく、元・明朝が邊境經略において最も手を焼いた民族とされている¹³。この二つの民族は悦江流域と納溪流域の狹隘な平地と丘陵地に居住していた¹⁴。

なお、本論文で取り上げる北宋の史料には、宋朝と戦ったり、歸順したり、同盟を組んだりしていた先住民に対して「蠻」、「夷」、「獠」などの呼稱が散見

¹¹ 白鳥芳郎「南詔・大理の住民と爨・僂・羅羅・民家族との關係——雲南の蠻族烏蠻と白蠻とについて——」、劉復生「宋代「瀘夷」非烏蠻集團的民族成分」『西南民族學院學報（哲學社會科學版）』1987年第1期と「宋代「瀘夷」地區民族關係的演進」『四川大學學報（哲學社會科學版）』1995年第4期。また、後に引用する『輿地紀勝』（卷166 潼川府路・長寧軍）に引用された前蜀時の涪井刺史に関わる「記録文」にある「羅」氏一族については、佐竹氏は烏蠻羅氏と認めている（佐竹靖彦「瀘州江安縣生南耆」『劉子健博士頌壽紀念宋史研究論集』（同朋舎、1989年））。これに間違いなければ、十世紀初期には烏蠻の一部がすでに悦江流域を支配していたと認められる。

¹² 僚人の風俗については、劉復生「宋代「瀘夷」非烏蠻集團的民族成分」と郭聲波「宋代瀘屬羈縻州部族及其社會文化再探」『四川大學學報（哲學社會科學版）』第108期（2000年）を参照。僚人の生業については、佐竹氏は、北宋時期にこの地域の僚人は漢人の南下擴張に影響され、生産様式も焼畑から水田に変わっていった、とする（「宋代四川夔州路の民族問題と土地所有問題」）。また、北宋初期に瀘州の管轄下にあった僚人の戸数については、『太平寰宇記』（卷88 劍南東道）に、「皇朝管漢主戸二千四十七、僚戸二千四百一十五」と記されている。劉復生「宋代「瀘夷」地區民族關係的演進」も参照。

¹³ 葛紹歐氏は瀘州南部で北宋期に戦亂が頻繁に起こったことを指摘する（「北宋對四川的經營」『師大學報』第27期（1982年））。元代と明代には、僚人の一つである都掌蠻がこの地域を占據していた。王朝初期から萬曆元年（1573）にかけて、明朝は何回も都掌蠻を討伐した。屈川「川南「都掌蠻」消亡原因探析」『貴州民族研究』2003年第4期を参照。

¹⁴ 宋代の瀘州南部における民族分布については、佐竹靖彦「瀘州江安縣生南耆」。劉復生『僂國與瀘夷』（巴蜀書社、2000年）第五章「宋代「瀘夷」述論」を参照。また、中國の西南地域（四川省南部、雲南省）における僚人と爨蠻の發展については方國瑜『中國西南歷史地理考釋』（中華書局、1987年）と白鳥芳郎「南詔・大理の住民と爨・僂・羅羅・民家族との關係——雲南の蠻族烏蠻と白蠻とについて——」『民族學研究』第17卷第3・4號（1953年）を参照。

される。これらの史料用語がどの民族を指すのかについて定説はない。劉復生氏は、「蠻」と「夷」が混用されており、種族の表記と見なされないとするが、佐竹靖彦氏は、『長編』では「蠻」は烏蠻、「夷」は畝姓夷族と明確に區別されているという¹⁵。確かに、「蠻」と「夷」が區別されて用いられていることは多いが、例外もある。第一章で取り上げる眞宗朝の事件では、混用されているとみられる例がある¹⁶。そこで、本論文では、複雑な民族問題には分け入らず、ひとまず「先住民」と總稱するにとどめ、異なる時期・地域・事例において、宋朝政府と先住民部族との接觸・協力・衝突などの多様な関係のあり方に焦点を當てることにする。

二、 問題の所在

以上に述べたように、四川南部は陝西・河東・河北などの北方地域と異なる地理的・社會的環境にあった。宋朝はこれに對して、北方邊境とは異なる開拓を展開した。これは、宋朝邊境における政治制度史の全貌とその本質を解明する上で無視できない事例である。

陶晉生氏は、二十世紀後半に、宋朝と遼國が締結した澶淵の盟を對等的な外交關係と捉え、十世紀末に東アジアの國際關係が多國並立の時代へと變化した觀點を提示している¹⁷。これは宋代邊境の様相に新しい視點を提供した。

二十一世紀初頭になると、宋と遼、そして宋と西夏の境界に存在した國境線と、その周邊の防禦施設が研究されるようになった。この國境線は、金成奎氏によれば、十世紀後期から十一世紀にかけて、宋朝と遼國や西夏との和平協議および國境交渉によって徐々に明確化し形成されていったものとされる。また、宋と西夏の境界西部にあたるオルドス高原には塹壕が掘られた。これは高原地域で西夏の騎兵を防ぐための防禦施設であり、國境の境界標識としても役立った。宋と遼は、太行山が境界とされ、西部（宋の河東路北部）では緩衝地帯と

¹⁵ 劉復生「宋代「瀘夷」非烏蠻集團的民族成分」、同「宋代「瀘夷」地區民族關係的演進」、佐竹靖彦「瀘州江安縣生南者」。

¹⁶ 例えば、『長編』（卷 68 大中祥符元年二月癸卯）に江安縣の「蠻人」が戎州の内屬戸と巡檢の任賽を殺傷したと記されているが、後の記述には侍其旭の上書を除き、すべて「夷人」と記されている。これにより、江安縣の「蠻人」は夷人すなわち「畝姓の僚人」と同じだと考えられる。

¹⁷ 陶晉生『宋遼關係史研究』（聯經出版社、1984年）。

しての「禁地」が設けられ、東部では河川（拒馬河）と低濕地帯からなる自然的な境界が存在した¹⁸。

古松崇志氏は、金成奎氏の研究に基づいて、宋遼境界が明確化し、可視化された過程とその意義について詳しく論じている。前述の緩衝地帯の両側に塹壕も掘られ、宋朝と遼國の國境がはっきりと定義された。こうした明確な國境は、澶淵體制において兩國の平和維持に重要な役割を果たしたという¹⁹。さらに、このような明確な國境の出現によって、宋朝のエリート（士人・官僚）の中に、自國が單一民族と單一文化の國家であるという意識が初めて現れた、というニコラス・タケット氏の研究もある²⁰。

他にも、國境線周辺における宋朝の防禦施設と軍事體制についても研究されている。例えば、李華瑞氏は、宋夏境界の城・寨・堡について詳細に検討し、その構造と役割を解説した²¹。また、小笠原正治氏は、河東路と陝西路における弓箭手の募集と編成、田地の授與方法、軍事訓練について詳細に議論している²²。さらに、金成奎氏は、西北邊境における宋朝の蕃兵制度に焦點を当て、蕃兵制度が神宗朝から重要な軍隊として成長し、元豐期には蕃漢合一の將兵制が現れ、これが宋朝の正式的な兵種になったことを指摘している²³。これらの研究を通じて、邊境統治の擔い手である軍隊の様相が明らかにされてきている。

さらに、邊境の実態だけではなく、宋朝の邊境政策の形成と轉換の過程についても、研究が蓄積されている。李華瑞氏は、宋と西夏の和平協議（景德二年、1005）が成立するには、反戦派官員の議論が大きく作用していたこと、および慶曆年間（1041～1048）の兩國の戦争と和平協議（慶曆五年、1045）が慶曆改革の開始と失敗と密接に関連していることを指摘する²⁴。また近年、方震華氏は、和平協議後も安定にならなかったことによって、朝廷の反戦派の影響力が

¹⁸ 金成奎『宋代の西北問題と異民族政策』（汲古書院、2000年）第一章「宋代國境問題の基本性格と國境の諸相」。

¹⁹ 古松崇志「契丹・宋間の澶淵體制における國境」『史林』第90巻第1號（2007年）。

²⁰ Nicolas Tackett, *The Origins of the Chinese Nation: Song China and the Forging of an East Asian World Order* (Cambridge University Press, 2017)。

²¹ 李華瑞『宋夏關係史』（中國人民大學出版社、2010年）第八章「宋夏邊緣的城、寨、堡」。

²² 小笠原正治「宋代弓箭手の研究（前篇）」（東京教育大學文學部東洋史學研究室編『中國の社會と宗教（東洋史學論集 第二）』不昧堂書店、1954年所収）、同「宋代弓箭手の性格と構造」（『東洋史學論集 第三』不昧堂書店、1954年所収）。

²³ 金成奎『宋代の西北問題と異民族政策』第七章「宋代における蕃兵制の成立」。

²⁴ 李華瑞『宋夏關係史』第一章「宋初西部邊疆政策」と第二章「宋仁宗、英宗時期的對夏政策」。

低下し、結果として「漢代と唐代の統治地域を取り戻そう」（復漢唐故土）という意識が宋代中期に一部の文官、例えば范仲淹にも提唱されるようになったとする。そして、神宗朝の積極的な開拓政策の開始には、このような背景があったとも指摘する²⁵。

以上に紹介した通り、現在までの宋代の北方邊境をめぐる研究は、そのトピックが幅広く、豊富な成果を収めている。それと對照的に、四川南部を含む南方邊境に関わる研究は非常に少ない²⁶。もちろん、遼國や西夏からの壓迫のため、北方邊境の情勢は宋の國政に大いに影響し、重要な位置づけにある。しかし、その開拓政策と統治制度は、強力な外敵によって制約された側面もある。一方、南方邊境の場合、宋朝は優勢な軍力で軍事征服を遂行し、邊境統治を北方に比べればいくらかは理想的に行うことができたと考えられる。したがって、南方邊境を対象とする研究は、宋朝の北方邊境の統治を相對化し、宋朝全體の邊境統治に對して異なる視點と側面を提供できるだろう。

宋朝が大規模な開拓を行なった南方邊境は、荊湖路の溪峒地域と四川南部地域であった。前者については、すでに上西泰之氏の精緻な研究がある。氏は、荊湖地域における梅山峒蠻と誠徽州蠻への宋朝の開拓政策を対象とし、宋朝が二つの地理・社會環境に應じて異なる開拓策を取ったことを明らかにした。梅山峒蠻に對して、宋朝は嘉祐年間（1056～1063）と熙寧三～六年（1070～1073）の二度にわたり開拓を行い、行政の末端機構としての鎮・縣を増設して先住民を管理した。一方、山奥にあった誠徽州蠻に對しては、宋朝は熙寧八年から元豐三年にかけて（1075～1080）、この地域に州縣を設置して直轄統治を試みたが、実際には地理的條件に制約されたため、當地の楊氏勢力を溫存した、と指摘している²⁷。

それに對して四川南部の開拓過程を見てみると、荊湖路と比べていくつかの相違點がある。まず、四川南部において強力な部族がより多く存在した。また、

²⁵ 方震華「從和戎到拓邊——北宋中期對外政策的轉折」。

²⁶ 西北邊境と西南邊境の比較研究もあるが、南方邊境に関わる基礎的研究が不足しているため、一般論的な議論に終始するきらいがある。例えば安國樓氏は、西北邊境では嚴密な部族體制を実施し、西南邊境では唐代の羈縻體制を引き継ぎ、より緩やかな邊境政策を採用した、と指摘している（『宋朝周邊民族政策研究』（文津出版社、1997年）第三章「民族邊區的統治體制與北南差異」）。

²⁷ 上西泰之「北宋期荊湖路「溪峒蠻」地開拓について」『東洋史研究』第54卷第4期（1996年）。

その開拓期間は比較的長期間にわたり、開拓地域も廣範であった。そのため、開拓時期と地域に應じて多様な統治制度が採用された。この視点から四川南部の開拓に對して深く検討を加える必要があるだろう。

四川南部に對する研究としては、佐竹靖彦氏、リチャード・フォン・グラン氏、劉復生氏らによる積み重ねがある。

佐竹氏は、宋代の夔州路と瀘州南部は漢人社會から農耕技術を導入し、焼畑耕作から定畑耕作へ轉換していく過渡期にあったことを明らかにした。この生業様式の變化に伴い、先住民社會は世襲の部落長制と、部族首領による土地占有制へと轉換していった。佐竹氏の研究は、四川南部の先住民の社會經濟史に重要な指摘をしたのみならず、同地域における宋朝の地方行政制度にも觸れている。『祥符圖經』、『元豐九域志』、『江陽譜』という三つの地理志によれば、宋初から同地には郷里制度が實施されていたが、江安縣の場合、人口數の増加に伴う郷里の増設などの變化は見られなかった。その理由は、増加した人口はほとんど主戸（先住民部族首領）に従屬する客戶として組み入れられたためとされている²⁸。

かくして、四川南部の先住民部族の經濟形態と社會構造が明らかになり、それが宋王朝の統治制度と密接に關連していることが示唆された。筆者は、本論文において、佐竹氏の研究成果を踏まえ、宋朝が四川南部邊境において實施した各種の統治制度と先住民社會との關連について考察するものである。

また、リチャード・フォン・グラン氏は、政治經濟史の觀點から四川南部の開拓を研究し、宋朝が鹽資源の取得を目指して瀘州南部の開拓を開始した経緯や、開拓における宋王朝の施策と軍事行動について詳述している。氏によれば、神宗朝以降の四川南部開拓の動機は、鹽や農耕などの經濟的要因が影響しているが、開拓の契機は、王安石の政治理念に基づいている。すなわち、國家の經濟資源を制御し、生産量を最大化し、稅收を増加させることができる、という理念である。なお、氏は開拓後における宋朝の統治制度、例えば禁軍の増設と輪番駐屯、義軍と勝兵の設置など軍事體制の實施についても概略的に言及している。特に、北宋末には、先住民部族からなる地方武力に取って代わって、地方行政機關を増設して私的武力を制御した、という見解を示している。この見解は、今後の四川南部における政治制度史の研究に對して、有益な示唆を提供

²⁸ 佐竹靖彦「宋代四川夔州路の民族問題と土地所有問題」、同「瀘州江安縣生南者」。

しているものと言える²⁹。

さらに、劉復生氏は、宋代の史料に記録された羈縻州は多く有名無実であり、実際には多様な統治制度を実施したことを示唆している³⁰。ただし、宋朝の統治制度の具体的な内容にまでは踏み込んでおらず、さらなる検討を加える余地がある。

上述の先行研究を踏まえ、本論文は政治制度史の観点から、以下の二つの課題について論じる。

第一の課題は、宋朝の開拓政策の背景の再検討である。四川南部への開拓政策は、鹽資源の獲得を目指したものであった。しかし、四川は北宋時代では相対的に独立した政治的・経済的地域であったが、その軍事力は弱く、河東路や陝西路からの支援が不可欠であった。そのため、宋朝の對外政策、特に宋遼関係や宋夏関係、さらには東アジアの國際情勢が、四川南部の開拓に大きな影響を與えたことは疑いない。さらに、北宋前期の四川地域では鹽が不足しており、ゆえに涪井監の鹽資源が極めて重要であったのだが、仁宗朝中期に卓筒井技術に恵まれ小鹽井の生産量が急増したため、涪井監の経済的地位が變化した。これらの点から、北宋中期以降の開拓政策においては、政治的要因や軍事的要因が重視されるべきであり、それに加えて涪井監の鹽資源の役割の變化にも注目する必要がある。

第二の課題は、開拓後に実施した統治制度について、その具体的な内容と影響を明らかにすることである。開拓政策が行われた後、宋朝が長期かつ安定した統治を行うために、効果的な統治制度の確立は非常に重要であった。行政や軍事制度の設置に際しては、特に官吏や軍隊に供給する食糧の確保が課題であった。しかし、四川南部では食糧の生産が限られていたのみならず、地形的な制限もあったため、他地域からの食糧輸送も容易ではなかった。さらに、高温多湿の氣候は、北方からやってきた官員や兵士にとって健康被害を受ける可能性がたかねに付きまとう環境であった。したがって、この課題へ取り組む際には、地理的環境によって制約された行政機構や軍事體制に焦點を當てる必要がある。

²⁹ Richard von Glahn, *The Country of Streams and Grottoes: Expansion, Settlement, and the Civilizing of the Sichuan Frontier in Song Times*.

³⁰ 劉復生『西南古代民族關係史稿』第七章「間接統治形式：從道制到羈縻州制」と第八章「走向一統：元明時期的土司制度」。

また、四川南部の先住民部族は、宋朝を脅かすほどの軍事力こそなかったが、屢々小規模な紛争を起こしたこともある。それでは、宋朝は如何なる制度を通じて先住民を支配したのだろうか。そして先住民部族と如何に提攜し、あるいは對抗したのだろうか。これらは、すべて宋朝と先住民部族との相互関係にかかわる問題であるが、当地の安定統治において無視せざるを得ない課題である。

さらに、統治制度の強化にともなって、官員と兵士への給養、軍事施設や兵器の整備に多額の費用がかかるようになり、これが宋朝の財政に重い負擔をかけた。これは當時の政治的課題の一つであり、限られた資源を活用して地域の統治の安定性を維持することが求められた。

これらの宋朝が直面した統治上の政治的課題を踏まえながら、本論文では四川南部で実施した各統治制度の内容、目的、実施情況、および問題点について詳細に検討し、明らかにしていきたい。

三、 本論文の構成

四川南部の開拓は、大まかに眞宗朝、神宗朝、徽宗朝の三つの時期に分けることができる。

眞宗朝の大中祥符年間（1008～1016）に、宋朝は重要な鹽產地である涪井監の統治を強化し、初めて積極的に邊境政策を展開した。この時期、四川南部の開拓は、宋遼・宋夏関係と密接に関連している。また、当地の反亂を鎮壓した後、宋朝は涪井監とその周邊地域を穩健に統治するために、涪井監の軍事・行政體制の改善を開始した。**第一章**では、涪井監とその鹽資源の占有を中心に、宋朝と先住民との競合過程を確認し、最終的に鹽資源を宋朝が獨占できるようになった統治制度の特徴と問題点を検討する。

涪井監に限らず、北宋はその中期からより廣範な地域を開拓してきた。注目すべきは、神宗朝と徽宗朝に實施された開拓政策と統治體制である。

第二章では、神宗朝の熙寧六年（1073）から元豐五年（1082）にかけての時期に焦點を当て、この時期の開拓政策と動機が眞宗朝とは何か異なっているのかを解明する。また、悦江流域と納溪流域に居住した僚人と、密林以南に居住した烏蠻のそれぞれに対する統治體制を検討しつつ、開拓後に形成された瀘州義軍制度と羈縻體制からなる邊境秩序を明らかにする。

徽宗皇帝は、一見すると神宗朝に行われた四川南部での施策を繼承したが、

実際には異なる開拓政策と統治制度を実施した。**第三章**では、州・軍の新設と改廢の経緯、そして宋朝の直轄統治下の先住民（歸明人）に対する管理制度に焦点を當てる。特に、宣和三年（1121）に新設州・軍が改廢された原因とその後に宋朝による多元的な統治制度を明らかにする。

第四章では、徽宗朝に行われた軍事體制の整備と南宋中期に至る發展を檢討する。この時期に編成された瀘州・長寧軍勝兵、及び増員された瀘州と長寧軍の禁軍についてその具體内容を考察しつつ、これらの軍事體制が南宋前期にどのように發展したのか、如何に四川南部の安定化をもたらしたのかを明らかにする。

以上の四章によって、十一世紀から十二世紀にかけての期間は、四川南部が宋王朝の統治下に組み込まれた重要な時期であることが示されるだろう。本論文は、このような地域史の轉換點に着目し、その様相を解明し、そしてこれが宋朝の政治制度史においてどのような位置付けを持つのかについて檢討するものである。

第一章 宋朝による開拓の開始——瀘州涪井監の設置と鹽資源

はじめに

宋朝は乾徳三年（965）に後蜀を征服した後、川峽地域（現在の四川省と重慶市）を統治していた。但し、この新征服地の大半において宋朝は守勢に立っていたが、涪井監を含めた瀘州南部には擴張政策をとっていた¹。長江に合流する涪江の支流の一つ、悦江流域に所在する瀘州涪井監の井鹽の生産量は年間數十萬斤に達し、川峽地域における軽視し得ない鹽産地の一つとなった²。宋朝は、この鹽資源を獲得するために、「監」という鹽資源を管理する地方行政機關を設置した。その治所は、瀘州州城の南西二六三里にあり、その北の境界は戎州の南溪縣寨の南三五里にあった³（地圖を参照）。瀘州の涪井監は、宋朝による西南支配のフロンティアだったのである。

北宋の川峽地域、ことに西川では鹽不足の問題を抱えていた。後蜀政權が滅ぼされた後も、十世紀末に平民による反亂、たとえば、王小波・李順の亂（994）が起こったが⁴、その一因は鹽不足にあった。したがって、宋朝は、川峽地域を

¹ Richard von Glahn, “Salt and the Settling of the Sichuan Frontier,” *The Country of Streams and Grottoes: Expansion, Settlement, and the Civilizing of the Sichuan Frontier in Song Times* (Harvard University, 1987) pp. 71-72.

² 北宋では産鹽地域を、概ね解鹽（陝西・河北・京畿諸路の大部）、土鹽（河東路の北部）、井鹽（川峽）、海鹽（前三者以外の地域）という四つの生産地域に分けており、地域間の輸送と賣買は原則的に禁止されていた。太宗の端拱元年（988）に川峽の民用不足のために、仁宗の慶曆八年（1048）に解鹽の市場を広げるために、神宗の熙寧九年（1076）に鹽で四川の茶を購入するために、それぞれ一時的に解鹽の輸入が許されたことを除けば、井鹽は川峽地域のみに流通しており、川峽地域では當地で生産する井鹽しか購入できなかったのである。郭正忠『宋代鹽業經濟史』（人民出版社、1990年）第四章「宋代食鹽的流通（二）——運輸體制」、286～301頁と第六章「鹽産與鹽利」、賈大泉『宋代四川經濟述論』（四川省社會科學院出版社、1985年）第八章「井鹽和鹽政」、135～136頁、梁庚堯『南宋鹽權：食鹽産銷與政府控制』重訂版（國立臺灣大學出版中心、2014年）第六章「南宋四川官鹽與地方財政」を参照。

³ 『武經總要』前集卷20梓夔路。『元豐九域志』卷7梓州路。

⁴ 王小波・李順の亂の原因は、茶專賣制度の施行、現地官僚・豪族・農民（旁戸）の社會關係の變化にあるとされる（鳥居一康「王小波・李順の亂の性格：宋代四川の地主佃戸制との關連において」『東洋史研究』第29卷第1號（1970年）、丹喬二「宋初四川の王小波・李順の亂について——唐宋變革の一問題——」『東洋學報』第61卷第3・4號（1980年））。一方、郭正忠氏は、この亂を含めて北宋の川峽地域に起こった紛争と鹽不足の問題との關連性に

安定させるために、鹽不足を解消する必要があったのである。また、北宋では川峽地域が獨立した行鹽區とされ、他地域からの鹽の輸入が原則として禁止されていたので、地域内における鹽井をさらに開掘する必要があった⁵。そのために、太宗朝には涪井監を設置し、眞宗朝には井鹽を積極的に採掘し、鹽資源の占有を圖ったのである⁶。

涪井監一帯は、非漢人集團の居住地でもあった。それゆえ、涪井監の設置、經略の背景には、鹽資源をめぐる宋朝と先住民とのせめぎ合いがあった。序論で述べたように、瀘州より南方の先住民には、涪井監の東南方向に約百里離れた密林以南に居住した烏蠻⁷、涪井監がある悅江流域と近くの納溪流域の狹隘な平地に居住した斗（斗）という姓を共有する僚人が存在した⁸。

涪井監の鹽資源をめぐる宋朝と先住民の紛争については、裴一璞氏が詳細に研究している⁹。但し、宋朝が眞宗朝から先住民に鹽を賜與するという宥和的な政策を開始したという見解には、納得し難いところがある。董春林氏の論點はこれと異なり、宋朝は鹽の賜與・貿易を手段として、先住民に對する羈縻統制を強化したというものである。宋は先住民が生産する食糧と交換するために鹽を使い、また酋長の歸順を得るために生活必需品である鹽を獨占したとの指摘には首肯し得る¹⁰。しかし、軍事行動を準備し、監という行政機關を設置したことに注意を拂っていない。リチャード・フォン・グラン氏は、紛争の平定

着目する（「北宋四川食鹽危機考析」『中國史研究』1981年第1期）。

⁵ 郭正忠「宋代食鹽的流通（二）——運輸體制」、賈大泉「井鹽和鹽政」。

⁶ Richard von Glahn, “Salt and the Settling of the Sichuan Frontier,” pp. 86~88.

⁷ 『涑水記聞』卷13「瀘州蠻乞第犯邊」。また、烏蠻の羈縻州の内、納州は瀘州より五二七里にあり（『武經總要』前集卷20梓夔路）、歸徠州は瀘州よりおよそ七〇〇里にあった（『涑水記聞』卷13同箇所）とされるので、一部の烏蠻部族の中心は密林の少し南の山間にあったのであろう。

⁸ 瀘州南部の民族については本論文の序論を参照。

⁹ 裴一璞「宋代四川夷漢鹽權博弈與族群食鹽生態空間的重構」『四川師範大學學報（社會科學版）』第44卷第4期（2017年）。氏は、近年、宋元時期における官私鹽業の發展をめぐる議論しているが、主に政府と民間の鹽産業との競争關係、及び鹽資源の採掘に関わった宗教活動に注目しており、眞宗朝における涪井監での紛争については簡単に言及するに過ぎない（『宋元四川鹽業地理與區域社會研究』上海古籍、2019年）。

¹⁰ 董春林「以鹽制夷：宋代西南民族地區羈縻政策管窺」『廣西民族研究』第124期（2015年）。なお、北宋のことではないが、梁庚堯氏は南宋の官鹽による収入の財政用途を明らかにした。その用途は、先住民への賜與、官學の費用、鹽の生産に投入する資本（鍋本）、軍隊の維持費などであった。（「南宋四川官鹽與地方財政」）これは、宋朝が鹽で先住民を懐柔していた明證といえる。

と鹽資源の占有のために、宋が行った軍事行動とその後の駐屯禁軍の設置、すなわち地方戦力の増置に注目している¹¹。だが、この軍事行動が大中祥符年間に行われた理由及び眞宗が立てた邊境統治の方針と紛争の終結後に行われた統治強化との関係などの問題は解明されていない。これらは眞宗朝の邊境政策の全體において考察すべきである。

本章は、涪井監の設置をめぐる宋朝と先住民との争い——それは悦江流域の鹽資源をめぐる争いである——を仔細に検討し、宋朝の邊境統治の一面を明らかにしようとするものである。第一節では、唐末から前蜀にかけての悦江流域の状況を概観した上で、涪井監の設置時期について明らかにする。第二節では、先住民との間に勃発した鹽資源をめぐる武力紛争の経緯と宋朝が派遣した軍の組成を分析し、宋朝が大中祥符年間からこの地域を積極的に經略するに至った背景を解明する。そして第三節では、この紛争の終結後、宋朝が行なった軍事的・行政的改革を一瞥して、眞宗・仁宗朝における經略方針を明らかにする。

一、 瀘州涪井監設置に至る経緯

(一) 涪井監設置以前の状況

涪井監の設置時期については、『太平寰宇記』や『元豊九域志』といった宋代の地理書に記述が無く、また、『長編』には眞宗・大中祥符年間(1008～1016)以降のことしか記されていない。ところが、各地の遺蹟に関連する佚文が数多く収録されている南宋の王象之『輿地紀勝』には、悦江流域についても唐末～前蜀時期の記事が収められている(卷166 潼川府路・長寧軍¹²・軍沿革)。これまで等閑視されてきたこの史料は、涪井監設置の経緯を知る恰好の材料となる。以下、『輿地紀勝』の記事に據りつつ、涪井監の設置に至る経緯について検討してゆきたい。

¹¹ Richard von Glahn, "Salt and the Settling of the Sichuan Frontier," pp. 88-91.

¹² 徽宗の政和四年(1114)二月、涪井監が長寧軍に昇級された。『宋史』卷21 徽宗本紀、政和四年二月丁巳。その詳細については第三章を参照。

1. 唐末

僖宗蜀に在りしとき、韓秀昇の亂あり、涪井の道 梗がりて通ぜざれば、民は鹽食せず。〈通鑑。唐・僖宗中和三年（883）〉

僖宗在蜀、韓秀昇之亂、涪井道梗不通、民不鹽食。〈通鑑。唐・僖宗中和三年〉

黄巢の反亂軍が長安を占領する直前、僖宗は成都府に蒙塵し、江南からの貢賦と四川東部・南部の鹽に専ら頼ることとなった。これらの物資は、峽江を遡り成都府に通じる水路を經由して運ばれたが、中和二年（882）十月に涪州で勃發した韓秀昇の亂によってこのルートが途絶したため、糧食と鹽が輸送できない状態に至った¹³。『資治通鑑』卷 255 中和三年二月甲子に、

峽路招討指揮使莊夢蝶 韓秀昇・屈行從の敗る所と爲り、退きて忠州を保つ。（中略）江淮の貢賦は皆な賊の阻む所と爲れば、百官は俸無し。雲安・涪井の路通ぜざれば、民間は鹽を乏しくす。

峽路招討指揮使莊夢蝶爲韓秀昇・屈行從所敗、退保忠州。（中略）江淮貢賦皆爲賊所阻、百官無俸。雲安・涪井路不通、民間乏鹽。

とあり、遅くとも唐末の中和三年には涪井で井鹽が発見され、川峽北部に運び出されていたことがわかる。但し、元和八年（813）に成立した『元和郡縣圖志』には、瀘州の鹽井として可盛鹽井（江安縣の西北十一里）と富義鹽井（富義縣の西南五十步）の二つが記されるのみである（卷 33 劍南道下・瀘州）ことから、涪井における井鹽の「発見」は、元和年間より後のことと推測される。

2. 前蜀

僞蜀王建の時、涪井鎮と曰う。涪井刺史有り。〈僞蜀王氏の武成・永平の間（908～915）、涪井刺史羅元審・羅元信に賜いし牒に、之を涪井鎮と謂う。今羅氏の收むる所の告牒は猶お存す。〉

¹³ 『資治通鑑』卷 255 中和二年十月。

偽蜀王建時、曰涪井鎮。有涪井刺史。〈偽蜀王氏武成・永平間、賜涪井刺史羅元審・羅元信牒、謂之涪井鎮。今羅氏所收告牒猶存。〉

羅氏の告牒については、同じ『輿地紀勝』同卷にみえる「記録文」に次のようにみえる。

五代偽蜀敕牒〈武成三年（910）、涪井鎮羈縻十州五團土都虞侯羅元審に牒す。武成三年、涪井鎮羈縻涪州土刺史羅元楚に牒す。永平元年（911）、土兵馬使羅元審に牒す。〉

五代偽蜀敕牒〈武成三年、牒涪井鎮羈縻十州五團土都虞侯羅元審。武成三年、牒涪井鎮羈縻涪州土刺史羅元楚。永平元年、牒土兵馬使羅元審。〉

涪井鎮にあった涪井刺史は、羅元楚が任命された「涪州土刺史」と同一のものであろう。つまり、涪州は羈縻州として設置されたと認められるのである。前蜀政權は涪井鎮を設置し、羅氏を通じて悦江流域を羈縻支配していたのである。

では、同じく「記録文」に見える「涪井鎮」とは、いかなるものだったのであろうか。唐末五代初期の「鎮」には、軍事要所である軍鎮、商業貿易の結節点、経済的機能をもつやや大きな農業聚落、など多面的な性格があるため、涪井鎮の機能についても確定しがたいが¹⁴、涪井では大中祥符末年まで城寨が建設されず、周辺の農地の生産力も北宋に至るまで高くはなかったことから、この地において大規模な駐軍や防衛戦を展開することは困難であったと推測され、唐後期に設置された軍鎮とは性格を異にしたと考えられる¹⁵。

¹⁴ 唐末宋初の鎮の性格については、日野開三郎『唐代藩鎮の支配體制』（三一書房、1980年）第二部「團結兵・鎮將と藩鎮體制」五「唐代藩鎮の跋扈と鎮將」（1940年初出）と同氏『續唐代邸店の研究』（三一書房、1992年）七「草市の發展と店（三）」（1973年初出）、及び佐竹靖彦『唐宋變革の地域的研究』第四部第一章「唐代四川地域社會の變貌とその特質」（1985年初出）を参照。日野氏は、鎮は地方を統督するため、州治・縣治・邊境の守捉・戍のような交通軍事上の要所・小都市の経済的要地に配置され、地方巡檢のような職能を有したと指摘した。佐竹氏は、鎮の経済的機能に注目し、最初は自衛軍團の長を鎮將に任命したが、五代の間にはその商業的機能が主要になったと指摘する。

¹⁵ 佐竹靖彦『唐宋變革の地域的研究』（同朋舎、1990年）第四部第六章「宋代四川夔州路の民族問題と土地所有問題」（1968年初出）では、瀘州における農業の生産力は極めて低いと指摘する。また、『太平寰宇記』卷88 劍南東道・瀘州によれば、この地域では「刀耕火種」、すなわち粗放な焼畑による生産形態がとられたことから、農産物の交易が行われた可能性

なお、涪井鎮に隸屬した「十州五團」の「十州」は、郭聲波氏が指摘するように、瀘州管轄下の悦江流域における十個の羈縻州（涪州を含む）を指すと見てよからう¹⁶。「五團」については、史料も無くよくわからないが、宋代の荊湖路における溪峒諸蠻にも多数の「團」が存在していたことが知られており、先住民の集落を指すと見られている¹⁷。つまり、「十州五團」とは、悦江流域における羈縻州と先住民集落を併稱したものと考えられるのである。

武官である「涪井鎮羈縻十州五團土都虞侯」に任ぜられていた羅元審は、おそらく悦江流域の先住民の軍事力を統轄していたのであろう¹⁸。また、羅元審・羅元楚が授與されていた官職名にはいずれも「土」字を附されていることから、彼らは、前蜀の羈縻支配を受けていた先住民「烏蠻羅氏」の有力者であり、涪井鎮の実際の防衛を擔當したと考えられている¹⁹。

なお、羅元審が統轄した十州五團の軍事力は、前蜀に隸屬していなかったと考えられている。前蜀の王建が川峽地域に進出した際、先住民の軍事的支援を受けたことは夙に指摘されているが²⁰、おそらく羅氏は、こうした前蜀を支援

が極めて低かったと考えられる。

¹⁶ 郭聲波・魏超（『唐宋瀘屬西部羈縻州縣研究』『中國歷史地理論叢』第26卷第1輯（2011年））によれば、唐には、「十州」とは、筆架山以北の晏・思峨・長寧・涪の四州、及びそれ以南の薛・定・鞏・高・奉・扶徳州の六州であったという。これらの羈縻州の沿革と位置については、郭聲波『中國行政區劃通史 唐代卷・下冊』（復旦大學出版社、2012年）第七章「劍南道羈縻地區」を参照。

¹⁷ 上西泰之「北宋期の荊湖路「溪峒蠻」地開拓について」『東洋史研究』第54巻第4號（1996年）。氏は、楊晟らが熙寧八年に兵器を納めて宋に歸順したこと（『長編』巻267熙寧八年八月辛丑）から、「團」とは武装して他蠻あるいは漢人に對處した集落と言えよう」と指摘する。しかし、これは誠徽州蠻であった楊氏を例として展開した論點であり、氏が列舉した『元豐九域志』の記事には、こうした軍事的性格が見当たらない。瀘州の場合、都虞侯・兵馬使が十州五團を統轄したことから、「州」「團」ともに軍事的性格があったと考えられる。兩者の違いと團の様態に關しては後考に俟ちたい。

¹⁸ 日野開三郎『五代史の基調』（三一書房、1980年）第一部第二章「五代の制度」と第三章「五代の武人政治」（1944年初出）を参照。都虞侯は、鎮に派遣され、軍規を司った者であった。羅元審が擔當した土都虞侯は、おそらく邊境の安定維持のために賜與されたものであろう。

¹⁹ この點について、佐竹氏がすでに指摘している（『瀘州江安縣生南耆』『劉子健博士頌壽紀念宋史研究論集』（同朋舎、1989年）、240～242頁）。

²⁰ 佐竹氏によれば、王建政權の軍隊は雅州などにおける少数民族の支援を得たという。（『唐宋變革の地域的研究』第四部第三章「王蜀政權小史」（1986年初出））また、陶懋炳氏によれば、王建政權の成立には、川峽地域の先住民からの軍事的支援を得ることが重要だったという（『五代史略』人民出版社、1985年）そのため、瀘州の羅氏も前蜀政權との間に同様の軍事的繋がりがあった可能性が高いと考えられる。

した先住民勢力の一つであったと思われる。彼らは、その軍事力によって前蜀政權に協力し地域の安定を維持しつつ、悦江流域を支配したものと考えられる。つまり、當時の羈縻體制は、王朝が周邊地域の諸民族に對して州などを設置し間接的に支配した唐代とは異なり、彼ら先住民のリーダーに武官の稱號を與えることにより、その軍事力を利用するための仕組みを備えていたと見られるのである。

(二) 涪井監の設置と宋朝による鹽資源の占有

宋初における涪井監の設置について、『輿地紀勝』（卷 166）は以下のように記す。

國朝の初涪井監を置き、瀘州に屬せしむ。〈『輿地廣記』²¹。

國朝初置涪井監、屬瀘州。〈『輿地廣記』。

しかし、これが具體的にいつのことなのかを明示した史料は見当たらない。駱忠軍氏は、端拱年間（988～989）に成立したとされる『太平寰宇記』に「涪井監」の記述が見えないことから、その設置を、端拱年間以降、大中祥符年間（1008～1016）までのことと結論づけた²²。ところが、『太平寰宇記』（卷 88 劍南東道、瀘州）には、宋以前に瀘州に屬した溪洞羈縻州十六州のうち涪州など「九州が溝井監で紫竹を供輸する」、との記述がある²³。注目すべきは、清・光緒七年（1881）に成立した丁寶楨『四川鹽法志』（卷 4 井廠・沿革上）に見える次の記事である。

『利病書』引きて「溝井脈二」に作る。按ずるに、「溝」、疑うらくは「涪」の訛ならん。（中略）『郡國利病書』に云えらく、「溝井は縣の北の寶屏山の下に在り」と。

²¹ 『輿地廣記』（卷 31 梓州路）には、該當箇所は「皇朝置涪井監、屬瀘州」と記されている。

²² 駱忠軍『宋史・地理志』「涪井監」補正『江海學刊』2015年第5期。『太平寰宇記』の成書年代については、王文楚『太平寰宇記』成書年代與版本問題『復旦學報（社會科學版）』1996年第2期、張保見『太平寰宇記』成書再探——以樂史生平事跡爲線索『中國地方志』2004年第9期を参照。

²³ 宋本『太平寰宇記』はこの段を缺く。

『利病書』引作「溝井脈二」。按、溝、疑涪之訛。(中略)『郡國利病書』云、「溝井在縣北寶屏山下」。

ここでいう『郡國利病書』が顧炎武『天下郡國利病書』を指すことは言うまでもない。「四部叢刊三編」所収の顧炎武手稿本(上海商務印書館、1936年)は、該當箇所を「涪井」に作る(原編第19冊、95～96頁、川南井。『輿地紀勝』からの引用記事)ことから、丁氏が「溝」を「涪」の誤字であると推測したことは正しかったことがわかる。思うに、傍の「菴」の上部を「云」と書いた異體字があり、それに南宋・高宗の諱(構)を避けて下部の縦畫を缺筆した(𠄎)のが、かかる誤字の原因となったのではなかろうか。ともあれ、『太平寰宇記』に見える「溝井監」も、本来、「涪井監」と記されていた蓋然性は高い。このように考えて誤りないとすれば、涪井監は、端拱年間以前にはすでに設置されていたと見てよい。

井鹽の發見、涪井監の設置と宋朝による占有に関して、『輿地紀勝』は以下の二つの異なる所傳を記す。

① 李拽孫撰『慶元鹽官記』(卷166 潼川府路、長寧軍、風俗形勝)

初め、人未だ井有るを知らず、俄かに二人の牧するに因りて其の鹹を辨じ、之を有司に告ぐる有り、乃ち監を置き鹽を鬻ぐ。その井、鑿たずして自ずから成る。〈『慶元鹽官記』、李拽孫撰。但だ『通鑑』は唐末僖宗のとき、涪井の鹽は已に蜀の用に給せらると載す。ここに「國初始めて監を置く」と云うは、年月同じからず、今「國」字を削去す。〉

初、人未知有井、俄有二人因牧而辨其鹹、告之有司、乃置監鬻鹽。其井、不鑿自成。〈『慶元鹽官記』、李拽孫撰。但通鑑載唐末僖宗、涪井鹽已給蜀用。此云「國初始置監」、年月不同、今削去「國」字。〉

『慶元鹽官記』については、撰者の李拽孫を含めて詳細は不明であるが、書名から判断するに、南宋後半の慶元年間(1195～1200)頃に成立した書物であろう。前に見たように、涪井では唐末の時點ですでに鹽産が行われていたが、監が宋朝に獨特の行政区劃であったことを考えると、王象之のように涪井監の設置時期を唐末にまで遡らせる考えには同意できない。『慶元鹽官記』の冒頭

の字句は、もとの通り、「國初」とすべきである。但し、宋朝が無主地であった井鹽を開掘して始めたという李拽孫の記載は、所詮漢人側がその占有を合理化するために流傳された記事の一つであり、これによって、北宋初期には涪井の鹽井が知られていなかったとも言えない。

② 鹽井にまつわる古傳（卷 166 潼川府路・長寧軍・景物上・鹽井條）

古老相傳えて以爲えらく、「井は初め夷の羅氏に隸す。漢人の黄姓なる者與に議し、竹を刻み牌と爲し、大溪流に浮べ、之を得る者井を以て之に歸せんと約す。漢人 牌を得て、官に聞し、井は遂に漢の^{もう}有と爲る」と。今監中に廟を立ててこれを祀る。

古老相傳以爲、「井初隸夷之羅氏。漢人黄姓者與議、刻竹爲牌、浮大溪流、約得之者以井歸之。漢人得牌、聞于官、井遂爲漢有」。今監中立廟祀之。

古傳の眞偽はともかく、廟があったことは確かであろう。こうした所傳及び①の記述は、漢人側（宋朝側）が鹽井を占有する正當性・合理性を確立するためのものと見てよい²⁴。宋初の悦江流域では、もともと鹽を採掘していた先住民（羅氏）と後來の漢人との間で鹽をめぐる争いがあったが、結局、採掘權は漢人の手に落ちた。②の所傳は、漢人が宋朝に鹽の存在を通報し、王朝の力を借りて羅氏に取って代わったという話であろう。

かくして、悦江流域の鹽資源は、先住民から宋朝の手へ移った。しかし、鹽が生活必需品である以上、先住民にとってもそれは缺くべからざるものである。やがて宋朝が涪井監の管理を強化しはじめると、先住民との協調關係が崩壊し、両者の對立が鮮明となる。これについて次節で詳しく見てゆきたい。

二、 涪井監の鹽資源をめぐる紛争と宋朝の軍事行動

（一） 南方の邊境地域への着手——眞宗朝における邊境の統治策

宋太宗の即位初期には、政權の正統性を確立するため、積極的に北漢と遼國

²⁴ 裴一璞「宋代四川夷漢鹽權博弈與族群食鹽生態空間的重構」、130 頁。氏は、この二つの所傳を宋の政府が捏造した記事と見做している。しかし、捏造したのは、現地で鹽井を占有して鹽利を獲得した漢人である可能性が高い。

と夏州李氏勢力に對して軍事行動を起こしたが、第二次對遼戰爭（雍熙三年、986）に敗北した後、この方針は一變した。武人勢力の削減などの政策によって「内を重んじ外を輕んじる」という形勢が漸く形成され、對外戰爭が暫く中止された²⁵。こうした綏和策を受け繼いだ眞宗朝には遼國からの壓迫がのしかかっていたが、景德二年（1005）正月に遼國と對等な關係を結んだ澶淵の盟を成立させたことにより、國境線が安定した。また、朝廷内において盛り上がった反戰の世論にも影響され、景德三年（1006）に夏州を據點とした党項（タンクト）の李氏勢力と停戰協定を締結した²⁶。これ以後、北と西北の邊境が一時に安定し、北宋の政策も境域内の安定を求めるものとなった。

眞宗は、北方の邊境の安定のみならず、川峽・荊湖・廣南などの南方地域の安定にも意を用いた。

上は又た近臣に謂いて曰わく、「比來の備邊は、専ら西・北を意う。遠方の殊俗に至りては、要らず忽せにすべからず。川・廣・荊湖の如きは、常に須く軍伍を訓齊し、以て邊備と爲すべし」と²⁷。

上又謂近臣曰、「比來備邊、專意西・北。至於遠方殊俗、要不可忽。如川・廣・荊湖、常須訓齊軍伍、以爲邊備也。」

（『長編』卷 55 咸平六年九月）

²⁵ 漆侠「宋太宗雍熙北伐——宋遼戰爭研究之二」『河北學刊』1992年第1期、同「宋太宗與守内虛外」『慶祝鄧廣銘教授九十華誕論文集』（河北教育出版社、1997年）。李華瑞『宋夏關係史』（河北人民出版社、1998年）第一章「宋初西部邊疆政策」、26～29頁。

²⁶ 陳峰「北宋御遼戰略的演變與「澶淵之盟」的產生及影響」『史學集刊』2007年第3期。李華瑞氏によると、宋と夏州の李氏勢力の停戰合意は、拮抗する兩勢力によって締結された澶淵の盟と異なる。當時、李氏勢力は遼より弱かったが、眞宗の停戰決斷は朝廷の反戰派の議論に大いに影響されたという（『宋夏關係史』第一章「宋初西部邊疆政策」、29～39頁）。なお、古松崇志氏によると、澶淵の盟により、宋遼の國境線が明確に劃定され、それに緩衝地帯が設けられていた。この山川、界壕、盛り土から構成され、可視化された國境線こそが兩國間の平和維持に役に立ったという（「契丹・宋間澶淵體制における國境」『史林』第90巻第1號（2007年））。

²⁷ 『長編』卷 46 咸平三年正月己丑によれば、荊湖と江浙の軍事を強化している。ここでは川峽は言及されていないが、南方の軍事體制を強化する政策の發端は、咸平三年にあると考えよう。

咸平六年（1003）、眞宗はこれ以前の邊防體制が河北と陝西のみを重視していたのに対して、川峽と荊湖と廣南地域の邊防強化の方針を打ち出した。景德元年（1004）閏九月には、先住民の居住地に近い夔州と施州では、それまで訓練していなかった駐屯兵を定期的に訓練させるようにした²⁸。但し、この時点では北・西北の邊境問題が解決しておらず、北方の諸軍を南方に回す餘裕はなかった。

また、咸平六年に眞宗が夔州路轉運使の丁謂に邊境の安定策を尋ねた時、丁謂は次のように述べた。

若し委ねる所の官 功を邀めず、事を生じず、安靜を以て勝と爲し、凡そ制置する所は、一に前後の詔條に依るとすれば、則ち群蠻は必ず敢えて抵冒し、妄りに天誅を干さず。

若所委之官不邀功、不生事、以安靜爲勝、凡所制置、一依前後詔條、則群蠻必不敢抵冒、妄干天誅矣。

（『長編』卷 55 咸平六年十二月乙亥）

丁謂は、邊防をゆだねた官人が詔書と法令に従い、邊境でいたずらに事を生じるようなことがなければ、先住民側も動亂を起こさないだろうと指摘し、眞宗はこれを認めた。つまり、南方邊境地域においては、地方の戦力が整備されるとともに對外擴張は控えられたのである。涪井監においても、そうした方針が取られたことを、紛争の過程から確認する。

²⁸ 『長編』卷 57 景德元年閏九月癸亥。

(二) 紛争の過程

表一、眞宗朝・大中祥符年間の涪井監での武力衝突をめぐる年表

	年 代	事 件	史 料
第一回の武力衝突 (大中祥符元年～三年 (1008～1010))	元年二月癸卯	江安縣の蠻人が戎州の内屬戸と江安縣の巡檢の任賽を殺害。	『長編』 卷 68
	二年四月戊子	先住民の安撫のために侍其旭を派遣。 宋貴和 (または宋賁) は江安縣の知縣、本縣監押を兼務。	『長編』 卷 71
	二年四月甲寅	瀘州による増兵の願いを卻下。	
	二年七月丁巳	侍其旭が涪井監を視察したことを契機に、紛争が再發。	『長編』 卷 72
	二年八月甲申	孫正辭が陝西軍を率い、冬に涪井監の先住民を討伐する計画を立てる。	
	二年九月戊午	孫正辭が「白芳子弟」を募集。	
	二年十二月庚子	孫正辭が先住民を討伐した後、涪井監に到着。	『長編』 卷 73
	三年二月庚子	瘴氣のため、二月に撤兵。紛争の抑制のために史崇貴が暫く瀘州軍馬事を擔當。	
	三年三月壬辰	戦功によって孫正辭、侍其旭たちに恩賜	
第二回の武力衝突 (大中祥符六年 (1013))	六年九月	これ以前に晏州の先住民が駐泊監押の平言を殺害し、紛争が勃發。	『長編』 卷 81
		王懷信が陝西軍などを率いて涪井監の先住民を討伐。	
	六年十二月壬午	反亂した部族が涪井監に投降。紛争は平定。	『長編』 卷 82
	七年正月丙申	將領と兵士に恩賜。	

紛争の發端となる出來事は、眞宗の大中祥符元年 (1008) 二月に起きた。

瀘州 言えらく、「江安縣の蠻人 戎州の内屬戸を殺傷すれば、同巡檢・殿直の任賽 兵を領し追捕するも、害する所と爲る」と。

瀘州言、「江安縣蠻人殺傷戎州内屬戸、同巡檢・殿直任賽領兵追捕、爲所害」。

(『長編』卷 68 大中祥符元年二月癸卯)

『太平寰宇記』によれば、瀘州には「獠戸」が存在したという（卷 88 劍南東道）。「江安縣の蠻人」については、その所屬關係が明確でなく、獠戸であるかどうかは斷言できない。ただ、その地理的な位置と、後の事件の發展の経緯から見て、悦江流域における先住民と推測される。最初に戎州管轄下の先住民（内屬戸）と悦江流域における先住民との争いが起こって、現地の武官まで殺された。一年間續いた紛争に對して、翌年四月、眞宗は、侍其旭²⁹を敕使として現地に派遣し、梓州路轉運使や瀘州の知州とともに先住民の招撫に當らせた。同時に、前梓州轉運使李士龍の意見を採用し、富順監監押宋貴和を江安縣の知縣かつ監押に任命し、精兵三百人を授けて派遣した³⁰。

眞宗が立てた平定方針は、次の二點である。まず、『長編』に、

瀘州 言えらく、「近界の諸蠻は交ごも相侵奪すれば、請うらくは兵を益し之を禦がんことを」と。上 曰わく、「遠方の人、但だ須らく撫慰し、安定せしむべきのみ」と。

瀘州言、「近界諸蠻交相侵奪、請益兵禦之。」上曰、「遠方之人、但須撫慰、使安定耳。」

（卷 71 大中祥符二年四月甲寅）

とあるように、現地の官員たちは増兵の強硬策を請求したのに對し、眞宗は先

²⁹ 『長編』の各處、『宋會要』兵 10-2、『宋史』卷 496 西南諸夷には「侍其旭」、『宋會要』蕃夷 5-14 には「侍其衡」と記されている。だが、『宋史』卷 326 には「侍其曙」の傳記があり、清代に成立した『欽定續通志』（卷 346 列傳・宋）と『四川鹽法志』（卷 28 職官・鹽官表）には「侍其曙」と記されている。明らかな誤りである「侍其衡」はともかく、「侍其旭」は彼の本名なのか、宋英宗の諱（曙）を避けて「曙」を「旭」に改名したのか。まず、『長編』には彼と同時代に任官した王曙の名前がこのまま記されているので、李燾は「曙」を避けていなかったことがわかる。また、侍其旭は、科擧に合格せず恩蔭によって三班使臣の殿前承旨となり、ついで咸平中（998～1003）に官途を開始した。英宗が「趙曙」と賜名された嘉祐七年（1062）には彼はまだ健在で仕官しているとすれば少なくとも八十歳以上ということになり、宋代官員の平均年齢の六十歳前後をかなり上回るのので、彼は避諱のために改名させられた蓋然性が極めて低い（宋代官員の年齢については、吳志浩「宋代士人平均死亡年齢考」『浙江學刊』2017 年第 4 期を参照）。したがって、「侍其曙」は、『宋史』の編纂者が「旭」を避諱とみなして「曙」に書き直し、それが清代にも受け継がれたのであろう。

³⁰ 『長編』卷 71 大中祥符二年四月戊子。『宋會要』蕃夷 5-14。

住民間の争いを軍事的に制壓するのではなく、安撫するのが邊境の安定をもたらす最上策と考えていた。また、紛争の波及する恐れがある邊境地域、すなわちフロンティアにあった江安縣に對しては、宋貴和などを増援させるという軍事方針が定められた。前年、夔州路の高州で起こった五團蠻の反亂に對しても、眞宗は同様に、

蠻夷自ら相攻むるを以て、若し便ち兵を出だせば、即ち疑懼に至らん。但だ詔して邊備を謹み、輕擧するを得る無かれ。

以蠻夷自相攻、若便出兵、即至疑懼。但詔謹邊備、無得輕擧。

(『長編』卷 68 大中祥符元年二月己亥)

というように、邊境の防禦に集中する穩便な解決策を指示している。

鹽資源をめぐる宋朝と先住民勢力との紛争が表面化したのは、大中祥符二年(1009)七月のことである。侍其旭が瀘州に到着した時、先住民は謝罪のために瀘州に集まり、家畜を殺して宣誓をした³¹。これにより、紛争が一時平定された。しかし、侍其旭が涪井監の調査に入ると、衝突が再び起こった。彼と隨行する部隊は數十人の先住民を殺し、その首領を三人捕えたが、兵員不足だったので一時撤退した³²。

その後、侍其旭の増兵請求に同意した中央政府は、知慶州孫正辭、環慶路駐泊都監張繼勳とその配下の陝西禁軍に先住民を討伐させた。同年十二月から翌年の二月にかけて、孫正辭らはこの陝西禁軍と、現地で徴發された郷丁から編成した「白芡子弟」を率いて悦江上流域まで進攻し、抵抗する先住民勢力を平

³¹ 大中祥符二年七月の記録には簡略に「牲を殺し誓を爲す」としか記していないが、大中祥符六年には同地で行われた宣誓儀式が詳しく記されている。この「打誓」と呼ばれている宣誓儀式は、竹門を作ってその上の横竹に猫、犬、鶏各一匹を犠牲として吊り下げ、これらの家畜の血を酒と混ぜて飲み、部族の長老が刃物を手にして宣誓する、というものである(『長編』卷 81 大中祥符六年七月乙未。『宋會要』蕃夷 5-17)。これは、川峽南部の僚人社會にはよく見られるものであり、大中祥符二年七月にも同様の儀式が行われたはずだが、この時に宣誓した内容については記されていない。僚人の打誓の風俗については、郭聲波「宋代瀘屬羈縻州部族及其社會文化再探」を参照。

³² 『長編』卷 72 大中祥符二年七月己未。ここに言及される鹽井の詳細な位置情報が記されていないが、侍其旭と孫正辭が軍事行動を行なった場所から推論すると涪井監に違いない。

定した³³。注意すべきは、大中祥符二年九月、孫正辭からの再度の増兵請求が眞宗に拒否されたことである。これは、瀘州南部では軍糧の供給が難しかったことによる。眞宗は、これ以上反亂を追い詰めるのではなく、丁謂の提案により夔州路で行われた先住民との盟誓の記録をが作った誓約を孫正辭らに與え、参考にさせた³⁴。すなわち、今回の軍事行動では、侍其旭と孫正辭は強硬策をとろうとしたが、眞宗は先住民の安撫と涪井監を含む瀘州地域の安定を優先した。これは、前に述べた眞宗朝の穩健策と一致する。

同様のことは大中祥符六年（1013）にも発生した。瀘州に所屬する羈縻州の一つであった晏州の多剛縣の斗望をはじめとする先住民は、涪井監を略奪し、現地の武官を殺害し、家畜を掠奪した。瀘州の知州は反亂を平定するために武官の文信を派遣したが、文信は敗れて殺害され、鹽井が占據され、現地の漢人は戎州に逃亡した。これに對し、七月に梓州路轉運使寇瑊は梓州路諸州の部隊を江安縣に集め、武力を誇示して近くの先住民に斗望と共謀しないように諭告した。まもなく、納溪と悅江流域と密林以南の生界における多くの先住民部族は、江安縣の近くの清浮壩に集まって「打誓」を行なった。この誓約では、先住民側は宋朝とともに反亂した部族を討伐することを誓い、宋側は鹽、酒、衣服などを與え、斗望らを征伐する時に各部族を侵奪しないと約束した。一方、寇瑊の増援請求に同意した中央政府は、内殿崇班王懷信を嘉眉戎瀘等州水陸都

³³ 『長編』卷 72 大中祥符二年八月甲申・九月戊午・十二月庚子、卷 73 大中祥符三年二月庚子・三月壬辰。『宋會要』兵 10-2～10-3、蕃夷 5-15～5-16。孫正辭が派遣された八月二日には、彼の肩書は「黎雅等州水陸都巡檢使」であったが、黎・雅州の反亂が平定された八月十六日には、孫正辭はまだ着任していなかった。（『長編』卷 72 大中祥符二年八月戊戌）また、九月七日には孫正辭がすでに瀘州で郷丁を徵發していたこと（『長編』卷 72 大中祥符二年九月戊午）からすれば、彼は陝西から直ちに瀘州に向かったのではないだろうか。

³⁴ 『長編』卷 72 大中祥符二年九月戊午、「孫正辭等（中略）請濟師。上以邊徼窮僻、供億非易、不許。仍詔正辭等、如蠻寇不受招安、已經誅剪畏服、勿窮追之。又言蠻性獷悍、往者丁謂夔州安撫有誠誓、並令歃血爲盟、署鐵石柱以志其事、條制甚多、詔樞密院錄示正辭等。」『宋會要』兵 10-2 もほぼ同じ。ここに記される「血を歃り盟を爲す」は、前述の「打誓」と同じと考えられる。また、瀘州で鐵柱や石柱に盟約を刻むことは、他の史料には見当たらないが、湖南路の溪州では、（馬）楚が當地の彭氏勢力と血を飲んで宣誓し、盟約を銅柱に刻み、この盟約が宋代まで繼承・増訂されている。溪州の銅柱については、岡田宏二『中國華南民族社會史研究』（汲古書院、1993 年）第三編第一章「五代楚王國」の第三節「溪州の銅柱」（1984 年初出）には銅柱の基本情報と銘文、校勘があり、他には李榮村「金石萃編溪州銅柱記的兩個問題」『中央研究院歷史語言研究所集刊』第 52 卷第 4 期（1981 年）を参照。

巡檢使に任命し、寇賊とともに斗望らの討伐にあたらせた³⁵。同年十一月から翌年の正月にかけて、王懷信らは嘉眉兵・陝西禁軍・忠勇禁軍・白芳子弟を率い、涪井監を奪還して斗望らの部族を大破した。結局、斗望らは涪井監に向かい、「打誓」を行なって再び涪井監を含む州縣を侵奪しないと宣誓し、宋側は牛と酒を彼らに贈った³⁶。

このように、涪井監の鹽資源をめぐり、宋朝と先住民とは衝突を繰り返した。先住民は自らの鹽資源を奪還しようとし、宋朝はその占有を確かなものにするために、涪井監に對する統治を強化しようとした。そして、この目的を遂行するため、より強い軍隊を派遣することとなったのである。

(三) 宋朝軍の編成——特に禁軍について

大中祥符二年の宋朝軍は、陝西禁軍と白芳子弟によって構成され、六年の軍はこの二つの部隊と嘉眉兵、益州の忠勇禁軍によって構成された。「白芳子弟」とは、瀘州一帯の山川の地形を熟知する現地の住民より徴發した者である³⁷。しかし、主力として戦ったのは禁軍であった³⁸。では、この禁軍はどのような兵士によって編成されていたのであろうか。

³⁵ 『長編』卷 81、大中祥符六年七月乙未、「先是、晏州多剛縣夷人斗望行牌率衆劫涪井監、殺駐泊借職平言、大掠孳畜。知瀘州江安縣奉職文信領兵趨之、遇害。民皆驚擾、走保戎州。轉運使寇瑊即令諸州巡檢會江安縣、集公私船百餘艘、載糧甲、張旗幟、擊銅鑼鼓吹、自蜀江下抵清浮壩、樹營柵、招安近界夷族、諭以大兵將至、勿與望等同惡。未幾、納溪藍・順州刺史史介松、生南八姓諸團、烏蠻犏廣王子、界南廣溪移・悅等十一州刺史李紹安、山後高・鞏六州及江安界娑婆村首領、並來乞盟。(中略)瑊給以鹽及酒食・針梳・衣服、署大榜付之、約大軍至日、揭以別逆順、不殺汝老幼、不燒汝欄棚。(中略)上遣內殿崇班王懷信乘傳與瑊等議攻討招輯之宜。」『宋會要』蕃夷 5-17 もほぼ同じ。

³⁶ 『長編』卷 81 大中祥符六年七月乙未・十二月壬午。『宋會要』兵 10-3～10-4、蕃夷 5-18～5-19。『長編』には、六年十二月に反亂を平定したと記されているが、『宋會要』には七年正月に宋軍と反亂した斗望らの部族との最終戦、及び斗望の歸順のことが詳細に記されているので、この紛争は大中祥符七年正月に終わったと推測される。

³⁷ 白芳子弟に関わる研究には、佐竹靖彦「宋代四川夔州路の民族問題と土地所有問題」、劉復生「「白芳子弟」考索——兼論宋代郷兵的一個特例」『社會學研究』1994 年第 6 期がある。佐竹氏によれば、白芳子弟とは、現在の瀘州東北部、沱江の下流における豪族の私的武力であったという。劉氏によれば、白芳子弟とは、私的武力の性格をもつ、川峽地域特有の郷兵であったという。

³⁸ 王曾瑜『宋朝軍制初探（増訂本）』（中華書局、2011 年）第二章「北宋前期和中期的禁兵」と第三章「廂兵等軍種」を参照。

乃ち懷信に詔して嘉眉戎瀘等州水陸都巡檢使と爲す。(中略) 及び陝西虎翼・神虎等兵三千餘人を發す。(中略) 上因りて樞密使陳堯叟に謂いて曰わく、「往時 孫正辭は蠻を討つに、虎翼小校の衆を率い險を冒す者三人有り。朕その姓名を志し、今以て懷信に配す。(中略) 又た益州に忠勇軍士二百有り、前に王均を討ちて功有り。懷信に給し先鋒と爲すべし」と。乃詔懷信爲嘉眉戎瀘等州水陸都巡檢使。(中略) 及發陝西虎翼・神虎等兵三千餘人。(中略) 上因謂樞密使陳堯叟曰、「往時孫正辭討蠻、有虎翼小校率衆冒險者三人。朕志其姓名、今以配懷信。(中略) 又益州有忠勇軍士二百、前討王均有功。可給懷信爲先鋒。」

(『長編』卷 81 大中祥符六年七月乙未)

大中祥符二年十一月、孫正辭が陝西禁軍を率い、涪井監に進撃した。『長編』に「陝西兵の嘗て戰陣を経る者を發す」と明記されている通り、この陝西禁軍は夏州の李氏勢力と戦っていた精強な軍隊である³⁹。この中には、戦後に恩賞された虎翼軍、つまり眞宗が言及した「冒險者」が含まれるであろう⁴⁰。

大中祥符六年七月の紛争には、陝西禁軍の虎翼軍(または保捷軍⁴¹)・神虎軍と益州禁軍の忠勇軍が派遣された。そのうち、一指揮に過ぎない忠勇軍⁴²は、定員のほぼ半数にあたる二百人であったが、この規模では主力として増援するのは難しかったであろう。そのため、主力を擔った部隊は、虎翼軍、神虎軍、

³⁹ 『長編』卷 72 大中祥符二年八月甲申・十一月丙寅。

⁴⁰ 『長編』卷 73 大中祥符三年五月癸巳に、「補虎翼軍士張福・郭玘・盧興爲軍小校、劉福爲隊長、賜錦袍・銀帶。福等隸戎瀘州巡檢、討蠻、保於百井谷茵鬲山、寨柵峻不可陟、福等六人願先登、捫蘿躡石、累足一跡而上、遂破之、二人死焉。是日、軍還、對於便坐、特加獎擢。」とあり、生き延びたのは四人で、眞宗が言う三人と異なる。大中祥符三年以降に、その中の一人が亡くなったのであろうか。

⁴¹ 『宋會要』兵 10-3 には、虎翼軍の代わりに保捷兵を派遣したと記されている。紀年は「六月七月」と記されているが、四川大學古籍整理研究所點校『宋會要』(上海古籍出版社、2014年)は、これを「六月七日」と改めている。しかし、同書の蕃夷 5-17 には、「(大中祥符六年)七月、詔遣內殿崇班王懷信乘傳與轉運使寇瑊等體諒招誘綏撫方略。」とある。両者は同一の事を指しており、「六月七月」を「六年七月」とすべきである。

⁴² 『宋史』卷 187 兵志・禁軍上・建隆以來之制・侍衛司・步軍。この條にある「易州」は「益州」の誤りである。易州は太宗の雍熙四年(987)にすでに遼國に占領されていたから、この時点で易州から軍隊を徵發することはありえない。忠勇軍は益州(成都)より徵發したものである。

保捷軍の陝西禁軍であった。

表二、大中祥符年間に涪井監方面へ派遣された陝西禁軍の出身と駐屯地⁴³

禁軍號	設置時期	兵士の出身	駐屯地
神虎軍	咸平五年（1002）	陝西の州兵と河東の州兵 ⁴⁴	主に陝西、一部は山東
保捷軍	咸平四年（1001）	陝西沿邊の郷丁、保毅 ⁴⁵	
虎翼軍	太平興國中（976～984）	雄武弩手等より選擇	京畿

表二によれば、神虎軍と保捷軍は、咸平四年～五年、陝西の地方武力より選抜し、陝西に駐屯していた。虎翼軍は京畿に駐屯していたが、その一部は京畿以外に派遣されたことがある。

これより先、兩路都部署王漢忠等を遣わして兵五千を領し後殿と爲さしむ。而して邊臣 應援の及ばざるを慮れば、詔すらく、虎翼卒三千を發して漢忠と會し、六千を以て環慶路に屯せしめ、二千を涇原路に屯せしむ、と。先是、遣兩路都部署王漢忠等領兵五千爲後殿。而邊臣慮應援不及、詔、發虎翼卒三千與漢忠會、以六千屯環慶路、二千屯涇原路。

（『長編』卷 52 咸平五年六月乙酉）

咸平五年（1002）三月、靈州が夏州の李繼遷に占領された⁴⁶。宋朝はこれに對して、京畿の虎翼軍三千人を増派し、環慶路・涇原路に駐屯させた。おそらく、宋夏戦争が一時休戦になった景德年間（1004～1007）にも、陝西に駐屯していた虎翼軍は京畿に召還されておらず、大中祥符年間に涪井監に派遣されたと推測される。

したがって、この陝西禁軍は眞宗朝に編成され、または派遣され、陝西に駐屯した部隊であり、當時急速に勢力を伸ばしていた西北邊境の李氏勢力に對應

⁴³ 『宋史』卷 187 兵志と『長編』により作成。宋代の軍隊編成については、王曾瑜「北宋前期和中期的禁兵」を参照。

⁴⁴ 咸平六年の河東兵の應募については、『長編』卷 54 咸平六年四月乙丑を参照。

⁴⁵ 保捷軍の徵發と選擇については、『長編』卷 49 咸平四年九月庚寅を参照。

⁴⁶ 李華瑞「宋初西部邊疆政策」。

しようとしたものであった⁴⁷。これらの實戦経験を持った軍隊がのちに涪井監に派遣されたのである。

(四) 陝西禁軍派遣の背景

大中祥符年間以前、川峽地域において禁軍が主力となった戦争は四回あった。即ち、後蜀平定戦（965）、全師雄の亂平定戦（965）、王小波・李順の亂平定戦（994）、王均の亂平定戦（1000）である⁴⁸。これらの戦争は主に川峽地域の中心都市である益州で起こったため、京畿から精鋭部隊を派遣する必要があった。

川峽地域の南部邊境に位置する涪井監は、中國の福建・兩廣・雲南などの南方地域と同じく、高温多湿な環境に生じ、風土病をもたらす「瘴癘」の地であった⁴⁹。ことに瘴氣が強い三月から十月にかけては進軍することが困難になり、政府が兵士に瘴氣用の薬を賜與した記事が多く見られる⁵⁰。北方で成長した陝西兵にとっては、こうした環境も大きな障害となった。では、三千人以上の陝西禁軍が派遣された理由は何だったのであろうか。

第一の理由は、川峽地域における駐兵不足である。王曾瑜氏によれば、眞宗朝以前、禁軍はほぼ京畿に集中しており、地方では屯駐や駐泊の名目で中央禁軍を更戍制で駐屯させていたが、それ以後は地方に就糧禁軍の名目で常駐する

⁴⁷ 党項との戦争のため、眞宗朝で禁軍の規模が擴大されたことについては、王曾瑜「北宋前期和中期的禁兵」を参照。

⁴⁸ 『宋會要』兵 7-24 によると、後蜀政權の征服では、宋の上四軍であった龍捷軍、虎捷軍が主力軍とされた。また、『宋史』卷 278 雷有終傳と『宋會要』兵 10-10 によると、李順の亂と王均の亂鎮壓のため、神衛軍、すなわち元の虎翼軍が派遣されたことがわかる。王曾瑜「北宋前期和中期的禁兵」を参照。

⁴⁹ 張利利「近千年來川渝地區的瘴氣研究」第二章「川渝地區瘴氣的分布與變遷」西南大學修士論文、2009 年を参照。

⁵⁰ 『長編』卷 72 大中祥符二年八月甲申、「遣陝西轉運使李士龍乘傳與正辭等偕行、供給軍需。其將士計程、俾冬初到彼、以春夏瘴毒故也。」『長編』卷 73 大中祥符三年正月己未によると、三月から瘴氣が起こるため、二月には兵士を近隣の州縣に駐屯させている。ここに言及した大中祥符六年の紛争及び神宗・熙寧と元豐年間や徽宗・政和年間にも十月～三月の間に進軍するという日程は維持されていた。例えば、熙寧六年に熊本が寧遠寨の近くに軍を進めた時（『長編』卷 249 熙寧七年正月甲子）、元豐三年～五年に韓存寶や林廣が烏蠻の乞弟を攻撃した時（『長編』卷 311 元豐四年正月辛卯、卷 320 元豐四年十一月辛丑、卷 323 元豐五年二月丙辰）も、秋冬期に軍事行動をとっている。元豐四年の際に發せられた神宗の詔書には、「林廣累りに進兵の次第を奏し、極めて遲緩と爲す。今は已に深冬にして、若し更に春に涉り、天氣漸く暖く、煙瘴霖雨すれば、轉た巢穴を窮討し難し」とある。張利利「近千年來川渝地區的瘴氣研究」第二章「川渝地區瘴氣的分布與變遷」を参照。

地方禁軍も現れたという⁵¹。したがって、この時点では、川峽地域の兵力は不足していた。

益州に中央禁軍が駐屯したことに關する史料は少ないが、淳化五年（994）九月、王小波・李順の亂の平定には、禁軍の姿が見られる。

この月、張詠始めて益州に至る。これより先、陝西の民に運糧を課し以て蜀師に給する者、路に相い屬ぐ。詠亟やかに城中に屯する所の兵數を問うに、凡そ三萬人なり。

是月、張詠始至益州。先是、陝西課民運糧以給蜀師者、相屬於路。詠亟問城中所屯兵數、凡三萬人。

（『長編』卷 36 淳化五年九月）

ここにいう「蜀師」とは、のちに反亂を起こした王均がこのとき西川駐泊都虞侯を務めていたことから⁵²、神衛禁軍と推測され、亂の平定後もこの軍が川峽地域に駐屯していたと考えられる。

眞宗朝以降、益州には地方禁軍たる忠勇軍が設置され、これ以外の地方にも禁軍の姿が見られるようになった。例えば、涪井監には三班借職の武階を帯びる駐泊、すなわち駐屯禁軍の長官が置かれた⁵³。川峽地域の各州に駐屯する中央禁軍は、二年ごとの輪番で駐屯した⁵⁴。ただ、これらの駐屯禁軍は兵數が少なかったので、近隣の地域を支援するには不足であった。のちの大中祥符六年の紛争では、

城奏すらく、「𡗗望等嘗て二年春を以て涪井監を燒く。（中略）今請うらくは嘉眉兵を發して捕翦し以てこれを震懼せしめんことを」と。

⁵¹ 王曾瑜によれば、宋初の「屯駐」は邊境の諸州に、「駐泊」は總管に隸屬したという（「北宋前期和中期的禁兵」）。

⁵² 『長編』卷 46 咸平三年三月春。

⁵³ 『長編』卷 81 大中祥符六年七月乙未。この年、涪井監で先住民に殺害された平言の官職は、「駐泊借職」である。また、「借職」は北宋前期の武階、三班使臣に屬する三班借職を意味する。これらの武階と官職については、第三節で説明する。

⁵⁴ 『長編』卷 56 景德元年二月。

城奏、「𡗗望等嘗以二年春燒涪井監。(中略)今請發嘉眉兵捕翦以震懼之。」

(『長編』卷 81 大中祥符六年七月乙未)

とあるように、梓州轉運使寇瑊は嘉州・眉州に駐屯する中央禁軍たる「嘉眉兵」を出陣させるよう願い出たが、眞宗はそれ以外に、陝西禁軍と益州禁軍をも援軍として派遣することにした⁵⁵。これは、兵員が少ない嘉眉兵のみを派遣すれば、援軍としては不十分だと考えたのであろう。

第二の理由は、陝西が川峽地域と軍事的・経済的に緊密な関係を有していたことである。周知のように、宋代では「内を重んじ外を軽んじる」という政策を準則として大軍は常に開封府の近くに駐屯した。但し、澶淵の盟以前は遼國からの壓迫が強かったので、河北にも精銳の部隊が配置されており、それ以後は北宋の主敵が夏州の李氏勢力になるに伴い、その軍事的な重心も陝西に移ってゆく。

また、陝西と川峽地域は地理上の近鄰性のみならず、交通・物流のつながりも緊密であった。例えば、熙寧七年(1074)に川峽で榷茶法が行われるとその茶利を熙河路經略の財源としたり、さらに川峽の茶を陝西に送って青唐族の馬を買ったりしたことがある⁵⁶。一方、熙寧九年に梓州路と夔州路の鹽の成都での販賣が禁止された時も、解鹽の搬入を陝西商人の手に委ねた⁵⁷。したがって、川峽地域は、陝西からの増援を仰ぎやすかったのである。

第三の理由は、陝西がこの頃、相對的に安定した地域になっていたことである。

西蜀の戍卒 歳滿つれば當に代わるべし。議者以爲えらく、高年を遣わせ

⁵⁵ 『長編』卷 81 大中祥符六年七月乙未。

⁵⁶ 北宋後半、川峽の茶は年間四百～五百萬斤が甘肅・青海に流出していた。梅原郁「青唐の馬と四川の茶——北宋時代四川茶法の展開」『東方學報』(京都)第 45 期(1973 年)を参照。

⁵⁷ 梅原郁「青唐の馬と四川の茶——北宋時代四川茶法の展開」、206～209 頁。郭正忠氏によれば、解鹽を川峽に輸送するルートは、陝西の永興軍(長安)を經由して南下するものであり、また陝西から川峽への鹽の輸送路は三つあった。第一は永興軍や鳳翔から終南山を越えて利州路の洋州へのもの、第二は鳳翔から秦嶺を越えて興元府に着き、興州を經由して南下するもの、第三は鳳翔から嘉陵江を遡って劍州を経て成都へのものであったという(『宋代食鹽の流通(二)——運送體制』、293～301 頁)。

ば則ち緩急事を誤り、精銳を發すれば則ち險遠の地 防轄に難からん、と。樞密院言えらく、陝西の振武郷兵は、各おの資産有り、今西鄙事無ければ、戍を代わらしむべし、と。詔してこれに従う。

西蜀戍卒歳滿當代。議者以爲、遣高年則緩急誤事、發精銳則險遠之地難於防轄。樞密院言、陝西振武郷兵、各有資産、今西鄙無事、可遣代戍。詔從之。

〔長編〕 卷 64 景德三年十一月庚戌)

景德三年には、西邊における平和のために中央禁軍の代わりに陝西の郷兵を駐屯させることになった。景德元年に夏州の李氏勢力の長である李繼遷が戦死し、その翌年に後継者たる李徳明と宋は戦争終結のための交渉を開始した。李繼遷の晩年から国内には天災による飢饉が起り、国外では回鶻と吐蕃を經略しようとしていた。一方、宋側は、澶淵の盟の締結後、李氏勢力に全力を投入できるようになったが、當時反戦論が盛り上がり、景德三年に停戦の合意に達した。そして、李元昊が宋との戦争を再開した景祐元年（1034）までの間、宋の西北邊境は、「西鄙事無し」、すなわち相對的に平穩な状態にあった⁵⁸。その結果、陝西に駐屯した兵士を他地域に派遣できたのである。景德三年に陝西の郷兵を西川に駐屯させたのも、大中祥符年間に陝西禁軍を瀘州地域に出動させたのも、その背景にはこうした宋と李氏勢力の外交關係の變化があったのである。

以上に見てきたように、大中祥符年間に起こった涪井監における二度の紛争に陝西禁軍が派遣されたのは、川峽地域における駐屯禁軍の兵力が手薄であったからである。それゆえ、宋朝は一時休戦して平穩となっていた西北邊境から、陝西禁軍を涪井監に増援させることにしたと考えられる。

三、 大中祥符年間以降における涪井監の統治強化

宋朝は、涪井監の鹽資源を占有しようとして、大中祥符年間に涪井監を軍事

⁵⁸ この時期の宋夏關係については、杜建録『西夏與周邊民族關係』（甘肅文化出版社、2017年）上篇第三章「夏宋關係」と、李華瑞『宋夏關係史』第一章「宋初西部邊疆政策」と第二章「宋仁宗、英宗時期的對夏政策」を参照。

的に征服し、以後はこの地域を守るため、統治を強化した。

煮井、則ち川峽四路。大は監と爲し、小は井と爲す。監には則ち官を置く。
煮井、則川峽四路。大爲監、小爲井。監則置官。

(『長編』卷 97 天禧五年)

宋初の行政区劃のうち、「監」は、主に鐵錢・銅錢の鑄造、牧馬の飼養、鹽の生産などの資源の生産と流通を管理するものである。川峽地域では、鹽井の規模によって鹽の生産・流通を管理する監または井が置かれた。涪井は大きな鹽井として監が設置されていた。しかしながら、『長編』に、

上封者言えらく、「戎・瀘州の夷人 前歳に梗を爲すは、蓋し涪井監 深く溪洞に入れ、官司 人の往來少なければ、茲の稔惡を致せしならん」と。
丁丑、江安縣の監軍に詔して量りて兵を分けこれを巡警せしむ。
上封者言、「戎・瀘州夷人前歳爲梗、蓋涪井監深入溪洞、官司少人往來、致茲稔惡。」丁丑、詔江安縣監軍量分兵巡警之。

(卷 73 大中祥符三年四月乙亥)

とあるように、涪井監は瀘州の州治から随分離れ、丘陵と溪谷が多くある険しい夷地に囲まれており、ここに往來していた官員が少なく、反亂を醸成する素地があった。

大中祥符二年の紛争が終わった後、涪井監の管理方針が少し変わってきた。まず、紛争の再発を防ぐため、陝西禁軍を召還する際、川峽南部で先住民対策に当たった経験がある史崇貴を權管勾瀘州軍馬事、すなわち瀘州で軍隊を統率する臨時的軍事長官とした⁵⁹。また、「上封者」が言及した問題を解決するため、江安縣に駐屯した部隊の一部に定期的に涪井監を巡察警戒させた。この部隊は、前年の李士龍の建議に見られる江安縣に派遣された三百人の精鋭であると推

⁵⁹ 『長編』卷 73 大中祥符三年二月庚子。

測される⁶⁰。つまり、この時期に瀘州の軍備は強化されたが、涪井監には常駐する部隊が配置されておらず、當地の治安や先住民に関することは瀘州、特に江安縣の官僚と軍隊に任されていたと考えられる。

大中祥符六年の紛争の終結を境として、涪井監に対する統治の強化策がいくつかとられた。これらの改革は眞宗朝の邊境の統治方針と一致し、涪井監の防衛を目的として展開された。

第一に、涪井監に初めて禁軍が駐屯したことである。

丙戌、梓州路轉運使寇瑊、峽路鈐轄司をして弓弩手禁軍五十人を發し、瀘州涪井監に屯せしめんことを請う。これに従う。(中略) 甲辰、瀘州涪井監の戍兵をして、今自り分番して往かしむ。其の地に瘴疫多きを以ての故なり。

丙戌、梓州路轉運使寇瑊、請令峽路鈐轄司發弓弩手禁軍五十人、屯瀘州涪井監。從之。(中略) 甲辰、令瀘州涪井監戍兵、自今分番而往。以其地多瘴疫故也。

(『長編』卷 83 大中祥符七年九月丙戌・甲辰)

この弓弩手禁軍は、峽路において唯一の禁軍である寧遠軍と推測される。寧遠軍とは、西川の廂兵である克寧・威棹兵より選抜されて戎州に駐屯した、大中祥符六年(または七年)に成立した禁軍である⁶¹。この中から五十人ほどの部隊が涪井監に駐屯した。但し、前章で述べたように川峽西部出身の兵士にとっても耐えがたい環境だったので、この部隊を輪番で駐屯させた。つまり、宋朝は涪井監の秩序を維持するため、西川の廂兵の一部を禁軍に改編して駐屯させたが、當地の生態環境を考えて、兵は少数にとどめ、輪番としたのである。

第二に、江安縣を中心に點在する五つの州・監を總括した「戎・瀘・資・榮州・富順監都巡檢司」なる軍事組織が設置されたことである⁶²。

⁶⁰ 『長編』卷 71 大中祥符二年四月戊子。

⁶¹ 『長編』卷 83 大中祥符七年八月辛巳。『宋史』卷 187 兵志・禁軍上・建隆以來之制・侍衛司・步軍。成立時期について、『長編』は「七年」、『宋史』は「六年」とする。

⁶² 『長編』卷 83 大中祥符七年十一月戊戌。

戎瀘資榮州・富順監都巡檢使の公署は戎州に在り、涪井監を去ること百里を踰ゆるに近し。夷寇驚擾すれば則ち應援するも及ばず、望むらくは江安縣に徙置せんことを。これに従う。

戎瀘資榮州・富順監都巡檢使公署在戎州、去涪井監近踰百里。夷寇驚擾則應援不及、望徙置江安縣。從之。

〔『長編』卷 89 天禧元年三月壬寅〕

大中祥符七年十一月、この都巡檢使の治所は戎州に設置されたが、涪井監で起こった紛争に速やかに軍事的に對應できるように、天禧元年（1017）に江安縣に移されたのである。これにより、紛争が起こった際には、涪井監から都巡檢使に通報し、寧遠軍による軍事支援が得られるようになった。

第三に、涪井監に防禦施設が整備されたことである。

戎・瀘州巡檢使王懷信ら言えらく、「(中略) 涪井監は舊と城隍無し、今請うらくは瀘州の軍士を發して隍を浚い城を築かんことを。(中略)」と。詔して可とす⁶³。

戎・瀘州巡檢使王懷信等言、「(中略) 涪井監舊無城隍、今請發瀘州軍士浚隍築城。(中略)」詔可。

〔『長編』卷 82 大中祥符七年三月辛卯〕

前述したように、涪井監から戎州まで通報するには多大な時間を要し、涪井監に駐屯する禁軍も少数であったため、いったん紛争が起こると、十分に對應できなかつた。そのため、城郭と外濠が建設されたのである。

第四に、先住民との交易が展開されるようになったことである。前文で一部引用した王懷信の建言に、

⁶³ ただ、『長編』卷 87 大中祥符九年八月甲申には、「戎瀘資榮州都巡檢使張元普請城涪井監、上慮擾人生事、不許。」とあり、その二年後にも城壁の修築が再提案されているが、眞宗に卻下された。

近界の蠻人に監に赴き馬を鬻ぐ者あり、請うらくは戎州の例に比^{なら}い直を給してこれを^{あきな}市わしめんことを。

近界蠻人赴監鬻馬者、請比戎州例給直市之。

(『長編』 卷 82 大中祥符七年三月辛卯)

とあるように、瀘州南部に平和がもたらされると、戎州の先例を参照して涪井監で先住民と馬などを交易する市場を設置した。これによって、宋側は先住民に生活必需品を供給する一方で軍馬を獲得することで、先住民の略奪を防ぎ、軍備を増強することを目指したのである。

かくして初歩的段階の防禦體制が整った。同時に涪井監の官僚組織が増置されたかは、史料には明確に記されていないが、仁宗朝の史料が手掛かりになる。

大中祥符六年から、宋朝は涪井監を占有して防衛を強化したが、その周囲の土地を統治下に入れていなかった。その背景には、監における鹽の生産者などの漢人と監の周りに居住していた先住民との交流が盛んになって、両者の紛争が頻発したことがあったとみられる。仁宗朝になると、慶曆四年(1044)と皇祐元年(1049)と嘉祐二年(1057)に涪井監が近くの先住民に再び攻撃された⁶⁴。このうち慶曆四年四月と七月、および嘉祐二年二月の紛争の原因は不明だが、皇祐元年二月の紛争は、涪井監に戸籍があった漢人⁶⁵が晏州の先住民に借金を返さずに一人の先住民を殴って傷つけたことにより勃発した。瀘州知州張昭信はすぐ對應して先住民を安撫したものの、監の管理者は逆に兵を派遣して先住民の村落を攻撃して十人を殺害した。これにより紛争が擴大した。

こうした問題に對應するため、慶曆六年(1046)と皇祐三年(1051)にそれぞれ、涪井監の官員の選任を路の轉運使と鈐轄使に委ねるという改革案が提出された。

(慶曆) 六年五月十九日、臣寮上言すらく、「(中略) 今、瀘州の涪井監と江安縣は須べからく得力の人に藉りて禦備すべし。(中略)」と。詔すらく、

⁶⁴ 『長編』 卷 148 慶曆四年四月丁巳、卷 151 慶曆四年七月辛未・甲申、卷 166 皇祐元年二月庚辰、卷 185 嘉祐二年二月己酉。『宋會要』 蕃夷 5-21～22。

⁶⁵ 史料には主犯者が「監戸」と記されている。これについて他に史料はないので詳細は不明だが、おそらく監に登録された漢人の戸であろう。

「今後、瀘州の涪井知監及び監押、江安知縣は、本路の轉運・鈐轄司をして預め先に使臣を選擧して以聞せしめよ」と。

(慶曆)六年五月十九日、臣寮上言、「(中略)今、瀘州涪井監江安縣須藉得力人禦備(中略)。」詔、「今後、瀘州涪井知監及監押、江安知縣、令本路轉運・鈐轄司預先選擧使臣以聞。」

(『宋會要』兵 27-37)

(皇祐)三年三月、前知益州田況言えらく、「(中略)蓋し本監は人を得ざるに由りてこれ(涪井監の反亂)を致す。請うらくは今より轉運・鈐轄司をして、官を擧げて知監・監押と爲さしめ、代還の日に特に一資を遷せ」と。これに従う。

(皇祐)三年三月、前知益州田況言、「(中略)蓋由本監不得人致此。請自今令轉運・鈐轄司、擧官爲知監・監押、代還日特遷一資。」從之。

(『宋會要』蕃夷 5-22)

北宋では、地方官による官吏の任用権がかなり制限されていたが、一部の邊境では路の監司、例えば轉運使、鈐轄司にその管轄範圍における州級の知州・通判、縣令などを任用または薦擧する権限を賦與した⁶⁶。涪井監の場合では、地域の安定を維持するために、先住民のことを熟知し、よく管理できる者を選任する必要があつて、路の監司に在地の有能者を薦擧させようとしたのである。

これらの建言によつて、當時涪井監に「知監」と「監押」が監戸と先住民との紛争、及び先住民の安撫を任務として設置された。「知監」は、「知～監事」、つまり監の行政事務を主管する官職であり⁶⁷、皇祐元年の知監の劉繼英は左侍禁、つまり三班使臣の武階を有していた⁶⁸。知涪井監は監戸と鹽井の生産事務

⁶⁶ 苗書梅『宋代官員選任和管理制度』(河南大學出版社、1996年)第二章「官員除授制度」、176-180、186-190頁。

⁶⁷ 『宋會要』職官 47-1。

⁶⁸ 『長編』卷 151 慶曆四年七月戊子。梅原郁『宋代官僚制度研究』(同朋舎、1985年)第二章「宋代の武階」(1984年初出)と第三章「差遣—職事官の諸問題」によれば、軍隊が駐屯し、漢人と先住民とが雜居する邊境地域に武官知州、武官知縣が置かれることは少なくなつたという。瀘州の場合、熙寧五年(1072)六月に權御史中丞鄧綰は瀘州知州張宿を彈劾し、

を管理する武官と推測される。「監押」は、「兵馬監押」として屯戍・邊防・訓練などの軍事事務を掌る武官である⁶⁹。涪井監監押は、駐屯する禁軍と地方部隊を管理かつ統率するものと見なしてよからう。

また、宋では、鹽の生産・貯藏・販賣が、政府もしくは政府が委任する商人によって行われていた⁷⁰。こうした専賣制度や商税の徴収のために税務や税場が設置され、都監や監押が監官として置かれたのである⁷¹。おそらく涪井監の場合では、「知監」と「監押」は交易場と鹽専賣の商税の徴収にもあたったと推測される。

こうした「知監」と「監押」の設置は、駐屯禁軍の増設、經濟活動の展開と密接に関連していた。これらの官員の増置時期は明確にわからないが、大中祥符七年七月甲辰の詔書の対象は瀘州涪井監の「駐泊」・「監井」使臣である⁷²。このうち「駐泊」は軍事を掌って「監押」に對應し、「監井」は鹽政を掌って「知監」に對應すると思われる。この時にも使臣、すなわち下級武階を帯びる官員に涪井監の軍事と鹽事を擔當させた。この後、監の事務が増大し、先住民との往來が頻繁になっていくのに伴い、「知監」と「監押」という二つの官職が確立されたと考えられる。

なお、眞宗朝から涪井監に派遣された官員は、概ね湖南地域あるいは川峽南部の鹽や先住民問題を扱った經驗をもつ者であった。前に言及した江安縣知縣宋貴和⁷³は、富順監監押だったことがあり⁷⁴、瀘州軍馬使史崇貴は、嘉州・桂州

改めて文官を知州に派遣するよう提案し、それが受け入れられた（『長編』卷 234 熙寧五年六月甲戌、卷 235 熙寧五年七月辛丑）。つまり、それまでは瀘州に武官の地方官が多數派遣されたと考えられる。

⁶⁹ 『宋會要』職官 49-1。

⁷⁰ 郭正忠『宋代鹽業經濟史』第三章「宋代食鹽的流通（一）——收購與倉貯體制」。佐伯富『中國鹽政史の研究』（法律文化社、1987年）第四章「近世における鹽政」第二節、宋代における鹽政。

⁷¹ 税務、税場などの稅收機關と主管の監官については、加藤繁「宋代商稅考」『支那經濟史考證』下卷（東洋文庫、1953年）所收（1934年初出）。

⁷² 『長編』卷 83 大中祥符七年七月甲辰、「詔瀘州涪井監駐泊并監井使臣、自今能撫綏蠻人、邊界無事、代還日、當議甄獎。」。

⁷³ 『宋會要』蕃夷 5-14 は宋賁に作る。しかし、『長編』卷 81 大中祥符六年七月には、「又使臣宋賁屢規畫溪峒事、(中略)可遷其秩、使知江安縣。」とあって、知江安縣への任命時期が異なっており、どちらかが誤りだと考えられる。

⁷⁴ 『長編』卷 71 大中祥符二年四月戊子。

に任官したことがあり⁷⁵、大中祥符六年に前線に向かった梓州轉運使寇瑛（原名は寇玟）は、その前年に權知施州として夔州路の先住民の討伐に功をあげていた⁷⁶。また、皇祐元年の紛争の平定に功があった知涪井監劉繼英と資榮州巡檢王齊雄⁷⁷は、ともに慶曆四年に起こった涪井監における戦争に参加した経験がある⁷⁸。特に、眞宗が史崇貴を瀘州軍馬使に任命したのは、『宋會要』に、「崇貴の嘗て使いして彼に在るを以て、頗る蠻情を知る。故に以てこれに命ず。」

（以崇貴嘗使在彼、頗知蠻情。故以命之。（兵 10-3））とあるように、彼が先住民のことをよく理解していたと判断されたからである。朝廷は彼らの経験を頼りに、この特殊な地域を確實に安定させようとしたのである。

以上をまとめると、宋朝は大中祥符二年の紛争の後に瀘州や江安縣の官員に涪井監の事務を兼掌させ、その軍隊に巡回させ、大中祥符六年以後は涪井監に禁軍を駐屯させ、防禦能力を強化する一方で先住民を安撫するため、彼らとの交易を行い、かくして増加した涪井監の事務——鹽資源の管理と先住民に関わる雑務——を処理させるため、遅くとも慶曆年間までに知監・監押などのポストを増設し、経験を有する武官を配置したのである。

おわりに

本章では、涪井監の歴史を通じて、北宋眞宗期における開拓政策と統治強化のあり方を検討してきた。

悦江流域ではすでに唐末には鹽資源が発見され、川峽地域に供給されていた。唐の滅亡後、川峽地域に割據した前蜀政權の武成三年（910）時点では涪井鎮が設置されており、先住民の烏蠻羅氏を羈縻支配した。おそらく、羅氏は前蜀政權の協力者として、悦江流域を實質的に支配したのであろう。

乾德三年（965）、宋は後蜀を征服すると、羅氏より鹽資源を奪取しようとし、端拱年間（988～989）までにこれまでの鎮に代えて涪井監を設置した。眞宗朝の景德年間（1004～1007）に遼國と李氏勢力との戦争が暫く終息したが、すで

⁷⁵ 『長編』卷 65 景德四年二月壬申、卷 66 景德四年八月己未。

⁷⁶ 『長編』卷 78 大中祥符五年九月甲申。

⁷⁷ 『長編』卷 167 皇祐元年七月癸丑。

⁷⁸ 『長編』卷 151 慶曆四年七月甲申・戊子に、「甲申、梓州路運司言、『夷賊復寇三江寨、涪井監指揮使・散直王用等領衆擊走之。』（中略）戊子、徙知瀘州左侍禁・閣門祇候李康伯同提點淮南路刑獄、右侍禁劉繼英・三班奉職王齊雄並遷一官。康伯等皆捕擊夷賊有勞也。」

に咸平年間（998～1003）後期から川峽地域を含む南方地域の邊防が重視されるようになっていた。こうした背景のもとで、宋朝は悦江流域の經略に積極的に乗り出す。そして大中祥符年間（1008～1016）に、當地の先住民を主とする紛争が勃發する。

この時期の紛争において、宋は陝西禁軍を主力として派遣した。その背景としては、①川峽地域には中央禁軍が駐屯していたものの、その役目は駐屯地域の安定を圖ることであったため、動員できなかった、②陝西は川峽地域と地理的に隣接し、盛んに物資を流通していた、③李氏勢力が弱まったことで、陝西の軍事的緊張が緩和された、の三點があった。

紛争の終結後、宋はこの地域の統治を強化していった。なかでも大中祥符七年以降に行われた、以下の三つの施策が重要である。すなわち、①西川の廂兵から優れた兵士を選んで寧遠禁軍が設立され、涪井監と戎州などの五つの州・監に駐屯させ、この地域の軍事力を統合する江安縣を中心とする都巡檢使が置かれたこと、②涪井監に城寨などの防禦施設が建設されたこと、③先住民を安撫するため、先住民との交易が行われたこと、である。なお、交易事務と鹽資源・監戸の管理、先住民の安撫などの涪井監の事務に對處すべく、遅くとも慶曆年間までに涪井監監押が軍事長官として、知監が行政長官として置かれた。これらの地方官には、概ね湖南地域もしくは川峽南部において先住民と井鹽に関わる實務經驗を有する者が配された。

十一世紀後半の神宗期は、周知の如く、宋朝が積極的に邊境を開拓していった時代である。瀘州南部では、熙寧六年（1073）に先住民の土地を漢人が侵奪することを禁ずる法令が廢止され⁷⁹、元豐五年（1082）には、悦江流域の南において樂共城などの軍事施設が整えられた⁸⁰。これらのことから、神宗期において、漢人は涪井監よりさらに奥地に入り込み、宋朝は統治領域を広げていったことがわかる。このような開拓が進行する中で宋朝は如何なる施策を實行したのか、涪井監の先住民との關係がどのように變化していったかは、第二章で検討したい。

⁷⁹ 『長編』卷 245 熙寧六年五月辛未。

⁸⁰ 『長編』卷 324 元豐五年三月甲午。

第二章 神宗朝における瀘州南部の開拓 ——瀘州義軍の成立と羈縻體制をめぐって

はじめに

北宋の神宗朝（1067～1085）は、積極的に邊境地域を開拓した時代である。當時、陝西の熙河地域、荊湖地域、四川の渝州・瀘州南部の地域は、主要な開拓地域と認識されていた¹。神宗朝の開拓政策の全貌を明らかにするためには、これらの地域における開拓過程を検討する必要がある。これらの三地域の中で、熙河地域と荊湖地域での開拓についてはいくつかの先行研究があるが²、瀘州南部地域³を取り上げた専論は管見の限り見当たらない。

本題に入る前に、神宗朝以前における北宋と瀘州南部の関係を確認しておこう。まず、眞宗朝の大中祥符年間（1008～1016）に、悦江流域にある涪井監に産出する鹽資源を獨占するために、涪井監における軍事組織と行政組織が強化されていったが、その結果、悦江流域において鹽の採取・輸送・交易をめぐる漢人と僚人との紛争が頻発した⁴。

本章で取り上げる神宗朝（1067～1085）になると、涪井監だけでなく水域部に續發した叛亂を安定化させ、かつ冗員の削減と軍隊素質の向上という軍事改革、及び邊境における財政と軍事の自立が求められるようになった。その達成を目指したのが王安石の改革である。この改革の開始を背景として、涪井監鹽井を中心とする經營策は、邊境での農地を開拓する方針に変更された。この開

¹ 『東坡奏議』卷15「代張方平諫用兵書（熙寧十年）」に、「於是王韶構禍於熙河、章惇造孽於橫山、熊本發難於渝瀘。然此等皆戕賊已降、俘纍老弱、困敵腹心、而取空虛無用之地、以爲武功。」とあり、反戦を主張していた官員はこの三つの地域への軍事行動を否定した。したがって當時の人にとっては、王韶の熙河路の經略、章惇の荊湖南路と北路との經略、熊本の梓州路と夔州路との經略が、主要な軍事行動であったと思われる。

² 熙河地域については、榎一雄「王韶の熙河經略に就いて」『榎一雄著作集』第七卷『中國史』（汲古書院、1994年）所收（1940年初出）。荊湖地域については、上西泰之「北宋期荊湖路「溪峒蠻」地開拓について」『東洋史研究』第54卷第4號（1996年）。

³ 本章で取り上げた瀘州南部とは、岷江の支流たる悦江流域と納溪流域（本章で水域部と併稱）、及び水域部以南における「箐」すなわち密林だとされる山城を指す。

⁴ Richard von Glahn, "Salt and the Settling of the Sichuan Frontier," *The Country of Streams and Grottoes: Expansion, Settlement, and the Civilizing of the Sichuan Frontier in Song Times* (Harvard University press, 1987) pp. 82-87 と第一章を参照。

拓は、熙寧六年（1073）から始まった。最初、四川の駐屯軍と郷兵、及び陝西・河北からの兵士より編成された軍隊を派遣し、徐々に水域部を征服して統治下に組み込んでいた。さらに、元豐三年～五年（1080～1082）には、これ以南の烏蠻勢力にも軍事行動を起こし、乞弟勢力を殲滅した。

かような開拓の結果、北宋は前線を涪井監から密林の前まで進め、大半の水域部の平坦地を獲得した。この時点で、北宋の直轄地域と思われていた「省地」の範囲も、明確に定義し擴張させた⁵。これらの「省地」では、僚人を支配するために保甲制が実施され、さらに元豐五年には、より厳密な管理方法が適用される軍の性格をもつ瀘州義軍が置かれた。一方、北宋は南に戦線を擴大させ、烏蠻と地理的に隣接したために両者の関係は變化した。その結果、瀘州南部では、北宋・僚人・烏蠻の三者による新たな邊境秩序が形成された。

安國樓氏は、北宋の邊境で行われていた統治制度を分析し、西北邊境では厳密な部族體制が施行され、西南邊境では羈縻州體制が運用されていたことを指摘している。しかし、神宗朝の開拓後でも、一部の羈縻州が北宋の統治下に入ってから、虚職の武散官の授與を通じて先住民を支配するという比較的緩い統治制度が実施された、という氏の論點には納得し難いところがある⁶。神宗朝からの積極的な統治策について、リチャード・フォン・グラン氏は、元豐五年に瀘州一帯の民事と軍事を總理した瀘南縁邊安撫使の設置についてと、瀘州に

⁵ 省地擴張の説については、安國樓『宋朝周邊民族政策研究』（文津出版社、1997年）第三章「民族邊區的統治體制與北南差異」、劉復生『契國與瀘夷——民族遷徙、衝突與融合』（巴蜀書社、2000年）第四章「隋唐宋的「開邊」與羈縻州的置廢」、劉復生「宋代羈縻州「虚像」及其制度問題」『中國邊疆史地研究』第17卷第4期（2007年）を参照。また、「省地」の範囲については、研究者がそれぞれ違う見解を持っている。争點になるのは、羈縻州が省地に屬するかどうかということである。河原正博氏は、省地が州縣と州縣に隸屬した羈縻州縣洞地だったと指摘する（「「省地」・「省民」の意味について」『和田博士古稀紀念東洋史論叢』（講談社、1961年）、同『漢民族華南發展史研究』（吉川弘文館、1984年）第四章「宋朝の華南少數民族羈縻政策」。一方、安國樓氏は、省地を州縣に隸屬し、安定的に統治された地域と見なし、多くの羈縻州が省地以外にあったと考えている（「論宋朝邊區的「省地」劃分問題」『浙江大學學報（人文社會科學版）』第47卷第5期（2017年））。佐竹靖彦氏によれば、「蠻地」と「省地」の中間段階にある地域が多くの問題をかかえていた」という（『唐宋變革の地域的研究』（同朋舎、1990年）第四部第六章「宋代四川夔州路の民族問題と土地所有問題」（1968年初出）、725頁）。つまり、「準省地」のような曖昧な地域が存在していたのであろう。しかし本章の第三節で指摘するように、少なくとも元豐年間には省地が神宗に明確に定義され、曖昧な地域は一時消滅したと思われる。

⁶ 安國樓「民族邊區的統治體制與北南差異」。

における地方武力の強化の歴史とについて論じた。氏は、主に十二世紀の發展に注目し、北宋が水域部の軍事力を増強させ、烏蠻勢力と手を組んで水域部の諸部族を強力に支配していたと指摘した⁷。但し、地方戦力としての瀘州義軍の管理方法、ことに神宗後期の施策と苦境については、さらに考察を加える餘地がある。

また、佐竹靖彦氏は、地方社會史的視點から瀘州南部の民族間の相互關係、特に兩屬夷の問題、及び水域部の行政編成すなわち南宋の『江陽譜』に現れる耆制の形成を考察した。氏によれば、瀘州に實施した保甲制下の主戸は、聚落の首領であり、彼らに隸屬した客戶に軍事訓練を施したという⁸。こうした社會の實態を前に、神宗は如何なる施策を通じて政府の統治を貫き、征服地を守ったのか。また、瀘州南部における複雑な民族關係にどのように對應したのだろうか。これらの問題についても、さらに検討する必要がある。

そこで、本章では神宗朝において實施された僚人と烏蠻の居住地たる瀘州南部の開拓について、北宋の征服地統治及び防衛のための施策を取り上げ、考察することにしたい。

以上の問題關心に沿って論を展開していくにあたって、本章の視點は二つある。一つは省地を防衛する地方戦力の改革、すなわち瀘州義軍の成立についてである。そしてもう一つは省地以外の地域における羈縻體制の繼續についてである。また、以上の二つの問題を整理した上で、省地を界として瀘州南部において形成された義軍制度と羈縻體制からなる邊境秩序にも言及したい。

⁷ Richard von Glahn, "Political Hegemony in the Frontier Zone," *The Country of Streams and Grottoes: Expansion, Settlement, and the Civilizing of the Sichuan Frontier in Song Times*. pp. 115-126. 他に、駱忠軍氏は歴任の瀘南緣邊安撫使の官階を考察し、瀘州の重要性が高まっていたと指摘した（「宋代瀘敘地區研究」第二章「宋代瀘敘地區政治走向與形勢變化」河北大學修士論文、2016年）。

⁸ 佐竹靖彦「宋代四川夔州路の民族問題と土地所有問題」、675～683頁、同「瀘州江安縣生南耆」『劉子健博士頌壽紀念宋史研究論集』（同朋舎、1989年）、253～263頁。

表三、神宗朝における瀘州南部の開拓年表

時期	主敵	事件	史料
熙寧六年五月～七年正月	悦江流域の僚人	涪井監の僚人が悦江流域を通過した客船を寇掠。	『長編』卷 244
		遂州都監景思忠が禁軍を統率し、叛亂した僚人と戦うも、兵士二九四人が戦死。	『長編』卷 245
		熙寧六年五月、熊本が察訪梓州路常平等事并體量措置瀘州涪井監夷事として派遣。	『長編』卷 245
		七月、寧遠禁軍は瀘州では増置、戎州では兵士補充。	『長編』卷 246
		九月、北宋の味方である邕蓋の息子の邕辣に長寧州土刺史を繼がせ、隴厲村の首領の邕始を巡遏使に任命。	『長編』卷 247
		十一月から、戎・瀘州に駐屯した中央禁軍、地方の寧遠禁軍、教閱廂軍と夷界黔州弩手からなる軍隊で進攻を開始。	『長編』卷 249
		熙寧七年正月、悦江流域における反亂僚人を平定。この地域では堡寨の軍事施設を設置、歸順した僚人を保甲に編成。	『長編』卷 249
元豐元年六月～十一月	納溪流域の僚人	江安縣の納溪寨の民と僚人との紛争が勃發。僚人が納溪寨を攻撃。	『長編』卷 290
		元豐元年六月、梓州路轉運司高秉と判官程之才の建言を裁可し、軍隊を集結し秋に出征することを決定。	『長編』卷 290
		七月、韓存寶を都大經制瀘州納溪夷賊公事として派遣。同時、涇州と涇原路から騎兵一千人と土兵五千人ほどの軍隊を派遣。	『長編』卷 290
		九月から十月にかけて僚人を攻撃。	『長編』卷 293、294
		十一月、歸順僚人を保甲制によって編成し、租税を量納させる。	『長編』卷 294
元豐元年十一月～五年正月	烏蠻の乞弟	元豐元年十一月、乞弟は江安縣を攻撃するも敗北。のちに羅箇牟村の僚人を攻撃。	『長編』卷 296。『宋會要』蕃夷 5-26
		元豐三年三月、乞弟が羅箇牟村の僚人を再び攻撃。梓夔路都監王宣、都巡檢王謹言、江安縣駐泊都監郭晏が反撃するも敗れ全滅。	『長編』卷 303
		五月、韓存寶を都大經制瀘州蠻賊事として派遣。涇原路と鄜延路から正兵(將兵制における禁軍)一五〇〇〇人、合わせて三〇二二九人を派遣。	『長編』卷 304、310
		六月、水域部の僚人を募集して先頭軍とする。	『長編』卷 305
		十月、江安縣から進軍。十二月、韓存寶が乞弟の根據地の歸徠州に深入りせず江安縣に歸還。元豐四年正月に、韓存寶が軍法で處罰。	『長編』卷 310、311
		元豐四年正月、林廣を都大經制瀘州蠻賊公事として派遣。増援として環慶路から騎兵と歩兵四萬人程度を派遣。	『長編』卷 311、312
		十月、林廣は瀘州から進軍。十一月に樂共城、五年正月に歸徠州へ至り、乞弟勢力を殲滅。	『長編』卷 318、319、320、323
		元豐五年正月、瀘州に歸還。同時、樂共城・江門寨・梅令山堡・席帽溪堡を設置。	『長編』卷 323

一、瀘州義軍成立前の背景——熙寧期の駐屯體制と保甲制の實施

瀘州義軍成立以前における瀘州での駐屯體制の問題や、これに對應した解決方針については、元豐二年になされた梓州路轉運司の建言が手がかりとなる。

梓州路轉運司言えらく、「去年十一月、蠻の乞弟は衆を率い邊を犯し、火を縦ちて人を掠む。已に遁れて歸ると雖も、復た來りて寇するを慮る。乞うらくは禁軍を増し、及び施・黔州の義軍を召し江安縣の納溪寨に赴きて守備を爲さしめんことを。夷人子弟の用うべきを團結せしめ、及び邊事の帖息するを候ちて、漸く減放せよ」と。之に従う。

梓州路轉運司言、「去年十一月、蠻乞弟率衆犯邊、縱火掠人。雖已遁歸、慮復來寇。乞増禁軍、及召施・黔州義軍赴江安縣納溪寨爲守備。候團結夷人子弟可用、及邊事帖息、漸減放。」從之。

（『長編』卷 296 元豐二年二月壬子、『宋會要』兵 28-20 もほぼ同じ）

瀘州では、駐屯軍が無力であり、防衛施設・裝備が不足していたことによつて、南方の烏蠻乞弟に抵抗できる戦力がないという問題を抱えていた⁹。そのため、元豐二年（1079）に瀘州における軍隊を強化しようとした。短期的對策として禁軍の増員、施州と黔州の義軍からの増援を行い、長期的對策として現地の僚人の團結をはかった。そもそも熙寧年間から始まった瀘州の邊境開拓に伴つて、北宋は新たに占領した水域部の地方秩序を維持し、かつそれ以南の烏蠻勢力と對抗するために、元來の駐屯體制を改革しなければならなかった。保甲制は、改革策の一つとして水域部への征服と同時に實施された。

本節では、瀘州義軍が成立する前、禁軍と夔州路の義軍から組み合わされた駐屯體制とその弱點、及び熙寧七年から瀘州南部に實施された保甲制について考察し、瀘州義軍の成立した背景を明らかにしたい。

⁹ 『長編』卷 296 元豐二年二月癸丑に、「瀘州蠻乞弟雖蕞爾小醜、不足深憂。然彼方武備不修、兵力疲軟、守具殘缺。」という神宗の評論がある。

(一) 瀘州義軍成立前の駐屯體制

1. 禁軍と教閲廂軍

北宋眞宗朝から、京畿以外の地域では、更戍制に基づいて駐屯する中央禁軍と、常駐する地方禁軍との二種類の禁軍が存在した¹⁰。しかし、神宗朝の熙寧年間から、宋朝は各地に駐屯する中央禁軍を減員する方針をとり、一部の廂軍は軍事訓練を受けて地方戦力とされ、「教閲廂軍」に編成された¹¹。

川峽地域では、「東兵」と稱される中央禁軍の大半が下番して、熙寧七年(1074)九月に京畿へ召還された。地方戦力の補充のため、成都府と梓州路には各二指揮、利州路と夔州路には各三指揮の武寧軍という教閲廂軍が編制され、これらは元豐二年までには禁軍に昇格された¹²。このうち、梓州路の武寧軍は、熙寧六年の熊本の經略の時に、戎州と瀘州江安縣に編制されたものである¹³。

一方、大中祥符後期に成立した地方禁軍たる寧遠禁軍¹⁴は、熙寧六年に改めて増員された。その理由は、涪井監での先住民紛争が持続したが、駐屯した中央禁軍が山川道路を熟知せずに對應できなかつたからである。戎州と瀘州の人々を募集することによって、瀘州には一つの指揮を増設し、戎州では既存の三つの指揮の兵員を五百人に擴充し、その中の一つの指揮を瀘州に増援させた¹⁵。以上から、元豐年間初期の瀘州一帯には、少數の中央禁軍と武寧・寧遠といった地方禁軍が駐屯していたことがわかる。

後述するように、これらの駐屯軍は、元豐三年四月までに約八百人が集結されたが、羅箇牟村で烏蠻の乞弟勢力との交戦において全滅した。注目すべきは、

¹⁰ 王曾瑜『宋朝兵制初探(増訂本)』(中華書局、2011年)第二章「北宋前期和中期的禁兵」、67～72頁。

¹¹ 小岩井弘光『宋代兵制史の研究』(汲古書院、1998年)第二編「廂軍をめぐる問題」と第五章「北宋廂軍の分離」(1994年初出)、171～178頁。

¹² 武寧軍の設置と昇格については、『長編』卷256熙寧七年九月辛酉、卷296元豐二年二月丁巳を参照。また、小岩井氏の研究にも、元豐初期に教閲廂軍が禁軍に昇格させられたことが指摘される(小岩井弘光「北宋廂軍の分離」、171～178頁)。

¹³ 『長編』卷246熙寧六年八月己亥、「戎・瀘州江安縣各置武寧軍人指揮、以四百人爲額。(七月十六日。)」

¹⁴ 寧遠禁軍成立の時間と編成は、第一章を参照。

¹⁵ 『長編』卷246熙寧六年七月丁巳、「瀘州增置寧遠一指揮、其戎州寧遠第一・第二・第三指揮、各招及五百人、第三指揮仍應副瀘州差使。時涪井監夷寇未平、議者多言東軍不諳山川道路、請益土兵故也。」

この時戦死した将領に、戎瀘等州同都巡檢使王謹言と江安縣駐泊都監郭晏がいる¹⁶。このうち大中祥符七年に設置され、天禧元年（1017）に治所が江安縣へ移された戎瀘等州同都巡檢使は、瀘州一帯の地方戦力を統率していた。王謹言の軍は、戎・瀘州の地方禁軍であったと思われる、また、郭晏は江安縣駐泊都監で、江安縣に駐屯していた中央禁軍の将領であった。

以上により、元豊三年の時点では、瀘州の軍隊には、擴充された寧遠禁軍と教閱廂軍より編成された武寧禁軍という地方禁軍、及びまだ駐屯していた僅かな中央禁軍が存在した。ただし、その兵員数は一千人未滿であった。さらに、同年、烏蠻乞弟に滅ぼされてしまったのである。

2. 夔州路義軍

夔州路義軍は、眞宗朝から黔州・施州・思州・涪州・高州と、熙寧八年に設置された南平軍に設けられ、州縣に編入された税戸、または歸順した溪洞部族を團結させたものである¹⁷。彼らは、ほかの郷兵の發展と同じ経路をたどり、元々北宋の邊境防禦の一環として居住地の城・寨などの防衛を務めていたが、神宗朝に入ると、徐々に正規軍の如く扱われるようになった。

詔すらく、「今後、廣南東西路の土丁・槍手、邕州の峒丁、荆湖南北路の土丁・弩手、夔州路の義軍は、編寫して冊を成し、年終に奏して樞密院に到らしめよ。常に三年を留むるの外、其の三年以前は、即ち逐旋に尚書兵部に送付して收管し、經久に照會せよ」と。

詔、「今後、廣南東西路土丁、槍手、邕州峒丁、荆湖南北路土丁・弩手、夔州路義軍、編寫成冊、年終奏到樞密院。常留三年外、其三年以前、即逐

¹⁶ 『長編』卷 303 元豊三年四月戊申、「乞弟遂攻圍羅箇牟村、索其舊税。羅箇牟村自熙寧十年熊本始團結之。約、蠻有仇殺、漢爲救援。（中略）都巡檢王謹言・江安駐泊都監郭晏悉以兵會、同日至羅箇牟村與賊遇。』『宋會要』蕃夷 5-26 もほぼ同じ。また、この戦争での死亡官員については『宋會要』禮 44-16 の賞賜名簿に記されている。

¹⁷ 『文獻通考』卷 156 兵考・郡國兵・郷兵・宋制には、「夔州路義軍土丁壯丁」、「施黔思三州義軍土丁」の條目があるが、それぞれの成立時期が明確に記されていない（『宋史』卷 191 兵志・郷兵もほぼ同じ記述）。今、所見の限りで、夔州路義軍の姿が現れた最も早い史料の記述は、眞宗朝における高州の田承進（高州義軍務五姓四甲頭角）のことである（『長編』卷 54 咸平六年四月壬戌）。

旋送付尚書兵部收管、經久照會。」

（『長編』卷 226 熙寧四年九月丙戌）

熙寧四年（1071）九月から、夔州路・荊湖路・廣南路の郷兵は、樞密院の兵籍に編入された。ここから元豐五年にかけて、中央における義軍の徵募と兵籍は樞密院と兵部とが共同で管理した¹⁸。地方では、義軍の徵募と平時の管理を轉運司に任せていたが、戦時には各路の鈐轄司または臨時派遣の經略使などに統率させた。義軍が正規軍扱いになって以降、北宋は熙寧六年に瀘州で、熙寧九年に廣南西路の廣源州で、それぞれ軍事行動を起こしているが、そこに彼らの姿が見られる¹⁹。

また、駐屯地の軍事行動に投入される以外に、夔州路義軍は近隣の地方を防衛する駐屯軍としても扱われた。最初に引用した記事のように、元豐二年に江安縣の納溪寨の防衛戦では、夔州路の施州・黔州義軍が臨時的に派遣されたことがある。但し、義軍は所詮兵農合一であるので、長期の駐屯は不可能である。その結果、同年十一月の末に一部の黔州義軍は、防衛の任務を解かれ歸農した²⁰。

以上に考察してきたように、瀘州の邊境には中央禁軍、地方禁軍と夔州路の義軍が駐屯していたが、その人数は少なく、しかも元豐三年には召還されたり、滅ぼされたりしたので、この駐屯體制は崩壊してしまった。すなわち北宋は駐屯體制の立て直しの必要性に直面したのである。

（二） 保甲制の實施

神宗朝以降の邊境開拓は、邊境でかかる軍費を削減する改革と同時に展開されたので、征服地を効率的に統治できる保甲制が運用された。いわゆる保甲制とは、熙寧三年に王安石の主導によって實施された政策であり、主に地方秩序

¹⁸ 梁天錫の研究によると、元豐五年から元祐三年にかけては、義勇と保甲の管理は樞密院に任せ、これ以外の郷兵は兵部に隸屬させるようになった（『宋樞密院制度』（黎明文化出版社、1981年）關係與得失篇の第二章「樞密院與有關官司」、871～875頁）。

¹⁹ 『長編』卷 252 七年四月辛卯、卷 274 熙寧九年四月丁酉。

²⁰ 『長編』卷 300 元豐二年九月丙子、「夔州路轉運司言、『乞盡今年十一月終、放罷瀘州縣寨防拓黔州義軍、歸就耕作。』從之。」

の再建、兵制の改革の一環であったと見なされている²¹。

瀘州南部の場合、熙寧七年正月、熊本は、悦江中下流域²²の先住民部族による紛争を鎮壓した後、二つの施策を行なった。

凡そ夷の獻する所の地二百四十里を得るに、已に人を募り墾耕せしむ。其の屬夷は悉く已に聯ね保甲と爲す。

凡得夷所獻地二百四十里、已募人墾耕。其屬夷悉已聯爲保甲。

（『長編』卷 249 熙寧七年正月甲子）

一つ目は熙寧六年五月に公布した「漢戸が先住民の田土を借りたり、買ったりできるようにさせる」という詔書に依據して、漢人を募集して獲得した土地を耕させたことである²³。二つ目は、本節で注目する内屬した僚人を保甲制によって編成したことである²⁴。

この時に熊本が実施した保甲制のあり方についてはかなり不明であるが、四年後の元豐元年に行われた、納溪中下流域における僚人の管理方法が手がかりとなる。

²¹ 保甲法については、林瑞翰「宋代保甲」『大陸雜誌』第 20 卷（1960 年）、宋晞「王安石新法中募役法與保甲法的結合」『第二屆國際漢學會議論文集（歴史與考古組）』（臺灣中央研究院、1989 年）、鄧廣銘「王安石對北宋兵制的改革措施及其設想」『宋史研究論文集（1980 年年會編刊）』（上海古籍出版社、1982 年）を参照。

²² 『長編』卷 249 熙寧七年正月甲子によれば、この時に新設された二寨・四堡は寧遠寨（涪井監の北方三十里、地圖を参照）の近くにあったのがわかる。そのため、熙寧六～七年に熊本が鎮壓した先住民の居住地、およびこれから保甲制が実施された地域は、江安縣～涪井監間の悦江中下流域にあたと推定される。

²³ 『長編』卷 245 熙寧六年五月辛未、「詔自今漢戸典買夷人田土者、聽之。」また、漢人が瀘州に移動し土地を開墾していたことについては、Richard von Glahn, “Civilizing the Frontier(I): Settlement and Social Control,” *The Country of Streams and Grottoes: Expansion, Settlement, and the Civilizing of the Sichuan Frontier in Song Times*. pp. 146-159 を参照。

²⁴ 『長編』卷 249 熙寧七年正月甲子。金成奎氏によれば、北宋の西北邊境における先住民の内屬は、移住型と獻地型の二つの形に分けられ、前者は現住地を離れ、宋の内地に移動した。それに対して後者は宋に土地を献上するものの移動はしなかったとされる（『宋代の西北問題と異民族政策』（汲古書院、2000 年）第五章「宋代における熟戸の形成とその対策」、168～175 頁）。瀘州の僚人の場合を見てみると、その動向は獻地型と同じであり、彼らは依然として現住地の土地を耕作し続けていたと思われる。

今且くは降夷村分の頭領・疆壯・老小人口の、山坡・水贍の地土は、逐年に租税を認納せしめ、仍お各おのをして打誓して業に歸り、舊に依り住坐し訖われ。

今且以降夷村分頭領・疆壯・老小人口、山坡・水贍地土、逐年認納租税、仍各令打誓歸業、依舊住坐訖。

（『長編』卷 294 元豐元年十一月丁亥）

元豐元年、瀘州都大經制納溪夷賊公事韓存寶は納溪下流域の叛亂を鎮壓した後、熊本と同じく保甲制を通じて先住民部族を統治した。具體的には、各部族について、人を頭領・壯年・老人・幼兒の等級に分けて、それぞれの土地を燒畑・棚田という類型に分けた²⁵。

注目に値するのは、戸籍は年齢によって分けられただけではなく、部族首領と青年にも分けられていたことである。四川南部地域では先住民首領が主戸として客戸を實質的に支配していた、との佐竹靖彦氏の見解を踏まえれば²⁶、保甲制の下で部族首領は「保長」という身分も有し、疆壯すなわち「保丁」を管理していたと考えられる。

また、その軍事訓練は、北方の五路で行われた「義勇（郷兵）は州で、保甲は縣で軍事訓練、いずれも毎年十月から翌年正月まで行われる」²⁷という制度と異なり、民に木製や竹製の殺傷力がない武器を持たせて各自の「保」（各部族）で行われ、盜賊捕捉の時のみ兵器を配った。こうした部族制を基盤とする作法は、のちに「戎瀘の例」と稱され、廣南路にも運用された²⁸。以上、列挙してきた管理方法を踏まえれば、部族を枠とする「保」は瀘州南部の保甲制の基礎単位となり、部族首領が保長としてこの地方武力を統率していたと考えられる。

²⁵ 山坡と水贍の意味について、佐竹靖彦「瀘州江安縣生南耆」、262～263 頁を参照。

²⁶ 佐竹靖彦「宋代四川夔州路の民族問題と土地所有問題」、675～683 頁、同「瀘州江安縣生南耆」、260 頁。

²⁷ 『宋會要』兵 2-10、「五路、義勇毎年赴州教、保甲赴縣教、並自十月至次年正月終。」

²⁸ 『長編』卷 327 元豐五年六月辛酉、「詔、『廣南路保甲、依戎・瀘例、令自置裏頭無刃槍・竹標排・木弓刀・蒿箭等、在保下閱習。若遇捕盜、器甲並從官給。』」

二、 駐屯體制の整備——瀘州義軍の成立と瀘州縁邊安撫使の設置

(一) 瀘州義軍の成立

元豐前期以前、宋朝は岷江北岸にある瀘州州城と所轄の江安縣、戎州では禁軍を増員し、岷江南岸の悦江中下流域と納溪下流域では保甲制を実施した。しかし、水域部の奥地に対しては、先住民部族への宋朝の統制力は低く、治安維持と烏蠻からの略奪の防衛には、他の制度に依頼せざるを得ない。瀘州義軍は、このような背景の下に成立したのである。

元豐二年、遂に命じて黔州義軍の法に依り十九姓夷人を團結せしめ、三千八百九十五人を夷義軍²⁹と爲す。凡そ年十八以上は、皆之に刺す。

元豐二年、遂命依黔州義軍法團結十九姓夷人、三千八百九十五人爲夷義軍。凡年十八以上、皆刺之。

(『朝野雜記』乙集卷 17「瀘州・長寧軍勝兵〈夷義軍〉」)

以上の記事によれば、瀘州義軍は黔州義軍の法によって、元豐二年に晏州一帯の僚人十九姓³⁰のうち十八歳以上の男子を全員義軍に編入したものである。彼らは入れ墨をされ、その人数は三八九五であった。しかし、元豐三年から五年にかけての烏蠻乞弟との戦争において、この義軍が確認されないことから、その成立は元豐五年以降になると思われる。

この後、近くに居住していた七姓と、元豐七年八月に密林縁邊にいた羅始黨(羅克黨とも呼稱)といった生界八姓とが、十九姓と同じ編成方法によって義軍の一部になった³¹。したがって元豐年間後期になると、水域部奥地の部族は

²⁹ 北宋時期の史料には、四川南部におけるこの部隊に対して「義軍」という呼稱が用いられている。一方、義軍の前に「夷」をつける用法は、南宋に成立した『建炎以來朝野雜記』と『方輿勝覽』(卷 65 長寧軍)にしか見当たらない。李心傳と祝穆は、漢民族の部隊と非漢民族の部隊を區別しようとしたため、「義軍」の代わりに「夷義軍」という言葉を使ったと推測される。従って、本論文では「義軍」と呼ぶことにする。

³⁰ 『宋史』卷 334 熊本傳には、「晏州十九姓」と黔南義軍などを率いて歸順してない柯陰部族を攻撃した事件が記録されている。これによると、ここに言及した「十九姓」は晏州周縁にあったことがわかる。

³¹ 『長編』卷 348 元豐七年八月壬午、卷 350 元豐七年十二月己丑。

大部分が北宋支配下の義軍に編入されたことがわかる。

(二) 瀘州義軍の管理制度

瀘州義軍の成立には、黔州義軍の法に依據していた。この黔州義軍の法を見ると、第一節で觸れた、夔州路義軍が正規軍扱いになったことが想起される。すなわち瀘州義軍に対しては、正規軍レベルの厳密な管理制度が設けられたということである。こうした管理制度には、僚人將領の職級と、地方における管理・監視組織と、中央の主務組織を含む規制とが備わっている。

まず、瀘州義軍の中央政府との統屬關係を確認しておこう。元豐五年から元祐三年（1088）にかけては兵部に隸屬していた³²。その後、元祐三年になると樞密院に所屬が移管されたが、政令の實行は依然として兵部に任せられていた³³。

また、僚人側には、元豐七年に羅始黨が義軍に編成された時の管理制度が見える。

瀘南縁邊安撫司言えらく、「(中略) 官を遣わし團結を管勾し、地を分けて拓を把らしめ、職級を立てて管轄せんと欲す」と。之に従う。

瀘南縁邊安撫司言、「(中略) 欲遣官管勾團結、分地把拓、立職級管轄。」
從之。

(『長編』卷 348 元豐七年八月壬午)

これらの僚人の部族は、義軍に編成された時、居住地から離れず各自の居住地を守るのみであった。義軍の將領となった各部族の首領には職級を與えて管理した。また、彼らにはこの職級に對應した儀式用の扇と繖と衣服、金錢、食糧

³² 梁天錫『宋樞密院制度』關係與得失篇の第二章「樞密院與有關官司」、871～875 頁。

³³ 梁天錫氏は、元祐三年以降、郷兵の募集と軍籍の管理は樞密院に移行されたと指摘している。(『宋樞密院制度』職掌篇の第一章「軍隊之編制與管理」、507～511 頁。) 一方、元祐六年(1091)、兵部が瀘州義軍の訓練・慰勞をめぐる問題とその改革案を提出したことが見られる。そのため、この時期では政令を實行していた中央の管理機關は、兵部と推測される。(『長編』卷 459 元祐六年六月戊戌)

などが配布された³⁴。瀘州義軍の職級の名目と昇進については、それを明確に物語る史料がないが、瀘州義軍が夔州路義軍に準じたことを踏まえれば、夔州路義軍の職級制度を参考にすることは意味があるだろう。

元豊四年八月から元豊六年六月にかけて、夔州路渝州・南平軍一帯の義軍指揮使の菊曩二らは、知南平軍魏從革を殺害した獠人の木八らを捕らえたことにより、昇進を果たした。彼らの昇進についてまとめたものが、以下の表四である。

表四、元豊四年～六年の獠人の討伐による菊曩二等の昇進³⁵

人物	元豊四年十二月	元豊五年七月	元豊六年閏六月
菊曩二	義軍指揮使／三班借職	南平軍夷界巡檢／右班殿直	夷界都巡檢使／内殿崇班
菊曩大		義軍指揮使	夷界同巡檢／右班殿直
王用祥(漢官)	把截將	義軍指揮使	歸正寨監押／三班借職
馮正符(漢官)	權歸正寨監押	歸正寨監押／三班借職	右班殿直

これによると、彼らは戦功によって武階と實職たる差遣官(武官)を進められている。武階は三班借職(従九品)→右班殿直(正九品)→内殿崇班(正八品)といった昇進ルートを取り、軍職は義軍指揮使→夷界巡檢使→夷界都巡檢使といった昇進ルートをとっている³⁶。武階はともかく、軍事の職官が授けられたことから、部族の首領たちは、北宋の武官制度に準じて地方戦力に編入されたと考えられる。したがって、北宋は南平軍の夷界秩序を、歸順してきた部族の首領に任せ、職級制度で先住民部族を支配したということになる。おそらく瀘州義軍も同じような管理策を実施したのであろう³⁷。

³⁴ 『長編』卷 350 元豊七年十二月己丑。また、『長編』卷 459 元祐六年六月戊戌、「歳一設酒食、支賜衣・鹽・扇・織之類。」

³⁵ 『長編』卷 321 元豊四年十二月甲戌、卷 328 元豊五年七月乙未、卷 336 元豊六年閏六月戊寅。

³⁶ 宋代の武階については、梅原郁『宋代官僚制度研究』(同朋舎、1985年)第二章「宋代の武階」(1984年初出)を参照。軍職の位階については表五を参照。

³⁷ 安國樓氏によれば、西南邊境において、先住民に虚位たる文武散官や檢校官を授けて彼らを羈糜したのみであり、明確な等級は定められなかったという。(「民族邊區的統治體制與北南差異」、56～62頁)しかし、ここに言及した義軍(郷兵)の例からすると、安氏の結論には従い難い。

一方、北宋側の地方機關には、瀘南縁邊安撫司と夷地の城寨における低級武官が存在した。

瀘南縁邊安撫司は、およそ元豐四年～五年に設置された³⁸。しかし、前に述べたように瀘州一帯の駐屯軍は、ほとんど滅ぼされていたので、部族的性格が強かった義軍を制御するためには、北宋側の地方戦力を補充する必要がある。こうした背景から、元豐五年七月に瀘南縁邊安撫司より要請を受け、遂州に所在した梓夔鈐轄司とその軍隊が瀘州に移されたのである³⁹。

瀘南縁邊安撫司以下の基層組織としては、夷地の城寨に低級武官が配置された。宋朝は、荊湖路開拓における「梅山峒蠻」の場合と同じく⁴⁰、開拓成果としてその境界線を南方に擴張したから、元豐五年に防禦施設としての樂共・江門・鎮溪・梅嶺・大洲といった五つの城寨を新築し、廢棄した城寨の防衛器具を再利用した⁴¹。これらの城寨は、前線の防禦據點、並びに瀘州義軍を監視・管理する北宋側の地方機關の最末端にあたる。

また、夔州路について言えば、表四にも名が見える漢官の三班差使馮正符は、先住民のことを熟知していたので、王用祥とともに菊囊二らの先住民を慰撫していたことが知られる。彼は、のちに南平軍の隆化縣に所在する歸正寨で監押を代行しており、二七名の先住民の將領を管理してもいる⁴²。この後、彼は軍功のために、三班借職や歸正寨監押に昇進した。これによれば、歸正寨監押の擔當者は、三班借職という低級の武階をもつ武官を通して、それより高い武階を持っていた先住民の將領（首領）を管理したことがわかる。以上を踏まえると、瀘州の場合でも、夷地に散在した城寨にこうした低級漢人武官が配置され、義軍を管理・監視したと想定してよいだろう。

（三） 元豐七年の支配強化と哲宗朝の改制

元豐七年十二月、北宋は部族の垣根を越えて、瀘州義軍を改めて編制しなお

³⁸ 略忠軍「宋代瀘敘地區政治走向與形勢變化」、36～40頁。

³⁹ 『長編』卷328元豐五年七月戊申、卷390元祐元年十月壬子。

⁴⁰ 上西泰之「北宋期の荊湖路「溪峒蠻」地開拓について」、39～40頁。

⁴¹ 『長編』卷324元豐五年三月甲午、「詔、『都大經制瀘州夷賊林廣・梓州路轉運副使苗時中詳度、以新修腹裏武寧・大峒・開遠・平夷四寨、約新修樂共・江門・鎮溪・梅嶺・大洲等五城、對行毀廢、城守之具皆可移用。』」『宋會要』方域19-7もほぼ同じ。

⁴² 『長編』卷328元豐五年七月乙未。歸正寨の所在は、『宋會要』方域18-13を参照。

した。この月の二十四日に發布した敕によれば、羅始黨の生界八姓を八指揮（歸化義軍）に、都黨の十九族・團を八指揮（順化義軍）に、長寧管轄下の山前後の九州を十五指揮（懷化義軍）に、それぞれ團結させ、各部族の状況を考慮しながら「指揮」に編成したという⁴³。1978年に四川省成都市金堂縣文化館が購入した銅印から、義軍の指揮編制の実施状況を窺える。この銅印の正面には、陽刻の篆書で「長寧夷人指揮第三都朱印」とされ、裏面には陰刻で「元祐元年少府監鑄」とされる⁴⁴。「長寧夷人指揮」とは、おそらく長寧が管轄する夷人指揮という意味で、前述の懷化義軍十五指揮の一部に属したと考えられる。「第三都」については、指揮の下には「都」が置かれ、該當指揮の第三都を統率するのか、それとも、指揮の長官が都指揮として長寧の第三指揮を統率するのか。現存する史料から明確されていない。それはともかく、長寧近くの懷化義軍には「指揮」という編制が存在したことが裏付けられる。

これから義軍の軍事訓練と慰勞は、いくつかの部族から組み合わされた指揮に基づいて、特定の場所に集結して行うこととなった。そこで城寨の下に、各姓部族に基づく編制の代わりに、北宋の基層軍事組織である「指揮」が増設されたのである。こうした再編制によって、瀘州義軍にあった部族的性格を減らし、北宋の支配をより強く浸透させることができた。元豐年間から四川以外の地域でも、蕃兵が徐々に禁軍や郷兵などと合わせられて編制されなおしていることから⁴⁵、瀘州義軍の場合も、こうした指揮への再編制という軍事改革路線に沿って実施されたものであろう。

この改革が順調にいけば、義軍の裏切りを警戒する必要性が減る。そのためもあってか、哲宗朝の元祐元年（1086）と元祐六年（1091）に、梓夔鈐轄司を遂州に移し、その軍を遂州または近隣の地域に移動させようとする議論が次々

⁴³ 『長編』卷 350 元豐七年十二月己丑の小字注には、「元豐七年十二月二十四日敕、『安撫司奏、勾到羅始黨生界八姓等、各願團結編排、都共一萬六千六百六十人、並隨夷情團結爲三十一指揮。羅始黨生界八姓團結爲八指揮、乞以歸化義軍爲名。都黨十九族團爲八指揮、乞以順化義軍爲名。長寧管下山前後九州等、團爲十五指揮、乞以懷化義軍爲名。』このうち、「都黨十九族團」は前述の晏州十九姓と、「長寧管下山前後九州」は晏州以外の「十州」を指し、すべて水域部の中上流域に居住していた部族である。

⁴⁴ この銅印は、高さが四・五、長さが五・二、幅が五（センチ）で、重さが四〇三グラムであり、現在四川省金堂縣文化館に收藏されている。その録文は、肖榮昌・李子和・薛玉樹「金堂縣發現「長寧夷人指揮第三都朱記」銅印」『文物』1980年第9期を参照。

⁴⁵ 金成奎『宋代の西北問題と異民族政策』第七章「宋代における蕃兵制の成立」、234～242頁。

と提出された⁴⁶。しかしながら、元祐六年に宋朝は指揮という編制そのものを廢止し、元の部族制を枠とする義軍制度に戻したため、梓夔鈐轄司を移動させる改革案も白紙となった⁴⁷。

兵部言えらく、「戎・瀘州の義軍は、團結の名有ると雖も、其の部分は未だ必ずしも齊整ならず、便ち番分し難く、按試・犒設すれば、恐らく追呼に因り事を生ぜん。元豐條約を將て諸指揮を刪定し、各おの本村に於いて教習せしめんと欲す。(中略)」と。之に従う。

兵部言、「戎・瀘州義軍、雖有團結之名、其部分未必齊整、難便番分、按試・犒設、恐因追呼生事。欲將元豐條約刪定諸指揮、各於本村教習。(中略)」從之。

(『長編』卷 459 元祐六年六月戊戌)

元豐七年の改制によって部族を集めても、結局は紀律の嚴密な軍隊にはなれず、元祐六年になると、義軍の指揮の編制は廢止され、その訓練と慰勞は部族と同義である村において各部族の首領に任せることとなった。この再改制が行われた背景には、水域部における僚人の部族的性格が強かった現実があったと言われている⁴⁸。したがって、義軍の基礎的編制は、北宋の統制力の象徴であった各指揮から、各部族へ戻った。これはとりもなおさず義軍に対する北宋の統制力が減ったことを意味する。

但し、北宋はその支配力を再び強めようとする意圖を持ち續けていた。七年後の元符元年(1098)には、瀘南縁邊安撫司の建議を裁可し、義軍への管理を再び強化した。

⁴⁶ 『長編』卷 390 元祐元年十月壬子、「(樞密院) 又言、『臣僚奏、乞移梓夔路鈐轄司依舊在遂州安置。』詔、『梓夔路鈐轄司元在遂州、昨因蠻賊作過、慮報應地理遙遠、遷往瀘州近便處置。今未可遷徙、候三五年邊事寧息、奏聽朝旨。其瀘州見屯鈐轄司兵馬、令轉運・鈐轄司相度、除合留隨行外、餘可以分減多少指揮於近便處、具狀以聞。』」また、『長編』卷 465 元祐六年閏八月壬戌には、范祖禹がこの請求を改めて提出したことが見える。

⁴⁷ 『長編』卷 465 元祐六年閏八月壬戌。

⁴⁸ 佐竹靖彦「瀘州江安縣生南耆」、260 頁。

瀘南安撫司言えらく、「瀘州義軍、冬十月の農閑の際に、各おの所屬に赴きて犒設せしめ、以て夷衆に便ならしめんことを欲す。應逐^{あら}ゆる縣・寨は到舊・新添の義軍の職級人數を推排し、亦た本司に委ねて帖を出だし收補せしめんことを乞う。其の年毎に合に支すべき衣物は、乞うらくは數品に據り逐處所管の義軍の職級に量給せよ。庶はくは籍に系かる夷人は、均しく恩賜を沾さんことを」と。之に従う。

瀘南安撫司言、「瀘州義軍、乞於冬十月農閑之際、各赴所屬犒設、以便夷衆。應逐縣寨推排到舊・新添義軍職級人數、亦乞委自本司出帖收補。其毎年合支衣物、乞據數品量給與逐處所管義軍職級。庶系籍夷人、均沾恩賜。」従之。

〔『長編』卷 497 元符元年四月辛卯〕

北宋は基層組織たる縣と寨を通じて、新入りの義軍も含むすべての義軍の兵員數とそれぞれの職級を把握し、毎年、冬の農閑期に各城寨に出頭させた。定期的に出頭する義軍には職級によって慰勞と恩賜が行われたが、そうしていない者には安撫司が公文書を出して強制的に出頭させるようにしている。こうした一連の手續によって、定期的な慰勞と恩賜によって各部族に北宋の支配を繰り返す意識させることになり、縣・寨と部族との繋がりも強化することができる。これは、元豐七年の改革による軍事整備が元祐六年に中止されて以來、再度瀘州義軍への支配力を強める試みと見なして良いと考えられる。

三、 元豐五年における邊境秩序の形成

神宗朝における瀘州南部の開拓では、烏蠻の所在地の一つである歸徠州まで軍事的に征服したが、先住民部族を全て義軍に編入したわけではなかった。一部は既に本章でも述べた施策によって、羈縻體制から保甲法や義軍制度へと變更され、残りは先住民の獨立性の強い羈縻體制が維持されていたのである。本節では、元豐五年に宋朝の軍事行動が終わった後に形成された邊境秩序を解明するため、神宗朝における省地すなわち直轄統治地域の範圍を確認した上で、羈縻體制の變化について考察したい。

(一) 神宗朝における省地の範圍

宋朝の直轄統治範圍は省地と呼ばれていた。實は同時代において、すでにどこを省地とするかについては異なる見解が並存していた。そこで神宗は曖昧であった省地の境界を明確に劃定した。

梓州路轉運司言えらく、「(中略) 任光秀なるもの有り、妄りに生南の羅箇牟村を以て省地と爲し、王宣に報ぐるに、蠻人侵犯し、輕易に出兵して陷没するを致すを以てす。羅箇牟村の蠻は、熙寧七年の後に方めて官税を量納するに緣り、省地の熟夷の二税・役錢を納むるとは同じからず」と。詔すらく、「羅箇牟村の蠻は、既に税賦を納むれば、即ち是れ省地の熟戸なり。見在の圖籍は、並びに熟夷に係かる。奏する所は此の異同有るを^{つまびらか}委にせず。今、獨り王宣の接戰の因る所と爲らず、久遠の地界の事に繋かるに緣る。轉運・鈐轄司をして實を審らかにして以聞せよ」と。後に逐司奏すらく、「羅箇牟村の蠻は、但だ税物を量納せしめ、以て之を羈縻するのみ、實に省地の熟蠻と同じからず」と。

梓州路轉運司言、「(中略) 有任光秀、妄以生南羅箇牟村爲省地、報王宣、以蠻人侵犯、致輕易出兵陷没。緣羅箇牟村蠻、熙寧七年後方量納官税、不同省地熟夷納二税役錢。」詔、「羅箇牟村蠻、既納税賦、即是省地熟戸。見在圖籍、並係熟夷。不委所奏有此異同。今、不獨爲王宣接戰所因、緣繫久遠地界事。令轉運・鈐轄司審實以聞。」後逐司奏、「羅箇牟村蠻、但量納税物、以羈縻之、實與省地熟蠻不同。」

〔『長編』卷 303 元豐三年四月辛亥〕

熙寧七年⁴⁹正月、瀘州涪井監のことを處理しに派遣された熊本が水域部の僚人を保甲法で編成し、彼らから租税を徴收しはじめた⁵⁰。梓州路轉運使高秉の

⁴⁹ 『長編』卷 303 元豐三年四月戊申には「羅箇牟村、自熙寧十年熊本始團結。」と記されているが、『宋會要』蕃夷 5-26 には「羅箇牟、熊本所團結熟夷也」とのみ記されている。熙寧十年に熊本は衛州で黄河の疏水を務めていたが、咎められることがあったために取り調べを受けている。そのため、彼が熙寧十年の時點で瀘州先住民のことを務めるのは不可能である。よって『長編』にある「十年」は、「七年」の誤りであろう。

⁵⁰ 『長編』卷 249 熙寧七年正月甲子。

言葉によると、当時、羅箇牟村を含む水域部では行われており、兩税制と税役錢を合わせる現行の税法とは異なり、租税を「量納」していたのみである。いわゆる「量納」とは租税の免除ではなく、實情にあわせて一定程度に税額を減らしたものである。羅箇牟村の蠻について見てみると、烏蠻乞弟も納溪地域において僚人から租税を徴収しており、羅箇牟村の蠻が宋朝と烏蠻の両方に同時に租税を納めていた兩屬夷であったと考えられる⁵¹。こうした量納制は、のち「十州の例」と呼ばれ、水域部における僚人に広く適用される租税方法になった⁵²。

元豐三年、乞弟は税金を取り立てるのを名義として兩屬夷たる羅箇牟村を攻撃した。任光秀は、先住民部族の間に殺傷事件が起こると宋朝が援助するという誓約に基づいて、援助を求め江安縣に通報した。結果、前述した戎・瀘州に駐屯した禁軍は、羅箇牟村で乞弟と交戦して敗れ、全軍が殺害された⁵³。梓州路轉運使高秉は、兩税と税役錢を納めず、租税を「量納」していた羅箇牟村の先住民が省地熟戸に屬しないと考えたので、軍隊を派遣すべきでないと言上した。つまり、神宗の見解が示される前は、量納している先住民の居住地が省地に屬するか否かについて異なる意見が並存していたのである。

一方、神宗は「量納」しているか否かにかかわらず、納税すれば省地熟戸であるという見解を明確に表明した。元豐三年十二月、これによって異説を提出した高秉などの官員は降職された⁵⁴。

したがって、神宗朝における瀘州南部の開拓は、軍事征服によって先住民を納税対象すなわち熟戸に編入し、北宋の直轄統治下においた省地擴張の歴史であると言って良い。そうであれば、先述の保甲制の實施と瀘州義軍の成立などの改革は、省地となった新入地域の統治を固め、この地域を守ろうとする施策

⁵¹ 『長編』卷 253 熙寧七年五月己亥、「晏子隸涪井監、斧望箇怨隸納溪寨、皆僕夜諸部也。(中略)而二首領常賦晏州山外六姓及納溪二十四姓生夷。(中略)乞弟、斧望箇怨之子也。」また、卷 303 元豐三年四月戊申、「乞弟曰、『羅箇牟欠蠻舊税、我故仇之。』」

⁵² 『長編』卷 294 元豐元年十一月丁亥。『宋會要』蕃夷 5-28。

⁵³ 『長編』卷 303 元豐三年四月戊申、「乞弟遂攻圍羅箇牟村、索其舊税(『宋會要』には「責税不入」)。羅箇牟村、自熙寧十年熊本始團結之。約、蠻有仇殺、漢爲救援。于是、奉職任光秀詣江安告急。(中略)都巡檢王謹言、江安駐泊都監郭晏悉以兵會、同日至羅箇牟村與賊遇。(中略)官軍死者幾八百人。是日、梓夔路鈐轄司言宣等全軍戰沒。」『宋會要』蕃夷 5-26 も参照。

⁵⁴ 『長編』卷 310 元豐三年十二月丙寅。

であったと考えられる。では、この省地擴張はどの地域まで及んだのであろうか。

元豐元年の後半から、烏蠻の乞弟勢力が悦江流域と納溪流域に進出していった⁵⁵。これに對して積極策を取った神宗は、元豐三年からの二年間にわたって、韓存寶と林廣を前後して派遣し、密林以南における烏蠻乞弟の根據地である生界⁵⁶の歸徠州に進撃させた。今回の主力は、將兵制⁵⁷により編成された精銳な陝西將兵と、同一地域の郷兵である弓箭手であって、總計四萬人ほどの軍であった⁵⁸。この軍は、以前より兵員数が大幅に増しており、その編制は陝西からの禁軍と郷兵を組み合わせたものであった⁵⁹。しかしながら、元豐五年二月、劣悪な天候のために、乞弟を捉えるという目標を達成できずに引きあげた⁶⁰。この後、歸徠州の土地及び宋朝との羈縻關係を示す歸徠州銅印を、烏蠻羅氏鬼主（僕夜）に賜與した⁶¹。つまり、宋は乞弟の代わりに、他の烏蠻有力者とは羈縻關係を結んだのである。

⁵⁵ 『長編』卷 295 元豐元年十二月丁卯。

⁵⁶ 當時、瀘州の邊境には、漢界・夷界・生界という地域の區劃があった。元豐五年の恩賞（『長編』卷 328 元豐五年七月丁亥）には、漢界以外・入箐前・入箐後の三つの地域によって異なる等級の恩賞が行われた。この中で、「箐」すなわち密林が熟界と生界の境と見做されており、これ以北は省地と認められ、納税を義務付けられた熟夷の地域（熟界）で、これ以南は租税負擔がない生夷の地域（生界）であった。

⁵⁷ 熙寧七年から八年にかけて、神宗が蔡挺の建議を可決し、開封府周邊・河北・陝西で將兵制を実施した。將兵制によって、當地の禁軍（正兵）・弓箭手・寨兵・蕃兵、すなわち全ての兵力が「將」に分かれたれ、これらの將が獨立した軍管區となって兵士を統率した。王曾瑜『宋朝兵制初探』第四章「北宋後期兵制」、金成奎『宋代の西北問題と異民族政策』第七章「宋代における蕃兵制の成立」、224～243 頁を参照。

⁵⁸ 韓存寶の軍については、『長編』卷 304 元豐三年五月、卷 305 元豐三年六月丙辰、卷 311 元豐四年正月辛卯を、林廣の軍については、『長編』卷 311 元豐四年正月癸丑、卷 312 元豐四年四月甲子を、それぞれ参照。前者は、主に涇原路・鄜延路からの軍で合計 30229 人であり、後者は、増援の環慶路の正兵を含めて合計 40000 人ほどの軍であった。また、これらの軍隊には、將兵に編入されていない弓箭手も見られる（『長編』卷 306 元豐三年七月戊寅）。

⁵⁹ これに對しては、元豐元年の紛争において派遣された陝西の軍隊は、將兵制の正兵が含まれず、渭州と涇原路の土兵のみであった（『長編』卷 290 元豐元年七月甲戌）。

⁶⁰ 『長編』卷 323 元豐五年二月丙辰、「（元豐四年十二月）己丑、（林廣）乃至歸徠州。大小茅屋才百餘間、乞弟所居則以木爲之、亦百餘間。自發納江、即入叢箐、無日不雨雪、兵夫凍墮指者十二三、疾病死亡不可勝數、往往取僵尸鬻割食之。留歸徠州四日、求乞弟不獲。（中略）乃定計班師。癸巳、發歸徠州、循舊寨而還。」

⁶¹ 『長編』卷 325 元豐五年四月戊辰、「林廣言、『乞弟巢穴已給賜後蕃羅氏鬼主、乞授以羈縻歸徠州銅印。』從之。」

當時の神宗の意圖は、大軍で生界に屬する歸徠州の地を攻略し、省地をさらに擴大しようとするににあったのであろうか、それとも、ただ北宋と對立していた乞弟を捉え、羈縻關係を維持しようとしたにすぎたのであろうか。現存する史料情況から言えば、それを明らかにすることはできない。神宗の意圖はともかく、結果から言えば、神宗朝に展開した省地擴張は密林にまで及んだ。密林以北の水域部であった地域を省地に組み込んで義軍を編成し、これ以南の地域では羈縻體制を繼續させていたのである。

(二) 瀘州南部における羈縻體制の變化と邊境秩序の様相

宋代では羈縻州は二種類があった。一方は、唐代の羈縻州の名のみが繼承され、その實、知州や刺史の授與は行われていなかった。そのような事例は多くみられ、そのことはすでに先行研究においても指摘されている⁶²。もう一方、既に見たように、實質的には羈縻關係にある關係が、北宋には存在した。この時代に羈縻關係が成立するためには、朝廷から告敕と州印を授かることが必要なプロセスであった⁶³。瀘州南部の場合では、こうした羈縻關係は神宗朝以前に多く存在していたが、神宗朝における開拓後は、密林以外すなわち非省地の烏蠻地域にのみ、それが維持された。

水域部について見てみると、熙寧年間に、ここの部族の首領を羈縻州の土刺史に任命したことが確認される。例えば、熙寧六年に長寧州土刺史𠵽蓋が死亡し、その息子である𠵽辣が後繼者として長寧州土刺史を授かっている⁶⁴。この地域での羈縻體制がいつごろ終わったのかは、明確には分からない。元豐五年に瀘州義軍が編成されると、部族首領が義軍の職級を授かるようになり、その地を明確に省地に編入した。したがって、遅くとも元豐五年には當地の羈縻體制が終了したと考えられるだろう⁶⁵。

一方、密林以南の地域では、姚州と歸徠州という二つの羈縻州があった。姚

⁶² 劉復生「宋代羈縻州「虚像」及其制度問題」。

⁶³ 『長編』卷 321 元豐四年十二月庚午には、林廣が歸徠州に攻め込んだ時の情況が記されている。獲得品の中には、馬・甲冑のほか、乞弟父子が授かった告敕と歸徠州印があった。

⁶⁴ 『長編』卷 247 熙寧六年九月癸亥。

⁶⁵ 『元豐九域志』(卷 10 羈縻州)には、十八の羈縻州が瀘州に隸屬したと記されているが、この中にはこの時期に最も重要な歸徠州が見えない。その理由は、王存等が當時宋朝の羈縻體制を記そうとしたわけではなく、唐朝の羈縻州とその代表する地域が宋朝の支配に入るかどうかについて記録しなかったからだと思われる。

州については、慶曆二年（1042）に、烏蠻の得蓋が姚州刺史を授かり、その後、熙寧七年にその後代である僕夜が、知羈縻姚州を賜與された⁶⁶。歸徠州については、熙寧七年に斧望箇恕が知歸徠州を授かり⁶⁷、斧望箇恕が死亡した元豐二年に、その息子である乞弟がこれを繼承した⁶⁸。そして、乞弟の勢力を滅した元豐五年に、僕夜が知歸徠州も授かった⁶⁹。つまり、僕夜は姚州と歸徠州の羈縻州長官の知州印を持っていたのである。これは、近隣の部族を各自の所屬によって官爵を授けて相互の侵略・併呑を防止する、という宋朝の立場と相違する⁷⁰。おそらくこの時、僕夜が烏蠻の有力者としてこの地域を實際に統治していたため、宋は僕夜を通じて密林以南の地域を間接的に支配せざるをえなかったのではなかろうか。

以上によると、北宋は軍事征服によって占有できない地域において、なお羈縻體制を繼續させており、現地の有力者を通じて邊境の安定を維持していた。これによって、名義上では、これらの羈縻部族を含む邊境秩序が立てられることになる。

詔すらく、「荊湖・廣南・川峽・陝西・河東の經略・安撫・鈐轄司は、化外・羈縻・歸明蠻・獠・夷・獠、熟戸・蕃部の合に補すべき職名・資級、請授の則例、及び前後に補する所の職名・恩數の異同を具して以聞し、按じて以て籍を置け」と。

詔、「荊湖・廣南・川峽・陝西・河東經略安撫鈐轄司具化外・羈縻・歸明蠻・獠・夷・獠、熟戸・蕃部合補職名・資級、請授則例、及前後所補職名・恩數異同以聞、按以置籍。」

⁶⁶ 『長編』卷 138 慶曆二年十一月甲午、卷 253 熙寧七年五月己亥。

⁶⁷ 『長編』卷 253 熙寧七年五月己亥。

⁶⁸ 『長編』卷 296 元豐二年正月壬午。

⁶⁹ 『長編』卷 328 元豐五年七月癸卯。ここには、「羅氏鬼主僕射」と記されているが、同書には「得蓋死、其子竊號羅氏鬼主。鬼主死、子僕夜襲其號。」とあり、僕夜が羅氏鬼主の號を繼承したことから、僕射と僕夜は同一人物だと思われる。（卷 244 熙寧六年四月乙未）

⁷⁰ 『長編』卷 247 熙寧六年十月にある王安石の考えを参照。また、元豐四年に北宋は楊光震らと沙取が攻め落とした部族を、それぞれ自立させた（『長編』卷 328 元豐四年七月癸卯）。これは王安石の政策の實踐であろう。

〔長編〕卷 324 元豐五年三月乙未)

元豐五年三月に公布したこの詔書には、先住民は北宋との関係によって化外・羈縻・歸明・熟戸・蕃部という五種類に分けられ、瀘南縁邊安撫司にそれぞれの官職、品級、納品と賜り物などの情報を明確に揃えさせ、これに基づいて籍帳を作成するよう書かれている。

熟戸になった水域部の僚人と、羈縻州に属した烏蠻とを含む夷地の全ては、神宗が立てたこの邊境秩序において一體のものとなる。すなわち北宋の軍事體制の一部になる義軍指揮使、夷界巡檢使、及び羈縻刺史、知州などが並存しており、それぞれ異なる位階の官職を授かった。これについて、大中祥符二年～嘉祐四年（1009～1059）において、先住民に適用された服制によって立てた位階制度が想起される⁷¹。

表五、大中祥符二年～嘉祐四年（1009～1059）の溪洞の官職と宋による賜服

位階	官職名	賜服
高	溪洞刺史	倒仙牡丹細錦綿旋襪
	溪洞知州	方勝宜男細錦綿旋襪
↓	溪洞都巡檢使	方勝練鵲大錦綿旋襪
	溪洞首領	紅團花大錦綿旋襪
低	溪洞義軍指揮使	紅團花中錦綿旋襪
	溪洞義軍副指揮使及蠻界邊寨指揮使、把截將	紫小綾綿旋襪

表五に見える通り、瀘州義軍の軍職は、羈縻體制下の知州、すなわち烏蠻の勢力の僕夜より低い位階にあたる。王安石の理想から言えば、宋朝は各部族に官爵を授けるによって部族間の侵略や併呑を抑制できることである⁷²。しかし

⁷¹ 『宋會要』禮 62-13。同書儀制 9-24 もほぼ同じ。この記事の冒頭には、「九年五月」のみが記されているが、その前後には、太平興國二年（978）と咸平五年（1003）の記事がある。よって徐松たちは『永樂大典』を抄録した際にこの記事が太平興國九年のこととして編入したのであろう。しかしながら、史料に現れる「益州鈐轄」（981～988、994～1059）と「玉清昭應宮」（1009年落成、改名）から考えると、大中祥符二年～嘉祐四年（1009～1059）に改訂されるべきである。

⁷² 『長編』卷 247 熙寧六年十月壬申、「王安石因進呈瀘州事、言、『得熊本書、以爲斧望箇怨・晏子可羈縻。初、本在京師、臣與言當如此、本不以爲然、及今乃知須合以爵命羈縻。緣斧望

ながら、水域部の僚人が、北宋と烏蠻とに租税を納める兩屬的な性格や、元豐四年に北宋が烏蠻の沙取省を通じて都掌部族を招撫した事実、及び哲宗朝初期に行われた瀘州義軍の改制などを合わせて考えると、北宋は僚人に對して排他的な支配力を行使できたとは到底言えず、僚人を支配するのであれば、烏蠻の力を借りなくてはならなかったと思われる。

したがって、元豐年間後期の瀘州南部では、北宋と水域部の僚人と密林以南の烏蠻の三者間において、時に協力し、時に争う微妙な関係があったことがわかる。北宋は烏蠻勢力からの攻撃を防衛するため、僚人の支援を取り付けて瀘州義軍を編成した。その一方、水域部の安定を維持しようとするれば、烏蠻勢力と協力する必要があった。こうした實状を踏まえた北宋は、親宋的な烏蠻の酋長に官爵を授け羈縻體制を維持していったのである。

おわりに

熙寧六年（1073）から元豐五年（1082）にかけて、北宋は水域部と密林以南の山域からなる瀘州南部に進出していった。この瀘州南部の開拓は、西夏壓迫策の一環であった熙河路の開拓や、分散的な部族にのみ對應した荊湖路の開拓とは異なり、強い軍事力を持たない僚人部族とやや強力な烏蠻勢力が並存していた地域に行われたものであった。したがって、こうした地域の特殊性に沿うかたちで、瀘州には他の地域とは異なる開拓政策と統治制度が實施されてきた。本章ではこうした施策の下で、瀘州義軍がどのような成立過程を持っていたのか、そして羈縻體制の變化を通して形成された邊境秩序を見てきた。

神宗皇帝は、元々羈縻體制が行われた水域部を省地と見なしていたため、當地に地方秩序の確立と地方戦力の強化を行う必要があった。そのために、岷江南岸の悦江と納溪の下流域では保甲制を實施し、中上流域では僚人を義軍に編成した。但し、強い部族的性格を持っていた僚人部族の裏切りを防ぐには、いくつかの城寨を水域部の中流域のあたりに設置し、低級武官に管理監督させねばならなかった。また、部族の壁を超える指揮制も試行された。さらに、元々

簡怨羈旅、能略有生夷自立、必粗有才略、或是豪傑。若不羈縻、任其并吞、以彼生夷、不難并制、遂致強大、即爲一方邊患。今乘其未然、以爵命羈縻、旁近諸夷、各隨所部加以爵命、既各有爵命、並爲內屬部落、即難相并吞。縱欲如此、即諸部各待王命、彼亦畏中國討伐、又懷恩命、自然并吞之心息。』

瀘州に駐屯した禁軍である夔州路義軍が滅ぼされたり、召還されたりしたので、瀘南縁邊安撫使の設置と同時に梓夔路鈐轄とその軍が補充兵力として瀘州に移された。

それに對して、省地以外すなわち密林以南の地域では、北宋は烏蠻の酋長に義軍の軍職より高い羈縻知州を授けて、羈縻關係を繼續させた。つまり北宋は一方で烏蠻からの侵略を防衛しながら、もう一方ではこうした羈縻關係によって烏蠻の力を借りて水域部の僚人統治を安定させてもいたのである。この三者の間における均衡關係が、神宗朝後期に徐々に形成された邊境秩序の様相である。

本章で取り上げた時代よりのちの徽宗朝において、再び當地の統治體制を強化しようとした。これは大觀～政和年間における州・軍の新設によって、水域部の僚人をこれまで以上に把握したことに始まる。こうした施策が如何なる背景において提出されたのか、そして如何に進展していったのか、という問題は、當時の中央政府の開拓政策と四川南部の重要性の推移とともに検討しなくてはなるまい。これらの問題については、第三章で論じたい。

第三章 徽宗朝における四川南部の開拓

——州・軍の新設と改廢をめぐって

はじめに

本章は、徽宗朝における四川南部の開拓の一環として行われた州・軍の新設と改廢を取り上げ、この時期の開拓政策と統治制度の具體相とその特質を解明しようとするものである。

四川南部地域は、政和五年（1115）から瀘南安撫司の管轄下に置かれた。瀘南安撫司とは、元豐四年～五年（1081～1082）に悦江流域と納溪流域の秩序を維持するために置かれたもので、瀘南縁邊安撫司とも呼ばれた。政和五年には瀘南安撫使は梓夔路兵馬鈐轄も兼任するようになり、梓州路と夔州路の地方軍事事務を總管した¹。よって徽宗朝において、この兩地では類似する開拓政策が行われ、その開拓時期とその統治制度は密接に関連すると考えられる。

第六代皇帝神宗は熙寧年間（1068～1077）の後半にこの地域に対する開拓活動を開始し、元豐五年（1082）までに、悦江流域と納溪流域とこの水域以南の平坦地、及び綦江中流域を統治下に収めた。さらにこれ以南の地域——烏蠻の所在地であった歸徠州と綦江上流流域にあった播州など——で羈縻體制を立てた。第二章で論じたように、宋朝は地域の實情に應じて羈縻制度、義軍制度、保甲法などの方式を巧みに使い分け、新たに版圖に組み入れた地域を開拓・統治していったのである²。

神宗の開拓政策を繼承した徽宗は、より廣範な地域を開拓した³。すなわち、崇寧後期（1105～1106）には廣南西路の西部を、大觀年間（1107～1110）には夔州路南部と瀘州東南部を、政和年間（1111～1118）には瀘州の西南部と戎州の南部を、順次開拓した。その結果、悦江流域の西・納溪流域の東・綦江上流域とその東部地域が宋の版圖に加わったのである（地圖を参照）。

¹ 『宋會要』職官 41-94～95。その詳細は第四章を参照。

² 第二章を参照。

³ 李華瑞氏は、本章でも引用する崇寧五年の馮澥の上書に対する徽宗の御批、及び大觀二年に成立した『宣和殿記』（『宋宰輔編年錄』卷12 大觀二年正月壬子所引）に基づいて、徽宗は神宗の開拓策を支持して主戰論に傾いたことを明らかにした（『宋夏關係史』（中國人民大學出版社、2010年）第三章「宋神宗、哲宗、徽宗時期對夏政策的發展演變」、77～80頁）。

但し、徽宗朝の開拓策は神宗朝とはかなり異なっていた。まず、政和五年に起こった卜漏の亂の平定戦⁴を除けば、大規模な軍事行動は見えない。また、その統治體制は、宋朝は先住民による「納土歸順」（宋朝に土地を献上し歸順）を受け入れて地方行政機關としての州・軍を新設した、というものである。そのため、徽宗朝の開拓地域が神宗朝の「省地」と多く重なっていたが、州・軍による宋朝の直轄統治範圍は大きく擴張された。これらの開拓地域における先住民は「歸明人」（新民とも呼稱）として管理された。これが徽宗朝の統治體制の特徴であろう。

これまでの北宋西南邊境開拓に関する研究では、徽宗朝は重視されていない。神宗朝と同じく羈縻制度だと概括されるか⁵、南宋時代の士人による評價に影響され、實利をもたらさない無用の地を獲得したに過ぎないとされるかであった⁶。

リチャード・フォン・グラン氏は、宋朝が先住民による「納土」を受け入れた過程を概観し、この過程において部族首長は宋朝から金銭と織物などの贈り物、および權威を象徴する官職を受け、彼らの部族支配權を固めていたことを指摘している⁷。劉復生氏は制度面から、先住民による「納土」について、「某部族が土地を献上し、政府に租税を納めようと願いでるもの」と簡略に解釋す

⁴ 政和五年正月、長寧軍の夷人である卜漏は反亂して樂共城と長寧軍、すなわち悅江中流域を攻めた。同年十月、宋朝は陝西將兵と義軍・土兵などの地方軍の三萬餘人を派遣し、十二月に反亂を平定した。この戦争で七〇二五人の反徒が殺され、三一三二人が宋朝に投降した（『長編紀事本末』卷 141 討卜漏）。卜漏の亂の経緯については、第四章を参照。

⁵ 例えば、李世宇氏は、政和年間に設置された正州（軍）たる思州と遵義軍を羈縻州（軍）と見做す（『試論宋代羈縻制及其對貴州的羈縻控制』『宋史研究論文集（一九八四年年會編刊）』（浙江人民出版社、1987年）所收）。李昌憲氏は、徽宗朝の新設州・軍を「正州」や「羈縻州」、いずれの章節にも編入されたとするが、その相違點を説明していない（『中國行政區劃通史 宋西夏卷』復旦大學出版社、2007年）第三編第十七章と第二十二章・第五編第二章）。

⁶ 安國樓「北宋的開邊及其對荊湖新邊地區的政策」『西南師範大學學報（哲學社會科學版）』1997年第3期。また、安國樓・史彬彬は、宋朝の西南地域における邊境開拓をテーマとする総合的研究を行うが、徽宗朝の開拓には殆ど言及していない（「宋朝「省地」範圍的拓展及其政策」『中國邊疆史地研究』第27卷第1期、2017年）。

⁷ Richard von Glahn, 'Political Hegemony in the Frontier Zone,' *The Country of Streams and Grottoes: Expansion, Settlement, and the Civilizing of the Sichuan Frontier in Song Times* (Harvard University press, 1987) pp.117-119. また、先住民の有力者が宋朝の威光をもって自らの支配の正統性の裏付けとすることは、以前に行われた羈縻制度、すなわち部族の有力者を刺史とする制度においても見られる（佐竹靖彦『唐宋變革の地域的研究』（同朋舎、1990年）第四部第六章「宋代四川夔州路の民族問題と土地所有問題」（1968年初出）、670～671頁）。

るだけで⁸、土地所有權の移讓過程及び先住民による「歸順」すなわち先住民身分の變化に言及していない。本章では、納土歸順した部族による上奏文を主要材料として「納土歸順」と州・軍新設にある制度面の特徴、及びその神宗朝の統治體制との相違點を明らかにする。

また、宣和三年（1121）に宋朝は「開邊納土政策」を廢棄したと同時に、新民からの租税の徴収を放棄した。軍事行動による占領地は、名義上には宋朝の領域であったが、実際には先住民部族との關係が羈縻體制に引き戻された、というフォン・グラン氏の議論にも再考の餘地がある⁹。州軍の廢止後も、一部地域についてはなお直轄統治されたため、改廢後の統治體制の變化を個別に考察しなければ、改廢の原因と徽宗朝の西南邊境開拓政策の影響を明らかにできないのである。

さらに、歸順した先住民、すなわち歸明人に對する宋朝の管理制度について、戴建國氏の研究では、紹聖二年（1095）の敕令により歸明人の専用籍帳が作成されたこと、及び嘉泰二年（1202）に成立した『條法事類』（卷 78 蠻夷門）により歸明人に關する規制と處罰が論じられたが、同書に収録されている「歸明人帳」という戸式が言及されていない¹⁰。筆者は、「歸明人帳」を主要材料とし、籍帳に基づく管理方法を考察し、戴氏の研究成果を補足したい。

要するに、本章は、四川南部における新設州・軍の歴史を個別に考察し、徽宗朝に實行された州・軍新設という施策の背景、成立と管理方法、及びその改廢と影響を明らかにすることを目的とする。

一、開拓開始と地方行政機關の新設

神宗の西南開拓が終焉した二十餘年後、徽宗の崇寧四年（1105）に、宋朝は

⁸ 劉復生『西南古代民族關係史稿』（上海古籍出版社、2020年）第七章「間接統治形式：從道制到羈縻州制」、248～267頁（その一部分は2007年初出）。

⁹ Richard von Glahn, 'Political Hegemony in the Frontier Zone,' pp.123-125.

¹⁰ 戴建國「宋朝對西南少數民族歸明人的政策」、氏著『宋代法制研究叢稿』（中西書局、2019年）所收（2006年初出）。顧吉辰氏、徐東升氏、謝波氏も歸明制度を研究している。但し、顧氏と謝氏の研究では、宋の各時期の變化及び熟戸と歸明人の違いが區別されていない（顧吉辰「北宋歸明制度考述」『固原師專學報（社科版）』1988年第4期、謝波『宋代歸明人法制研究』（遼寧民族出版社、2014年）第二章「北宋有關歸明人的立法」、91～105頁）。徐氏は、歸明・歸正・歸朝の三者の異同を主に論じているので、歸明制度の内容と沿革については補足すべきところがある（徐東升「宋朝對歸明、歸朝、歸正人政策析論」『廈門大學學報（哲學社會科學版）』2012年第1期）。

中國の南方と西南地域において再び積極的開拓策をとった。これから政和年間までに至る十數年間で、廣南西路西部と夔州路・梓州路南部を順次占領し、多くの州・軍と縣を新設した。これによって宋朝は、神宗朝に比して廣域な土地と民を直轄統治するようになった。

(一) 徽宗の野心と大理の馬

こうした開拓政策が行われた背景については、徽宗の野心と大理國との馬貿易との両面から理解すべきであろう。

徽宗は、父・神宗と兄・哲宗の積極的な邊境開拓政策を繼承し¹¹、その第一歩として、崇寧二年～三年（1103～1104）に青唐地域（現在の青海省西寧市一帯）を征伐して湟・廓・西寧三州を設置した。もちろんこの軍事行動と州縣の設置には、膨大な費用がかかり中央政府の多大な負擔となった。加えて當時、邊境開拓策に積極的に反対した官僚は少なくなかった。例えば奉議郎・太常少卿馮澥（？～1140、1082進士）は、崇寧五年（1106）に財政収入の見込めない湟・廓・西寧の三州を放棄して、羈縻體制に戻すべしと上書した。徽宗は「湟・廓・西寧州は、神宗が版圖を広げ、哲宗が開拓したが、大きな功業は成し遂げていなかった。朕は先帝たちの志を受け継ぎ、こうした軍事的成果を挙げ、先人の心を繼承し、孝悌の義を明らかにすることができた」との御批を書き込んで、自らの功業を誇示したうえで、そして馮澥の言論が國政を動搖させ、先住民の歸順の心を感亂するとして、遠小監當官の差遣にあてることにしたが、さらに嚴罰に處すべきだとの他の官僚からの上言があつて、結局、彼を永州別駕・道州安置に左遷した¹²。

四川南部地域も、このような徽宗の野心によって開拓されたのだろう。徽宗は、地方長官による積極的な邊境開拓政策を奨励し¹³、その結果、政和末年に

¹¹ 哲宗の元祐年間（1086～1094）、すなわち宣仁太皇太后（1032～1093）が主政した時期には、神宗朝の改革と施策を廢棄したが、紹聖年間（1094～1098）と元符年間（1098～1100）には、哲宗皇帝が親政して改革派の官員を起用し、特に西夏に對して積極的な開拓策を再び實行した。徽宗皇帝は、このような神宗朝と哲宗親政時期に實行された「新法」を崇寧年間から再び實行した。新法復活の志向は、開拓政策にも見られる。Patricia Buckley Ebrey, 'Choosing the Reformers, 1102-1108,' *Emperor Huizong* (Harvard University Press, 2014) p.102 を参照。

¹² 『長編紀事本末』卷 140 收復鄯廓州・崇寧五年八月癸未。

¹³ Richard von Glahn, 'Political Hegemony in the Frontier Zone,' p.127. 氏は當時の宰相、蔡京が開拓政策に影響していたことを強調している。一方、藤本猛氏は徽宗自身の政治における主體性と能動性を強調している（『風流天子と「君主獨裁制」——北宋徽宗朝政治史の研究』京

は州・軍が置かれた王朝の直轄統治地域は、神宗朝・哲宗朝よりも大幅に拡大したのである。

こうした積極的開拓方針を達成するために、軍馬の調達が極めて重要だった。当時、宋朝は主に四川産の茶を用い、陝西や四川北西部で青唐の馬と交換した。ただし、西夏や金國との戦争などによる要因で、馬の供給が中斷され、馬の不足問題が屢々生じた。こうした状況下において宋朝が注目した馬の供給源が、大理國であった。

現在の雲南省にあった大理國で産出される馬を獲得するため、宋朝は大理國との間に位置する西南邊境の諸部族、例えば羅殿・自祀・特磨などの部族を中間貿易者として、錦や鹽と引き換えに馬を購入したのである¹⁴。すでに神宗朝にこうした馬貿易が行われていたが、南宋時代の史料から、廣南西路のほか、四川の南平軍・敘州・長寧軍にも互市場が置かれ、銀・絹・錦・綵と馬との交換が行われていたことが知られる¹⁵。交易の開始時期は不明であるが、これらの州・軍が徽宗朝の大觀～政和年間に開拓された地域に含まれていることから、この時期にはすでに馬貿易が始まっていた可能性が高い。そうであれば、徽宗朝は四川西部の黎州・雅州と廣南西路西部以外の馬の貿易線を切り開くために、夔州路・梓州路南方を開拓したという推測も成り立つだろう。

崇寧三年に横山一帯で西夏に對して優勢となったことを承け、宋朝は、崇寧四年には廣南西路を、大觀年間には夔州路南部と瀘州東部を、それぞれ開拓する餘裕が生じたと言える。馬の供給源を確保しようとしたのは、擴大を續ける

都大學學術出版會、2014年)。また、パトリシア・バックリー・イーブリー氏も、徽宗自身が蔡京との関係を神宗と王安石の關係に擬えていることを指摘している (Patricia Buckley Ebrey, 'Working with Councilors,' *Emperor Huizong*, pp. 322-323)。こうした視點に従えば、政治的理想を有する徽宗皇帝が、その實現のために信賴する宰相を登用したということになる。

¹⁴ 宋代人の評價に基づいて西南地域の馬は劣等であり、實戦に適用できなかったと主張し、この地域の馬貿易は異民族を羈縻するためにだけ行われたという説がある (蔣文中『茶馬古道研究』雲南人民出版社、2014年、47～49頁)。ただし、劉復生氏が示しているように、陝西と四川北部の馬貿易が中斷された時、特に南宋時代、西南地域の馬は當時の宋政府にとってかなり重要な資源と言える (『西南古代民族關係史稿』第六章「唐宋時期西南諸族的民族關係問題」、227～237頁)。本論文は劉氏の論說に賛同する。

¹⁵ 『宋會要』職官 43-108～109 (紹興二十六年十二月)。この史料では、敘州・長寧軍・南平軍で購入した馬の供給源が明確に記されていない。ただし、該当地域では、馬資源を有する記録が見当たらず、その南方にある羅殿などの部族が宋朝に販賣した馬は大理國からのものであった (『宋會要』兵 22-26～27)。これにより、四川南部で販賣した馬も大理國からのものと推測される。

軍事行動を支える上で不可欠であったと考えられるのである。

(二) 開拓の展開——地方行政機關の新設

徽宗朝における西南開拓は、地域に應じた統制方式を採った神宗朝とは異なり、同一の方式で土地を獲得し人々を統治した。「納土歸順」と呼ばれたこの政策は、先住民から献上された土地を宋朝が受け取り、その地に州・軍と縣を新たに設置するものである。徽宗朝の西南開拓事業は、概ね三つの時期に分けて展開された。すなわち、第一期：崇寧四年～五年に廣南西路西部の宜州周邊を開拓した時期、第二期：大觀二年～三年に夔州路南部と瀘州東南部を開拓した時期、第三期：政和三年～四年に瀘州西部と戎州南部を開拓した時期である。

表六、徽宗朝の廣南西路・夔州路・梓州路における州・軍の新設とその改廢

路分	新設州軍	設置時期	獻地者	所轄縣	改廢時期	改廢後の情況	改廢後の所屬	史料出所
廣南西路	懷遠軍 =平州	崇寧四年	王江の古州蠻戸	懷遠縣	政和元年	王口寨。允州の廢止後に再設置	融州	宋 20・90、會・方域 7-24
	允州	崇寧四年	平州の一部に設置	安口縣	不明	大觀四年には存置、廢止時間不明	不明	宋 20・90・348、會・方域 7-24
	格州 =從州	崇寧四年	平州の一部に設置	樂古縣	大觀四年	樂古寨	允州	宋 20・90・348、會・方域 7-24
	地州	崇寧五年	羈縻知地州羅文誠	不明	大觀四年 ^①	不明		宋 90、348
	文州		羈縻知文州羅更晏					
	蘭州		羈縻知蘭州韋晏開					
	那州		羈縻知那州羅更從					
	庭州	大觀元年	宜州河池縣に設置	懷德縣	大觀四年	河池縣	宜州	宋 90、會・方域 7-24、輿 122
	孚州	大觀元年	地州建隆縣に設置	歸仁縣	大觀四年	靖南寨	觀州	宋 90、會・方域 7-24
溪州	大觀元年	宜州帶溪寨に設置	思恩縣	大觀四年	思恩縣	宜州	宋 90、輿 122	
觀州	大觀元年	南丹州に設置	不明	大觀四年	高峯寨に移し、存置		宋 90・348	

路分	新設州軍	設置時期	獻地者	所轄縣	改廢時期	改廢後の情況	改制後の所屬	史料出所
夔州路	溱州	大觀二年 ^②	南平軍夷人・木攀 首領趙泰	溱溪縣	宣和三年	溱溪寨	南平軍	宋 89・496、會・方域 7-10・ 蕃夷 5-35、文 319、實 19
				夜郎縣		廢止		
	播州	大觀二年	播州夷族楊光榮、 楊光璉、楊文奉	播川縣	宣和三年	播川城	南平軍	宋 20・89・496、會・ 蕃夷 5-35・5-101、輿 180、文 319
				琅川・ 帶水縣		廢止		
	遵義軍	大觀三年	播州夷族楊文貴、 楊文瀚、楊文錫	遵義縣	宣和三年	遵義寨	珍州	宋 89・496、會・禮 20-17・方 域 18-10・蕃夷 5-101、實 19
承州	大觀三年	上夷州首領任應 舉、下夷州首領任 漢崇	綏陽縣	宣和三年	綏陽縣	珍州	宋 89、會・禮 20-17・ 方域 7-1・蕃夷 5-35・ 蕃夷 5-93、文 319	
			都上・義 泉・洋川・ 寧夷縣		廢止			
珍州	大觀二年	涪州夷人・大駱解 上下族帥駱世華、 駱文貴	樂源縣		存置		宋 89、會・方域 7-9・蕃夷 5-93、廣 33、方 61、文 319、 實 19	
思州	大觀二年 ^③	蕃部長田祐恭	務川縣	宣和四年	務川城	黔州	宋 89、會・方域 20-8・ 蕃夷 5-95、輿 178、文 319	
			邛水縣		邛水堡			
			安夷縣		安夷堡			
梓州路	純州	大觀三年	瀘州人王忠順など	九支縣	宣和三年	九支城	瀘州	宋 89、會・方域 18-13・ 蕃夷 5-35、實 19
				安溪縣		美利寨または安溪寨 ^④		
	滋州	大觀三年	不明	武都縣	宣和三年	武都城	瀘州	宋 89、會・方域 19-20
				仁懷縣		仁懷堡		
承流縣				廢止、仁懷堡に編入				
祥州	政和三年	石門・馬湖・南廣 ^⑤ 一帯 の先住民。ほかは不明。	慶符縣	宣和三年	敘州に隸屬	敘州	宋 89、會・方域 7-6・19-20・ 蕃夷 5-36、輿 163、文 319	
			來附縣		廢止、慶符縣に編入			
長寧軍	政和四年	不明	武寧縣		存置		宋 21、廣 31、輿 166、實 19	

※ 出典略稱：宋＝『宋史』、會＝『宋會要』、廣＝『輿地廣記』、輿＝『輿地紀勝』、方＝『方輿勝覽』、文＝『文獻通考』、實＝『宋朝事實』。數字は巻數。

※ 注記：

- ① 地・文・蘭・那州の廢止時期とその後の情況は明記されていない。但し、大觀元年に文州の地の一部を分割して設置された孚州は、大觀四年に廢止された後、文州には戻らず觀州に隸屬した。文州は大觀四年までに廢止されたのであろう。また、紹興四年に觀州と平州が廢止された時、樞密院は廣南西路において觀州と平州以外の新設州軍がこれ以前に全て廢止された、と述べている。これによれば、地・文・蘭・那州の廢止時期は、廣南西路における新設州軍と同じく、大觀四年だと推測される。
- ② 『宋會要』方域 7-10 には溱州と溱溪縣、夜郎縣は「熙寧七年に（先住民を）招收し、置く」と記されているが、ほかの史料と相違する。熙寧七年にこの邊りの部族が宋に内附することによって榮懿寨などが設けられたことと、大觀二年に任氏が納土歸順したによって溱州と所轄縣が新設されたことを混同したものであろう。
- ③ 思州の設置時期については諸説ある。『宋史』（卷 89 地理志）と『宋會要』（方域 7-10）には「政和八年に建つ」と記されている。一方、王象之『輿地紀勝』（卷 178 夔州路）には、「徽宗即位の八年（大觀元年）に、西南夷の蕃部長田祐恭は王民と爲らんと願う」という夔州路轉運使の龐恭孫の上表文（大觀二年）が見える。南宋に編纂された『方輿勝覽』（卷 61 夔州路）と『文獻通考』（卷 319 輿地考）には「大觀元年」と記されているが、これは『輿地紀勝』に「徽宗即位八年」とあるのと同義であろう。王象之は、『國朝會要』と『思州圖經』の序文に思州設置は政和八年と書いてある、という異説を注記している。但し、この注には「詔して運使の龐恭孫と同共して措置し建築せしむ」との詔書が引用されている。龐恭孫は、大觀元年に知涪州、大觀二年に夔州路轉運判官、政和三年年末に知成都府、政和八年に知瀘州を歴任している（『宋史』卷 311 龐恭孫傳、『宋會要』食貨 41-142・方域 19-21・蕃夷 5-36）が、夔州路轉運使の就任時期は明記されていない。しかし、官職昇進の一般から言えば、その任職期間は夔州路轉運判官と知成都府の間、すなわち大觀二年～政和三年年末となる。さらに前に引用した上表文を踏まえて考えると、龐恭孫は大觀二年に夔州路轉運使に昇任し、その時に田氏の歸順について皇帝に報告したのだと思われる。また、『長編紀事本末』（卷 141 討卜漏）には政和五年に「思州巡檢田祐恭」が見え、これも政和八年以前に思州がすでに正州として設置されたことを裏付ける。以上のことから、『國朝會要』と『思州圖經』の記述は誤っており、『方輿勝覽』と『文獻通考』の記述は簡略すぎて一年の時間差を生じてしまったことを指摘し得る。龐恭孫の官歴と彼の上表の時期を考えれば、大觀元年に田祐恭は歸順意向を表明し、大觀二年に、この意向を受け入れた龐恭孫が上表文を作って徽宗皇帝に報告した、という流れが推測される。従って、思州の設置時期は大觀二年であると考えたい。
- ④ 『宋史』卷 89 地理志に「宣和三年、純州及び九支縣を廢し九支城と爲し、安溪（縣）、美利城を以て寨と爲す。」とあるが、これについて「美利寨」と記すもの（『宋會要』方域 18-13）と、「安溪寨」と記すもの（『宋會要』方域 19-38、蕃夷 5-98・5-101）がある。
- ⑤ 『宋會要』（蕃夷 5-37）には「南管」と記されているが、他の史料にこうした用語は見えない。『宋史』（卷 496 蠻夷傳）では、敘州に「南廣蠻」が見え、『宋會要』（禮 21-34）にも南宋期に敘州・慶符縣の管轄下に南廣鎮がある。また、古くは『華陽國志』（卷 4 南中志）に、三國蜀が南廣郡を設置したことを傳えている。南廣とは敘州南部に對する古くからの呼稱であり、それが南宋でも使われていたものであり、「南管」は「南廣」の書き間違いではあるまいか。

四川南部では、最初には知涪州龐恭孫は珍州の駱文貴・承州の駱世華を招き寄せ、その土地を納めさせた。彼は、夔州路轉運判官朱師古に告發されたものの、逆に徽宗に拔擢され夔州路轉運判官に昇任し、朱氏は左遷された¹⁶。これにより、先住民による「納土歸順」（「土を納めて歸順」）を受けて州・軍の範圍を擴大しよう、という徽宗皇帝の態度が明らかになった。これに鼓舞され、夔州路と梓州路の知州（軍）は、先住民部族に納土を積極的に勧誘し、これによって多くの部族は納土歸順を請求し、涪州・南平軍・瀘州に赴いた。徽宗は、知州（軍）が招撫のことに適切に對處できず、そこで先住民が納土歸順の意向を後悔することに懸念を抱えていた。それ故、大觀二年八月二十五日、涪州に夔州路轉運判官龐恭孫、瀘州に梓州路轉運判官趙適、南平軍に崔子堅を派遣して、納土歸順の事務手続きを速やかに遂行させた、との詔書を下した¹⁷。その結果、表六から明らかのように、大觀二年～三年、思州・溱州・承州・珍州・播州・遵義軍・純州・滋州が相次いで新設された。そして政和三年には、戎州南方にある石門・馬湖・南廣の先住民も納土歸順して祥州が新設され¹⁸、政和五年までには涪井一帶の先住民も歸順した¹⁹。かくして、宋朝はその州・軍の直轄地域を大いに擴大したのである。

四川南部の開拓は、知州龐恭孫の行動によって展開されたと言えるが、徽宗の奨励と地方長官間の積極的措置こそ、開拓地域が擴大された要素であった。

¹⁶ 『宋史』卷 311 龐恭孫傳、「(龐恭孫) 知涪州、遂以開邊為己任。誘珍州駱文貴・承州駱世華納土、費不貲。轉運判官朱師古劾恭孫生事。詔黜師古而以恭孫代。於是溱・播・溪・思・費等州相繼降。每開一城、輒褒遷、五年間、至徽猷閣待制。」

¹⁷ 『宋會要』蕃夷 5-34、「大觀二年八月二十五日、詔、『西南夷赴涪・瀘・南平軍納土歸順。三州地理遼遠、瀘州又隸梓州路、相望隔越。撫納勞徠、守佐之臣未必能辦其事。新附之民初歸王化、苟失其情、使其心悔、非率服蠻夷之道。除涪州已差龐恭孫外、瀘州差趙適、南平軍差崔子堅前去。專一措置、仍疾速施行。』(『宋大詔令集』卷 159「差官措置涪瀘南平軍御筆〈大觀二年八月二十五日〉」もほぼ同じだが、崔子堅の名前を誤って「崔于堅」としている)。崔子堅の官職は不明であるが、詔書には「守佐(州級長官)の臣は未だ必ずその事(先住民の招撫)を辦める能わず」とあるから、崔子堅も路級長官と推斷できる。趙適の官職については『宋史』卷 348 趙適傳を参照。

¹⁸ 『宋會要』蕃夷 5-36。

¹⁹ 政和五年に起こった卜漏の亂において滋州・純州・長寧軍に編入された「納土新附の民」の中に卜漏に同調した者はいなかった、という記載がある(『長編紀事本末』卷 141 討卜漏)。この叛亂の平定後、純州・滋州・祥州・長寧軍管轄下の新民の大小首領とその親族などが、封椿錢二萬貫を賞賜された(『宋會要』蕃夷 5-36～37)。以上のことから、長寧軍には政和五年までに新民が編入されたことがわかる。

また、大觀二年八月の詔書により、徽宗が納土歸順を慎重に措置するために路級長官を派遣した、という積極的な態度も窺える。

(三) 「納土歸順」について

四川南部における州・軍の新設は、宋朝が半強制的に促進した施策と言えが、先住民部族の有力者側が作用していた側面も見られる。この小節では、納土歸順の實態を考察しつつ、納土歸順における部族首領の立場を明らかにする²⁰。

「納土」はこれまで、土地が先住民の手から宋朝に移り、官田となるという過程と理解されてきたが、誰が「納土」を決定し得たのか、また、納土以前に一體どれほどの土地が各部族の首領に確實に所有されていたのかについて、再考する必要がある。

ある部族において納土を決定し得た者は、複数存在したと思われる。珍州・承州・漆州の事例では、同姓集團の中に二人以上の有力者がいて（珍州の上・下族、承州の上夷・下夷州）、共同で土地を献上した。特に、漆州の木攀族首領の趙泰は納土した時に、

伏して今聖 德あり威あり、四海夷族は盡く歸順の人あることを聞たり。兄弟叔姪と一部族を將帶し、土を獻じて歸化せんことを情願す。見耕佃の土地は請税せん、漢家百姓と作らん。其れ餘る土地は人を召し耕佃せしめん。管界の東西は五程、南北は六程、周匝は一十八程。

伏聞今聖有德有威、四海夷族盡有歸順之人。與兄弟叔姪將帶一部族、情願獻土歸化。見耕佃土地請税、作漢家百姓。其餘土地召人耕佃。管界東西五程、南北六程，周匝一十八程。

（『宋會要』蕃夷 5-35）

²⁰ リチャード・フォン・グラン氏は、先住民部族の首領は納土歸順して宋朝の官職を受け、その部族支配権を固めたことを既に指摘している（Richard von Glahn, 'Political Hegemony in the Frontier Zone,' pp.117-119）。ここでは、この研究成果を踏まえ、部族間の競争関係および部族首領の立場を分析し、州・軍新設の施策における部族首領の役割を解明する。

と述べた。趙泰は徽宗皇帝が徳と威勢（＝州・軍新設の施策）を有するため、各地域では納土歸順してくる部族が多くいた、ということを知った。そこで、彼は趙氏の代表者として、同輩・後輩と彼の父世代の男性有力者²¹と共に「獻土歸化」（＝「納土歸順」）の意向を表明し、租税を納めて宋の一般民（「漢家百姓」）となることを願った。つまり、納土歸順は、趙氏一族の男性有力者の決議を通じて宋朝に共同で請求するものだったのである。

また、播州と遵義軍でも、同様の状況があり、しかも部族間の競合関係も見られる。播州と遵義軍は、楊氏の居住地であった。楊光榮の兄・楊文瀚の父である楊光震は熙寧六年（1073）に入朝して三班奉職・南平軍管下播州夷界巡檢、そして元豐四年（1081）に戦功によって播州夷界都巡檢に昇任した²²。彼の死亡後、その弟と息子との争いが勃發した。楊光榮は兄の官職である播州夷界都巡檢を繼承したが、強い勢力を持っていた楊光震の子である楊文廣・楊文瀚兄弟を制御できなかった²³。そして紹聖四年（1097）に川を境界として播州を二つに分けた。東北の方は弟・楊光榮に、西南の方は子・楊文瀚に委ね、二人をともに播州夷界都巡檢として、所管地域の統治を任せられた²⁴。

しかし楊氏家族の紛争は収まっていなかった。大觀二年、両方の首領は同時に納土の意向を宋に通達した。楊光榮は楊光璉、楊文奉と共に所領の土地と人

²¹ 趙泰など木攀族の首領は大觀二年以前にすでに趙と改姓していた（『宋會要』蕃夷 5-35）。趙姓は木攀族の有力者が共有している姓であろう。ここに記される「兄弟叔姪」は必ずしも血縁ある親族を意味しておらず、一族の男性有力者を總稱するものかもしれない。

²² 楊光震の官歴は、『長編』卷 245 熙寧六年五月癸卯、卷 311 元豐四年三月戊申・甲寅、卷 312 元豐四年五月戊戌及び『宋會要』兵 10-6、蕃夷 5-28 を参照。

²³ 『長編』卷 488 紹聖四年五月辛巳。『宋會要』蕃夷 5-33。『宋史』卷 18 哲宗本紀・紹聖四年三月丁卯。楊光榮と楊文廣、楊文瀚（＝楊文翰）の関係については、これらの史料の記述は異なる。『長編』と『宋會要』に節録される詔書には、二人は「光榮叔姪」だと記されている一方、『宋會要』に節録される瀘南沿邊安撫司の上書には「楊光榮と弟の文瀚與和せず」という記載がある。まず、輩行を示す「光」と「文」字からすれば、楊光榮と楊文廣、楊文瀚は違う世代と推測される。また、『長編』にある「光震 害せらるる後、文翰は合に承襲すべき」との記述によれば、二人は親子関係とみられる。これは、「光榮叔姪」との記載と合致する。さらに、明代初期に宋濂が書いた「楊氏家傳」には楊光震の弟は楊光榮で、彼の息子は文廣・文眞・文錫・文貴・文宣の五人がいたと記されている（『翰苑別集』卷 1）。したがって、『宋會要』の記述は誤りであろう。

²⁴ 『長編』卷 488 紹聖四年五月辛巳。『宋會要』蕃夷 5-33。『宋朝事實』卷 19 陞降州縣。『宋史』卷 18 哲宗本紀・紹聖四年。

民を納めるという意向を南平軍に傳えたのと同時に、楊文瀚はその近親の楊文貴、楊文錫も同じ意向を夔州に傳えた²⁵。徽宗はこの度の納土の意向を受け入れた。楊光榮が一族の主であったことを考慮し、その所轄地域には正州たる播州を設置し、楊文瀚たちの所轄地域には遵義軍を設置した²⁶。

楊氏家族の事例により、敵對部族が納土歸順すると、自己の部族も宋朝から同等の權威を求め、同じ納土歸順の措置を採らざるをえなかったことが示唆される。

さらに、既に引用した趙泰の言葉から、献上した土地には耕作地と未耕地の二種類があり、耕作地は宋朝に租税を納め、未耕作地は人を召募して未耕作の土地を耕させることを提案したことがわかる。つまり宋朝は東西三五〇里、南北四二〇里ほどの土地を獲得したが²⁷、そこには既耕地と未耕地の二種類の土地が含まれていた。珍州・承州についても類似する上奏内容が見える²⁸。

ここにいう未耕地とは一體どのようなものであったのだろうか。當時、四川南部地域、特に夔州路と瀘州一帯においては殆ど焼畑農業、すなわち短期の耕作と長期の休閑を繰り返す農業が行われていた。休閑地がそこに多く存在していたことは想像に難くない。佐竹氏がすでに指摘したように、宋代の夔州路と瀘州は、牛犁耕と梯田化技術の導入により焼畑農業から定畑へ變化しつつある時期にあたる²⁹。これらの未耕地の一部は、定畑化により耕作が放棄された土地であった可能性がある。

未耕地の実態はともかく、納土する部族首領はどうしてこれらの未耕地も宋朝に献上すると提案したのか。これは、彼らに何かのメリットをもたらすのか。

²⁵ 『宋會要』蕃夷 5-35・5-93 の納土に関わる記事には楊光榮・楊光璉・楊文瀚・楊文貴の四人だけが言及される。楊文奉と楊文錫については『宋會要』に記されている、淳熙十年(1183)に楊文奉の子孫である楊誠の妻の言説、及び楊文錫の子孫である楊柄の自述を参照(蕃夷 5-101)。二人とも大觀二年に納土し、楊文奉は秉義郎(從八品)、楊文錫は修武郎(正八品)・遵義軍都巡檢を授かったとされる。なお、楊文錫の家系については宋濂「楊氏家傳」を参照。

²⁶ 『宋朝事實』卷 19 陞降州縣。

²⁷ 『宋朝事實』卷 19 陞降州縣は里數(東西三五〇里、南北四二〇里)で、『宋會要』蕃夷 5-93 は程數(東西 5 程、南北 6 程)で珍州の範圍を表記している。これにより推算すれば、一程はおおよそ七〇里程度に相當する。

²⁸ 『宋會要』蕃夷 5-35・5-93。但し、珍州と承州の例では土地の處置方法に少し違いがある。珍州の駱氏と承州の任氏は未耕作の土地を宋の官有土地に編入させたいと申し出た。

²⁹ 佐竹靖彦「宋代四川夔州路の民族問題と土地所有問題」、651～655・667～668 頁。

この問題を解明するために、「歸順」の意義を考察する必要がある。

「歸順」とは、簡単に言えば先住民が「新民」（南宋の史料にはよく現れる歸明人と同義）となったことであり、先住民の身分の轉換と関わっている。では、宋朝は、歸順前と歸順後の先住民を如何に遇していたのであろうか。

まず、歸順前のことを説明しておきたい。「上／下夷州首領」（承州）「瀘州人」（純州）という曖昧な記述を除けば、表六の「獻土者」欄における記述内容は以下の三種に分類でき、そこから宋朝の先住民に対する處遇を推測することができる。第一は「某正州・軍の夷人」と記される場合（珍州「涪州夷人」、漆州「南平軍夷人」）である。涪州と南平軍はともに宋の正州軍であることから、これらの部族は宋の地方機關によって間接的に管轄されていた。このことから、彼らは熟戸または蕃部であったと見なしてよかろう³⁰。第二は「蕃部首領」（思州）である。これは文字通り、田氏の部族が「蕃部」に屬することを示している。第三は、「播州夷族」（播州・遵義軍）である。前述のように播州は大觀二年以前には夷地に屬した。その際、楊光榮と楊文瀚とも「播州夷界都巡檢・銀青光祿大夫・檢校國子祭酒・兼監察御史・武騎尉」という官職・官階と勳級を授かった。その中、「武騎尉」のような勳官は、宋朝が軍功のあった武官や非漢民族の首領に授けるものである³¹。ここから楊氏たちも熟戸または蕃部に屬したと推定される。したがって、歸順前の先住民部族は疎遠な生夷ではなく、既に宋朝に内附し、緊密に繋がっていた熟戸や蕃部であったのである。

次に、歸順後の先住民部族の首領の身分がどのように變化したのかについて説明したい。政和五年の卜漏の亂の平定後、主將である梓州路轉運使趙適は宋朝に協力した先住民部族の首領への賞賜について上書した。表七と上書内容により、部族首領が管界同巡檢を持っていたこと、かつ、彼らの俸祿が「祿令」に基づいて支給されたことがわかる³²。つまり、各部族の首領は夷界巡檢・都巡檢の代わりに管界同巡檢・都巡檢を授けられ³³、宋朝の官僚制度に準じて俸

³⁰ 熟戸・蕃部は宋朝に内附した先住民部族である。前者は宋朝に一定の財物を納めており、後者は宋朝の味方部族と言えるが、その實態については將來の研究に俟ちたい。

³¹ 『長編』卷 488 紹聖四年五月辛巳。『宋會要』蕃夷 5-33。勳官については、林焯達「宋代勳官制度之初探」『中國中古史研究』第 12 期（2012 年）、207～210 頁を参照。氏は、宋朝が政和三年に漢官の勳官制度を廢止した後も、蕃官・蕃兵に勳官を授けた事例は多く見え、つまり非漢民族への勳官制度が維持されたことを指摘している。

³² 『宋會要』蕃夷 5-36～37。

³³ 管界都巡檢の事例は少ないが、政和六年に「播州管界都巡檢楊光文」という人物が見える

祿を給與された。この時に彼らに授けられた官職名は「夷界」の語が取り除かれ、漢人官僚に相当するものに變化している。

表七、政和五年五月の賞賜に見える瀘州南部の新民部族首領とその官職³⁴

新民部族首領	武階	官職
皇甫世忠	保義郎（第 50 階、正九品）	祥州南面管界同巡檢
李世恭	保義郎	祥州北面管界同巡檢
王忠順	修武郎（第 44 階、正八品）	純州南面管界同巡檢
羅永順	秉義郎（第 46 階、從八品）	純州北面管界同巡檢

また、表六にも現れた王忠順を例として、彼は宋朝に納土歸順した後、純州南面管界同巡檢を授かり、つまり純州南部地域の治安維持を擔當していた。前述のように新設州・軍には既耕地と未耕地の二種類の土地が含まれていた。そのため、某州の管界同巡檢の管轄範圍は未耕地を含めっていると推定される。だとすれば、部族首領は、管界同巡檢など地方の治安維持にたずさわる低級武官を授けられ、未耕地を含む廣範な地域の支配を正當化したと考えられる。

本節の考察により、徽宗朝の開拓政策——先住民による「自發的」な納土歸順を受け入れ、州・軍を新設する——の展開には、以下の要素があった。すなわち、①徽宗皇帝が主政した中央政府は開拓を奨励し、慎重に對處したこと、及び②四川南部の知州（軍）は鼓舞され、積極的に各部族を勧誘したこと、という宋朝側の施策である。さらに、③部族内部の合作・統合と部族間の競合關係が存在し、各部族は宋朝の權威を求めていたこと、及び④部族首領は宋朝に授かった官職によって獻上する土地の全域を支配する權威を取得できるようになったこと、という部族首領の立場も重要だったと考えられる。

このような開拓政策において、先住民は歸明人として州・軍の直轄統治に組み込まれるようになった。これは、神宗朝より強力な統治體制といえ、その詳

（『宋會要』兵 17-9）。

³⁴ 『宋會要』蕃夷 5-36～37。この表には、二種類の部族首領が記入されていない。一つ目は、「管勾（石門・馬湖・南廣）新民部族公事」との官職を持っていた時世欽・胥永寧・張永順であり、三人とも承節郎（第 51 階、從九品）の武階を持っていた。これ以上の史料は皆無であり、具體的な役割がわからない。二つ目は、武階のみが記されている惠世謹・王承懷・包承義であり、三人とも承信郎（第 52 階、從九品）であった。

細については次節で説明したい。

二、 新設州・軍における歸明人の籍帳制度

溱州趙氏や思州田氏などの先住民が歸順した時に「王民・漢家百姓」となることを願ったことから³⁵、歸明人は宋朝の一般民と等しくなったように見えるかもしれないが、実際には歸明人に對して優待策と制限がいくつか見られ、歸明人のみに適用する統治制度が設けられた³⁶。つまり、歸明人は宋朝に直轄統治されるが、一般民と同じではない。本節では、今まで注目されていない「歸明人帳」（『條法事類』卷 51・78 収録）に考察をくわえ、徽宗朝における歸明人の籍帳制度とその改制を明らかにしたい³⁷。

歸明人はその身分と管理方法の違いによって、見管・編管・羈管という三つの形に分けられる³⁸。このうち編管と羈管は、法律違反などの事情で州に強制移住させられることであり、『條法事類』に多くの事例が載っているが³⁹、本章で論じる歸明人とは殆ど関わらないので、言及しない。

見管とは、歸明人が各地方政府に管理されることである。その要件は、もちろん籍帳の作成にある。歸明人の籍帳制度は、遅くとも神宗朝には誠州において実施されていた⁴⁰が、紹聖二年（1095）には全國に適用するものとなった。

³⁵ 溱州趙氏については前文に引用史料、思州田氏については『文獻通考』卷 319 輿地考を参照。

³⁶ 歸明人に對する優待策と制限については、戴建國「宋朝對西南少數民族歸明人的政策」を参照。

³⁷ 『條法事類』に掲載されているのは多くは全國適用の法律文書であるが、戴建國氏の指摘のように、四川南部の歸明人も適用されるはずだったと思われる（「宋朝對西南少數民族歸明人的政策」、363 頁）。

³⁸ 『宋會要』兵 17-9～10。この史料は、政和八年三月二十六日に、官職や田地がない歸明人に對しては、乞丐例に準じて食糧を支給しても救済できないため、逃亡・反亂した歸明人が多くなるという問題と解決方法に関わるものである。このときの樞密院の上書には、「契勘するに、諸路に見管・編管・羈管せらるる西界よりの歸明及び捉到せる人は少なからず。」（契勘諸路見管・編管・羈管西界歸明及捉到人不少）とあり、各路の管轄下において見管・編管・羈管された歸明人がいたことがわかる。

³⁹ 辻正博氏によって、編管とは簿籍に附けて罪人を監督・管理する刑罰であることが明らかにされている（『唐宋時代刑罰制度の研究』（京都大學學術出版會、2010 年）第七章「宋代の編管制度」）。羈管の意味は明らかでないが、『條法事類』において編管と同時に列擧される例が多く見られる。また、管見の限りにおいて、歸明人に對する編管・羈管についての專論はなく、この點については將來の研究を俟ちたい。

⁴⁰ 『長編』卷 386 元祐元年八月戊申、「荆湖北路都鈐轄・轉運司言、「誠州大由・楊溪・古鐵・

紹聖二年六月三日、詳定重修敕令所の修立し到るに、「歸明人は、住む所の州・軍に於いて籍を置き、死亡せし者は銷落し、兵部に申し條具せよ」と。之に従う。

紹聖二年六月三日、詳定重修敕令所修立到、「歸明人、於所住州・軍置籍、死亡者銷落、申兵部條具。」從之。

（『宋會要』兵 17-5）

これにより、歸明人籍帳は州・軍と兵部が管理していたことがわかる。また、政和元年に下された詔書⁴¹と『條法事類』（卷 78 歸明附籍約束・戸令）にこれに類似する條文が見られ、前者には各路の轉運司が所管の歸明人籍帳を作成し、三ヶ月ごとに中央の樞密院に報告すべきことが記されている。後者には、新しく歸順した者や死亡した者がいれば、籍帳を直ちに訂正して一日⁴²以内に兵部に申告し、年初には昨年の歸順者と逃亡・死亡者の人数を纏めて報告する旨の規定が追加された。これらの史料により、歸明人の籍帳制度は、紹聖二年に制定されて以降、少なくとも二度にわたり修正されていたことがわかる。この修正により、擔當機關の變更と籍帳の更新期間の短縮の二點が嚴格化された。籍帳に含まれる内容については、特に變化がないように思われる。

この點を踏まえた上で、『條法事類』に見える「歸明人帳」という戸式について見てゆきたい⁴³。「歸明人帳」の「新收」の第一條に「北界或いは西界より來た」、第二條の注記に「北界は雲州、幽州の類」とあるから、北宋時代の戸

地林・狢狼等峒（中略）並所統治事、乞依誠州先招納歸明溪峒例。其舒守強等二十一人著籍本州勾當。」これによれば誠州の開拓時期である神宗朝には、歸明溪峒すなわち歸明人は誠州の籍帳に登録されたことがわかる。但し、この籍帳が中央政府に提出するかについては確定できないのである。

⁴¹ 『宋會要』兵 17-7。

⁴² 史料原文は「一日」と記されているが、「一ヶ月」（一月）の誤りではないかと疑う。

⁴³ 『條法事類』卷 51 道釋門・供帳・戸式と卷 78 蠻夷門・歸明附籍約束・戸式には「歸明人帳」が載っているが、文脈からみれば後者は錯簡している。戸式の名稱（「歸明人帳」）が書かれている頁を第一頁とすれば、その順序は「第一頁→第四頁→第五頁→第二頁」に改めるべきであり、第三頁は関係のない内容である。また、前者は「新收」の第五條の「配到」の「到」が脱字しており、第六・七條が含まれていない。謝波氏は、この史料を節録し、卷 51 を用いて「歸明人帳」の内容を一部補足している。ただし、そこには錯簡のことが言及されておらず、「歸明人帳」の全貌が記されていない（『宋代歸明人法制研究」、268～269 頁）。

式を繼承したと思われる。だとすれば、この史料から北宋末の歸明人の籍帳制度を理解することもできるはずである。

「歸明人帳」は、「新收」（新編入）と「逃死」（逃亡や死亡）の二つの項目に分けられている。「新收」の中には、七條目があり、歸明人の出身と年齢（第一・二條）、歸明後の身分・住所と移動歴（第三・四條）、歸明の日時と理由（第五條）、宋朝から支給された田の所在・畝數または錢糧の數額（第六條）、家族成員とその名前・年齢（第七條）などが詳しく記されることになっており、「逃死」の中には、一條目があり、逃亡・死去の日時と原因が記される。

注目すべきは、「新收」の第四條、すなわち歸明人の居所に關わる條文である。

一、見に本州或いは某縣の城内に在りて居住し、或いは某處に幹辦す。僧人は即ち某寺院と言ひ、諸軍は即ち某指揮と言ふ。

一、見在本州或某縣城内居住、或某處幹辦。僧人即言某寺院、諸軍即言某指揮。

（『條法事類』卷 51 道釋門・供帳。『同』卷 78 蠻夷門・歸明附籍約束）

この條文により、各歸明人が居住する州名や縣名を記入されていたことがわかる。歸明人の官僚が他の州縣で公務を處理している場合にはその勤務地を記入し、僧人や兵士である場合には、それぞれ居住する寺名や軍隊の指揮名を記入するという規定である。これは、「新收」の第三條、すなわち歸明人が初めて歸順した際の名目に對應する。

一、元得るは是れ何の名目なり。〈元授くる衙校、或いは僧人・百姓・諸軍の類の如きを謂う。應ゆる元初の朝旨、及び諸處の文移は並びに須らく録白して供申すべし。〉

一、元得は何名目。〈謂如元授衙校、或僧人・百姓・諸軍之類。應有元初朝旨、及諸處文移並須録白供申。〉

（同上）

歸明人が歸順した際に、宋朝はこれを低級武官（衙校）・僧人・百姓・兵士という四種類の名目に分けており、その名目を記す朝旨を授與した。そして、百姓・官員は州縣などの地方行政機關、僧人は寺、兵士は軍隊の指揮下で管理された。これら「新收」にある條文により、①地方行政機關・寺・軍隊は管轄下の歸明人の出身と年齢など籍帳に載っている個人とその家族の情報を調べて整理し、②そして各州軍は前述の基層組織を通して歸明人の戸籍情報を獲得する、という順序で歸明人籍帳を作成したと推定できる。最後には、各州・軍は完成した歸明人籍帳を年ごとに中央の禮部と、兵部または樞密院に提出したのである⁴⁴。

また、「新收」の第四條によれば、歸明人は州縣の城内・寺・軍隊という明確かつ特定の範囲がある場所のみに居住するように定められている。この規定は歸明人を監督・管理しやすくするために定められたと思われるが、実際に城内居住という規定について何回かの改制が繰り返された。

政和元年正月、郷村に住んでいる歸明人は全て州城や縣城内に居住すべしとの詔書が公布された。改制の背景には、潁昌府の長社縣の頓家村に居住した北界からの歸明人張潛が無許可で居住地を離れて開封に行ったという事件があった⁴⁵。

そして政和三年正月における兵部尚書兪卓（1105 進士）の上奏は、政和元年正月～三年正月の間にこの規定の修訂過程を詳しく述べたうえで新しく改制案を提出した。

（政和）三年正月二十一日、兵部尚書の兪卓は奏すらく、「伏して見るに、歸明遠人は州縣機察を失するを以て、或いは逃竄を致す。近者樞密院は申して改正せしめんことを請いて並びに城中に居らしむ。繼いで指揮を累降するに、中國に生まるる所の子孫を除く。然るに一門の中、未だ必ずしも

⁴⁴ この「歸明人帳」と紹聖二年に定めた條文は、地方の籍帳管理機關を各州軍とし、中央のそれは兵部としている。しかし政和年間になると、地方では路級の轉運使に、中央では樞密院にそれぞれ任せるようになった（『宋會要』兵 17-7）。但し、政和年間に行われた制度がいつまで實行されたのかわからない。また、「歸明人帳」の末に附言する規定によると、歸明の僧人が載っている籍帳は禮部にも提出されたのである。

⁴⁵ 『宋會要』兵 17-7～8、「政和元年正月十日、詔：「應諸處見在郷村歸明人、並改正、令依條州縣城内居住。令轉運司每季具見管歸明人姓名申樞密院。」以潁昌府長社縣頓家村居住北界歸明人張潛私走上京、整會分田、故有是詔。」

皆遠人ならず、未だ必ずしも皆中國で生まるる所にあらざるなり。其れ野外に在りて居する者は、或いは二三十年にして、亦た既に土に安んじ業を樂しみ、各おの其の所を得たり。今もし凡そ歸明せる者は城の中に居り、子姪は城の外に居れば、其の父子兄弟は且く別籍異居せん。若し子孫並びに入城せしめば、則ち其の室を虚しくし、其の田を蕪れしめ、僦居して以て商賈を學び、又た皆其の業を失うなり。伏して望むらくは、聖慈特に詳酌を賜い、城外に居ること十年以上、已に皆土に安んずる者は便に従うを^{ゆる}聽し、餘は前降の朝旨に依りて施行せんことを」と。之に従う。

（政和）三年正月二十一日、兵部尚書兪卓奏、「伏見、歸明遠人以州縣失於機察、或致逃竄。近者樞察院申請令改正並居城中。繼而累降指揮、除中國所生子姪。然一門之中、未必皆遠人也、未必皆中國所生也。其在野外居者、或二三十年、亦既安土樂業、各得其所。今使凡歸明者居城之中、子姪居城之外、其父子兄弟且別籍而異居。若子孫並令入城、則虚其室、蕪其田、僦居以學商賈、又皆失其業矣。伏望、聖慈特賜詳酌、居城外十年以上、已皆安土者聽從便、餘依前降朝旨施行。」從之。

（『宋會要』兵 17-8）

政和元年の詔書と兪卓の上奏によれば、歸明人の州縣城外居住禁止の規定をめぐって以下の四段階の變化があった。第一、政和元年正月以前は歸明人に對する居住地域の制限がなかった。第二、政和元年正月からは歸明人をすべて州縣城内に居住させた。第三、その後、中國で生まれた歸明人の子孫が州縣城外に居住できる、との規定が定められた。第四、政和三年正月以降は州縣城外に十年以上にわたって定住し自力で生活を營む歸明人も州縣城外に居住できるようになった⁴⁶。

第三段階に言及した「中國で生まる」（中國所生）とは、「歸明人帳」の「新收」の第七條に見える「過來する後に生長す」（過來後生長）と同義で、歸明人の歸順後に宋朝の直轄統治地域で生まれた子孫と指している。第七條（歸明

⁴⁶ 前引「歸明人帳」の「新收」の第四條によれば、南宋中期には歸明人は城内に居住すべきとされた。但し、その改制時期と理由は不明である。

人の家族成員)には、これと、「戸長」が連れてきた歸明人を區別している⁴⁷。したがって、歸順後に生まれた子孫は、特別扱いされるから城内居住という規定から除外されたのであろう。

そして第四段階の改制すなわち兪橐の提出した改制案は、歸明人の子孫が城内に移居すればその生業を失うことから、すでに定着した歸明人を強制移動させずに、州縣城外で農耕生活を繼續させるものである。つまり、政府は歸明人の定着化を促して、その生活安否、無斷移動や逃亡問題に注意していたと考えられる。

さらに、前に言及した政和元年正月の張潜の案例により、歸明人が無許可で他の州軍に移動することが禁止されていたことがわかる。そして「歸明人帳」の第五條には、歸明する前の居所だけではなく、他所から轉居して来る場合にも、原住地を記入すべきことが明記されている⁴⁸。ゆえに歸明人の移動・轉居の場合には、移動先の州軍は原居住地の「歸明人帳」の個人・家族情報をその「歸明人帳」に轉記したのであろう。

以上に見てきたように、籍帳に基づいて歸明人を監督・管理する制度には、歸明人の基本情報と所屬を確實に把握し、それぞれの居場所と移動を厳密に管理することによって彼らの無斷移動と逃亡を防ぐという主要目的があった。特に本章で論ずる四川南部について言えば、山間部に居住する歸明人を監督・管理し、かつ彼らの逃亡を防止することは、困難であったに違いない。歸明人に對する居住地の制限は、政和三年前後の改制——特定の歸明人が州縣城外にも居住できるようになる——から考えれば、かえって緩くなったが、歸明人の定着化、すなわち同じく歸明人の無斷移動と逃亡を防止することが目的だったのであろう。政和五年の卜漏の亂において純州・祥州・長寧軍の歸明人で反亂に關與する人が一人もいなかった⁴⁹のは、こうした籍帳制度による管理の成果とみ

⁴⁷ 『條法事類』卷 78 蠻夷門・歸明附籍約束、「一、即目に家口は若干あり、姓名・年若干を具ぶ。〈仍お若干の人は初め従り帶到し、若干の人は過來する後に生長せりことを具べ、或いは死亡人數有ることは、並びに須く開説すべし。〉」(一、即目家口若干、具姓名・年若干。〈仍具若干人從初帶到、若干人過來後生長、或有死亡人數、並須開説。〉)

⁴⁸ 『條法事類』卷 78 蠻夷門・歸明附籍約束と『同』卷 51 道釋門・供帳、「一、於某年月日、某處來歸明、或某處送來、或某處移到、或某處配到。並具元來事因。」

⁴⁹ 『宋會要』蕃夷 5-36~37、「(政和五年)五月七日、梓州路計度轉運使趙適言、「晏州夷人結集瀘州・長寧軍管下羅始黨等諸族共一百餘村作過、今已措置安帖。緣東接純州管下新民黃斗箇林等族、次接祥州管下新民皇甫世忠・李世恭・時世欽・胥永寧・張永順・惠世謹・王永懷・

ることができよう。

三、 宣和年間の變容

宣和三年に上掲の新設州・軍が突如として多數廢止された。その理由について、朝廷における蔡京（1047～1126、1070 進士）の影響力が低下したため、邊境を積極的に經略する方針が一變し、結果として神宗以前の體制に戻されたとする説がある⁵⁰。但し、宣和年間になっても北方邊境では遼國に對して積極的な攻勢が行われ、南方邊境でも開拓地域が全て放棄されたわけではない。新設州軍の多くは廢止されたものの、財政などの現實問題を踏まえた改廢案が提出されていたのである。本節では、この改廢案の動向を踏まえ、徽宗末期における新設州・軍の變遷を再考察し、宣和年間の施策の理由と意義を分析する。

（一） 新設州・軍の改廢案の提出とその内容

四川南部の新設州・軍が多く廢止される直前の宣和元年には、瀘州が軍事州から節度州、すなわち瀘川軍節度に昇格した。その時の御筆に昇格理由が述べられている。

瀘州は西南の要會にして、一路を控制し、邊門の寄なれば、付昇せらるること輕きに非らず。升して節度と爲し、名を瀘川軍と賜うべし。

瀘州西南要會、控制一路、邊門之寄、付昇非輕。可升爲節度、賜名瀘川軍。

（『宋大詔令集』卷 159 「瀘州升爲瀘川軍御筆〈宣和元年五月二日〉」）

元豐五年に瀘南安撫司が置かれて以來、知州は安撫使を兼任して、瀘州・戎州と夔州路の軍事を掌ってきた。徽宗末期においても、瀘州はなお四川南部の政治的・軍事的中心であり、四川南部は引き続き重視されていたことは間違いない。

包永義等村族、今來至夷賊投降了當、並無新民一村一族一名附從作過、又更黃斗箇林助宋殺夷、把隘燒囤、赤忠歸宋、誠可嘉尚。」羅始黨族などは、神宗朝に編成した瀘州義軍に屬する。これにより、徽宗朝における州・軍新設という施策は神宗朝の義軍制度より強力な統治體制と言えるであろう。

⁵⁰ Richard von Glahn, 'Political Hegemony in the Frontier Zone,' pp.124-130.

いだらう。

では、このように瀘州が重視されている中で、なぜ宣和三年に多くの州・軍が廃止されたのだろうか。これについて、新設州軍の改廢を提議した蜀州教授馮楫（?～1152、1118 進士）の上書を手掛かりに検討していきたい。

宣和三年四月、馮楫は四川南部と廣南西路で行われた開拓策を批判し、「版圖に入る者は虚名を存し、府庫に充ちる者は實利無し」（入版圖者存虚名、充府庫者無實利）として、三つの具體的弊害を指摘している（丸數字は筆者が加える）。

① 官吏の廩祿、軍兵の餉饋、城郭を修治するは、日月に弥いよ廣し。官吏は支持するに暇なく、百姓は奔走して之を輸送するも給らず。其れ害を爲すこと一なり。

② 建築してより以來、調發の民間を害なう者は勝げて計るべからず、而して費の縣官より出づる者も亦た多からずと爲さず。（中略）而して漕司は經費の外において、復た饋運すること有り、未だ封椿を侵支し、折變・科率するを免れず。其れ害を爲すこと二なり。

③ 州縣の吏は庶官を躡えて法從に升り、選調より脱して正郎に位す。武弁は横行に轉じ、布衣は仕版を竊み、白丁・黥徒の將校と爲る者は又た論ぜざるなり。名器は既已に人に假し、而して祿廩は因りて耗蠹す。有司の歲計は已に熙豐に數倍す。其れ害を爲すこと三なり。

① 官吏廩祿、軍兵餉饋、修治城郭、日月弥廣。官吏支持不暇、百姓奔走輸送之不給。其爲害一也。

② 建築以來、調發害于民間者不可勝計、而費出縣官者亦不爲不多。（中略）而漕司于經費之外、復有饋運、未免侵支封椿、折變・科率。其爲害二也。

③ 州縣之吏躡庶官而升法從、脱選調而位正郎。武弁轉横行、布衣竊仕版、白丁・黥徒爲將校者又不論也。名器既已假人、而祿廩因而耗蠹。有司歲計已數倍于熙豐矣。其爲害三也。

（馮楫「上徽宗論沿邊納土三害」『國朝諸臣奏議』卷 143 邊防門・蠻徭）

第一點目は、新設州軍の建設にともない、官員と吏員の俸祿・軍隊の給料と

食糧・賞賜の支出が増し、城郭の修築により財政負擔が増大したことである。第二點目は、新設州軍のために内地の州・軍の財政にも影響が出ていることである。第一點で指摘した施設の建築と財政支出のため、民も多く徴發され、縣級政府より支出した費用も少なくなかった。そのほか、轉運使は經常費以外に他所から財貨を輸送せねばならなかった。封樁錢（後述）を流用したり、民からは折變（臨時的な徴收物質を錢糧で代納）・科率（正税以外の付加税）を徴收したりした⁵¹。第三點目は、恣意的に吏員と兵士を昇進させたことである。これにより給料の支出は神宗朝に比べて數倍に跳ね上がった。いずれも新設州軍が過大な財政負擔をもたらしたことを指摘している。

新設州・軍の歳入はかなり少なかったようである。元豐三年の詔により、主要な歳入項目である租税は一部減免されている。政府より授與される田地に対し、荒地ならば十年（二十料）、耕地ならば五年（十料）の夏秋二税を免除すると定められた⁵²。また、茶の販賣に對しても一定の免税期間が與えられていた。例えば、純州と滋州には野生の高木茶樹があり、宋代には當地の先住民が茶樹に登って茶葉を摘採していた⁵³。大觀四年閏八月、宋朝はこの地で茶が産出されることを知り、生産額を決めて一括して買い上げるために榷場を増設しようとした。だが、當時の梓州路轉運使は、榷場を設置すると歸順したばかりの新民の猜疑と恐懼を惹き起こす恐れがあり、二・三年かけて交易のことを熟知させて茶の産額を確定させた後に、買茶場の設置を改めて議論すべしと上書し、榷場の設置は白紙となった⁵⁴。以上より、先住民に平穩な生活を送らせる

⁵¹ 折變については、島居一康『宋代税政史研究』（汲古書院、1993年）後編第三章「宋代兩税の折納」（1981年初出）、327～335頁を参照。

⁵² 『長編』卷306 元豐三年七月戊寅（十七日）。『宋會要』食貨70-72もほぼ同じだが、同年「七月一日」とする。『條法事類』卷78 歸明恩賜・田令に類似する法令があって、これは南宋中期まで續いたと思われる。戴建國「宋朝對西南少數民族歸明人的政策」、363～366頁も参照。また、この規程に従えば、四川南部の新開拓地は、もし全て荒地であったとしても先住民は歸順してから十年後には租税を納めることになる。これは彼らにとってかなりの負擔となり、彼らの逃亡を惹き起こしたであろう。この時期は、まさに新設州軍の改廢が論じられた宣和初期に当たる。それ故、新設州軍が改廢された背景には、多くの歸明人が納税を避けるために逃亡し、新設州・軍の戸籍に登録される戸數が大幅に減少したことがあるかもしれない。

⁵³ 『方輿勝覽』卷62。『永樂大典』（卷2217 瀘州）は前書を引用したが、明初期にはこの茶樹がすでに無くなったことを補記する。

⁵⁴ 『宋會要』食貨30-37。但し、政和二年に蔡京の茶法改革が行われ、國家の直營する榷場を廢除し、茶商と茶を栽培する園戸との自由貿易を許可した。恐らく純州と滋州に買茶場は設

ため、田地の租税も茶など物産の課税も一定期間減免したことがわかる。そうであれば新設州・軍の歳入はごく少なく、行政上・軍事上の人件費と食糧費などの歳出、および城郭などの施設の建築費という臨時的支出を負担できなかったと考えられる。

かかる財政問題には、宋朝は近傍の州軍から一部の戸籍や土地を編入する、もしくは他の州・軍に財物を援助させる、という二つの解決法を用いた⁵⁵。本章で取り上げた事例について言えば、前者は長寧軍と珍州で行われ、後者は馮楸の上書の中で言及されている。

まず、前者に属する二つの例を見ていこう。長寧軍には武寧縣が新設されたが、前述の如く所轄の歸明人が租税を納めなかったので経費不足となった。これに對し、宋朝は瀘州の江安縣の井溪耆を武寧縣に隸屬させ、長寧軍の行政費用を援助した⁵⁶。珍州の場合も、南宋の紹興二年までにその税收を補填するため、黔州の彭水縣の税戸四十九家を珍州に隸屬させた⁵⁷。このような、近くの州縣より税戸の所屬を移し、税收不足の州・軍の財政を補填することが四川南部において實行されていたことが確かめられる。

次に、馮楸が言及した「封樁錢」に注目したい。封樁錢とは、特定の税收項目による財物を各地で貯藏して封緘され、指定される支出目的以外の運用は嚴禁されるものである。軍糧備蓄・飢饉の救済などの理由で各地の封樁庫から需要地域に輸送させるという財政措置と見做される⁵⁸。州・軍の新設にとまなう

置されなかったのであろう。蔡京の茶法改革について梅原郁「宋代茶法の一考察」『史林』第55巻第1期（1972年）と吳樹國「北宋蔡京茶法改革新論」『史學集刊』2010年第6期を参照。

⁵⁵ 包偉民『宋代地方財政史研究』（中國人民大學出版社、2011年）第一章「轉運司的地位與作用」と第二章「州軍財政制度」、13～15・47～48頁。

⁵⁶ 『輿地紀勝』卷166 潼川府路・長寧軍・軍沿革所引『皇朝郡縣志』、「以地邊夷落、無復租稅、割瀘州江安縣井溪耆、以助經費。」

⁵⁷ 『宋史』卷89 地理志・紹慶府、「紹興二年、以元隸珍州戸四十九還隸。」『宋會要』方域7-9、「珍州、大觀二年建。（中略）紹興二年十月四日、宣撫處置使張浚言、『恭依聖訓便宜行事、將珍州管界境土已選差正侍大夫・華州觀察使・夔州路兵馬鈐轄・知務川城田祐恭充知州。依倣務川城例施行、庶得省免經費、爲公私利便。所有黔州元撥隸珍州税戸李澤等四十九家、並今撥還彭水縣等處。』」「務川城の例」は、後文に論述するように、正州であったけれども官署や官員編制はないものである。

⁵⁸ 包偉民「宋代的朝廷錢物及其貯存的諸庫務」『杭州大學學報（哲學社會科學版）』1989年第4期と、島居一康『宋代財政構造の研究』（汲古書院、2012年）前編第四章「上供財貨の再分配——北宋の封樁と財政運用——」（2002年初出）、99～119頁を参照。

城郭や役所の建築のために生じる財政負擔を支えるため、路の轉運司は中央の許可を得て封樁錢を使って援助した。こうして新設州軍の財政問題はさらに路の財政にまで及ぶのである。

財政の問題はこれだけではない。崇寧五年において陝西周邊の宋夏邊境はしばらく落ち着いていたが、九年後の政和五年に再び戦争が勃發した。政和四年末、環州定遠党項の首領李訛哆が西夏に逃亡すると、童貫が陝西經略使として派遣され、翌年には數十萬の陝西軍を率いて湟州・會州・蘭州から出撃し、西夏の藏底河城一帯で軍事作戦を實行した。これ以後、宣和元年六月まで兩國の戦争は續いた。その結果、西夏は横山一帯の戦略上の要地を失って宋に和平協議を請求したが、宋側にも數萬人の死傷者が出た⁵⁹。そして宣和元年六月、宋は遼國の東北に崛起した女眞と連合して遼國の討伐に着手した。これ以降、宋は燕雲十六州の取得を目標として對遼戦争を展開していくことになり、それを支えるための多大な軍事費用が必要となった⁶⁰。

宋夏戦争にせよ宋遼戦争にせよ、大規模な軍事活動である。これらの戦争の遂行において、各地の封樁庫からの財物支援は極めて重要であった。かような背景において、大觀～政和前期に取られた南方に対する積極的な經略策を少し緩める必要が出てきた。馮楫が提出した改廢案は、こうした全體的對外方針にあったと考えられる。

では、以上に述べた背景を理解した上で、その具體的な内容を見ていこう。この上奏文の續きには、馮楫の改廢案と徽宗の下した詔書が載っている。

帥臣或いは監司を委擇し、建築以來の財用出入の數を條具し、利病を商較し、覈實して以聞せしむるに若くは莫し。省く可き者は之を省き、併す可き者は之を併せよ。縣建つるに足らざれば則ち之に易うるに鎮寨を以てし、官吏必ずしも衆からざれば則ち之を總べるに護戎を以てせよ。戎兵は減らす可く、饋運は省く可く、夷狄は撫す可く、而して邊鄙の患息む可し。今

⁵⁹ 李華瑞「宋神宗、哲宗、徽宗時期對夏政策的發展演變」、81頁。杜建録『西夏與周邊民族關係』（甘肅文化出版社、2017年）上篇第三章「夏宋關係」、74～75頁。

⁶⁰ 宣和四年、宋は遼國に正式に出兵した。それから宣和七年に至るまで六千二百萬餘り貫の封樁錢の多くが使われ、殘額は二百萬餘り貫のみとなった（蔡條『鐵圍山叢談』卷1、「宣和四年、既開北邊、度支異常。（中略）是時、天下免夫（免役錢）所入、凡六千二百餘萬緡、朝廷樁以備急患。至宣和七年春已用之、止餘六百萬緡爾。」）

より以往、邊臣地を招くの請、功を邀めて事を生じるの隙は、嚴禁して之を杜絶せざる可からざるなり。〈(中略) 詔して、成都・潼川・夔州・廣西路の帥臣・監司をして、同共に控扼・緊慢の利害を相度せしめ、合に省・并・存・廢すべき處を聞奏せしむ。〉

莫若委擇帥臣或監司、令條具建築以來財用出入之數、商較利病、覈實以聞、可省者省之、可併者併之。縣不足建則易之以鎮寨、官吏不必衆則總之以護戎。戎兵可減、饋運可省、夷狄可撫、而邊鄙之患可息矣。自今以往、邊臣招地之請、邀功生事之隙、不可不嚴禁而杜絶之也。〈(中略) 詔、令成都・潼川・夔州・廣西路帥臣・監司、同共相度控扼・緊慢利害、合省・并・存・廢處聞奏。〉

(馮楸「上徽宗論沿邊納土三害」『國朝諸臣奏議』卷 143 邊防門・蠻徭)

馮楸の意見は、州・軍が新設されて以來の財政收支を中心に、州・軍の新設に伴う利害を慎重に考慮した上で、廢止または合併という措置をとり、かつ、以後の邊境將領による「納土歸順」の提案を厳しく禁止すべし、というものである。具體的に言えば、ある縣級行政機關の財政収入がその行政費用では支えられないならば、城寨に變え、そして官員數を減らして安撫使などの武官に總領させ、邊境に駐屯する兵士を減らし、そこに輸送する錢糧を省き、さらに先住民を安撫して邊境における紛争を鎮めるというものである。この提案に同意した徽宗は、成都府路・潼川府路・夔州路・廣西路安撫使と轉運使に共同して各開拓地の軍事的・地理的重要性を調べさせ、それぞれ降級・合併・存置・廢止のいずれかの措置を取るべきかを報告させた。つまり、馮楸の獻策を踏まえ、財政問題と軍事上の重要性のいずれも重視して判断を下すことにしたのである。

表六に示した如く、およそ同年の十月末から翌年にかけて珍州・長寧軍以外の新設州・軍は逐一改廢された⁶¹。但し、州軍に所屬した縣の動向を見れば、當時、各州軍で異なる措置が取られたことがわかる。これらを整理すると、以

⁶¹ 承州は宣和三年十月二十八日に、播州は同年の十一月にそれぞれ廢止された。また、他の州軍の廢置月日については不明である(『宋會要』禮 20-17 山川祠・播州城隍神祠と承州城隍神祠)。なお、『皇宋十朝綱要』(卷 15)に記録されている宣和三年の廢置州軍に珍州があるが、これは誤りである。

下の四種類に分けられる。(括弧内はその事例を示す)

- ・ 縣を存置して近くの州に編入する (祥州慶符縣)。
- ・ 縣を廢止してその地を近くの縣や軍事機關と合併する (祥州來附縣)。
- ・ 縣を廢止して城・寨・堡という軍事機關に改める (純州九支縣)。
- ・ 縣を廢止するが、その後の動向は不明 (承州都上縣)。

大まかに言えば、都上縣など少數の動向不明の縣を除けば、新設州・軍の所轄縣、すなわち大觀～政和年間の新開拓地の多くは軍事的・地理的重要性を考えた上で、防衛機能を備えた城・寨・堡に改められた。

(二) 州・軍改廢後の情況

では、州・軍改廢後に、元々所屬の歸明人はどうなったのであろうか。北宋末期から南宋にかけての四川南部の邊境統制制度に関する史料は殆ど無い。ただ『永樂大典』(卷 2217～2218 瀘州)に引かれる曹叔遠『江陽譜』(瀘州の地方志、嘉定年間(1208～1224)成立)には、瀘州の行政區劃が節録されている。また『宋會要』には、南宋初期における思州田氏の發展が記録されている。以下、この二つの例、及び改廢後も残された珍州と長寧軍における歸明人の動向に考察を加える。

純・滋州が廢止された後、所屬の各縣は九支城・武都城・安溪寨・仁懷堡に改められて瀘州の合江縣に屬した。これらの城・寨・堡は『江陽譜』にも見える。『江陽譜』には縣・鄉・里・都・保・隊・甲・家が記され、都保制が實行されたことがわかる⁶²。合江縣の中當里の第十二都には「安溪寨市」、第十五都には「九支寨市」、白馬里の第七都には「仁懷堡市」があったのである⁶³。これから推測すれば、中當里は純州の地域に相當し二五九〇家があり、白馬里は滋州の地域に相當し一五八〇家があった。この中には徽宗朝に歸順した先住民とその子孫が含まれた可能性が高いと思われる。新設州・軍が廢止されても、宋側が歸明人帳を全て破棄し、歸明人をこの地域から追い出して、歸明という身分を認めなくなったとは考えにくい。荆湖北路の例であるが、元祐五年(1090)

⁶² 都保制については、王裕明「明代洪武年間的都保制——兼論明初鄉村基層行政組織」『江蘇社會科學』2009年第5期、178頁、與座良一「宋代の保甲法と都保制に関する一試論」『佛教大學歷史學部論集』第6號(2016年)を参照。

⁶³ 『永樂大典』卷2217瀘州。

に宋朝は駐留軍を渠陽寨から撤退させこの地域を放棄した際、當地の歸明人を近くの州縣に移居させた⁶⁴。つまり宋朝側の政策面から言えば、宋朝は放棄した土地における歸明人をなお統治していたはずであろう。合江縣の場合、純・滋州の歸明人を移動させずに合江縣に編入したのではないか。

いま一つ注目すべきは、これらの堡・寨名の後ろに「市」の字がつくことである。先述のように純州と滋州は潼川府路の茶産地だった。政和二年の茶法改革の後、買茶場が廢除されたので、各地域で茶の交易場所を設けることが必要となった。純州と滋州の所轄する縣城は茶商にとってより安全な場所だったので、主な交易場すなわち「市」が生まれた。この二州が廢止された後、元の縣城が寨堡に改められたとしてもその防衛機能は持續され、商品交換の機能も維持された。それが、このように寨市または堡市と呼稱されたのである。ここには寨堡を中心とする市場が成立したのであろう。

その一方で、歸明人の身分を放棄して蕃部や熟戸に戻る、すなわち宋朝の統治から逃れる先住民もいた。特に先住民の首領にはこうした例が少なくない。純州の例を見てみよう。王忠順は歸順した時、歸明人として純州南面管界同巡檢を授けられた。彼の息子である王道華と王鑿は、同地の治安維持を擔當し續けたが、寨に隸屬して瀘州安溪寨夷巡檢（瀘州安溪寨蕃官とも呼稱）となった⁶⁵。この官職は、「夷」がついていない王忠順の官職とは異なり、「夷」たる立場を保持しており、安溪寨（宋の直轄地域）の秩序維持を擔當している蕃官だろう。

他にも思州の田祐恭は、大觀二年に「納土歸順」した時には思黔州巡檢を授けられ、宣和四年の思州の廢止の際には知務川城となり、紹興二年（1132）十月の思州の再設置の際には知思州に再任された⁶⁶。ただし、再設置された思州は一般州軍とは異なり、行政費用を節約するために州に昇級しても官員編制が変わっておらず、務川城時期の體制を踏襲していた⁶⁷。

田祐恭は、建炎四年（1130）に宣撫處置使張浚（1097～1164、1118進士）によって夔州路兵馬鈐轄に任命され、京西南路と荆湖北路の房州・歸州・澧州（現

⁶⁴ 『長編』卷 458 元祐六年五月庚午、卷 463 元祐六年八月壬辰。『宋會要』蕃夷 5-92。

⁶⁵ 『宋會要』蕃夷 5-98～99。樓鑰『攻媿集』卷 37 外制「瀘州安溪寨蕃官王鑿男天麟承襲補承信郎」によると、王鑿の息子である王天麟もこの職名を繼承したようである。

⁶⁶ 『長編紀事本末』卷 141 討卜漏。『宋會要』方域 7-9、蕃夷 5-95。

⁶⁷ 『宋會要』方域 7-9、蕃夷 5-95。

在湖北省西部と湖南省北部)における王闢・劉超などの叛亂勢力を撃退した。政局がかなり不安定となった南宋初期には、彼は夔州路における最も強力な地方軍勢力となり、四川の東にある要路を防衛した⁶⁸。田祐恭は紹興二十五年(1155)二月に通侍大夫(正五品)として死亡し、正任保康軍節度使(従二品)を贈官された⁶⁹。その後、息子の田汝端と田汝弼は、相次いで紹興二十六年(1156)と乾道八年(1172)に知思州を務めた⁷⁰。

以上に述べたことから、思州が廢止されても田祐恭の一族はなおこの地域を實質的に支配しており、宋朝と緊密な関係をもっていたことがわかる。特に南宋の建炎年間から紹興年間初期にかけて政治的に不安定であった宋朝にとって、夔州路と一部の荊湖路の秩序維持は、田氏に頼るほかなかった。思州が再設置された時、田祐恭とその息子は思州都巡檢、知思州を務め、さらに思州以外の宋の領域を防衛することにも協力した。この時期の思州とは、紹興～淳熙年間の情勢に應じて生まれたもので、宋朝の官署と吏員を置かずに、羈縻州の如く自律性を持っていた。その一方で正州軍と同ランクでもあった。

最後に宣和年間の改廢においても存置された珍州と長寧軍について見てみよう。珍州は、紹興二年十月には務川城(思州)の例にならい、その官署が廢止され、田祐恭を知州とした⁷¹。つまり、その行政費用は減少したと見てよい。長寧軍は、元々眞宗朝に置かれた涪井監であり、宋朝の重要な鹽産地であった。徽宗中期になると、漢人と先住民間の交通要衝として重視され軍に昇級されたが⁷²、その鹽資源は一貫してこの地域の命脈であった。靖康元年(1126)に長

⁶⁸ 『繫年要録』卷 35 建炎四年七月、卷 44 紹興元年五月甲寅。田祐恭が統率した軍は義兵・家丁などであったとされるが、その軍の性格、及び宣撫處置使の張浚と中央政府との関係について今後の研究に俟ちたい。

⁶⁹ 『繫年要録』卷 168 紹興二十五年二月戊戌。

⁷⁰ 田汝端は紹興二十五年に父の死亡のために一時解官したが、翌年六月に復職して知思州となった(『繫年要録』卷 168 紹興二十五年二月戊戌、卷 173 紹興二十六年六月壬午)。田汝弼は紹興二十九年から思州のことを主管しはじめたが、恐らく田汝端が死亡した乾道八年に知思州となった(『繫年要録』卷 181 紹興二十九年二月辛卯、『宋會要』儀制 11-29)。

⁷¹ 『宋會要』方域 7-9、「紹興二年十月四日、宣撫處置使張浚言、『恭依聖訓便宜行事、將珍州管界境土、已選差正侍大夫・華州觀察使・夔州路兵馬鈐轄・知務川城田祐恭充知州、依倣務川城例施行、庶得省免經費、爲公私利便。』紹興二年の時點では、田祐恭は思州と珍州の知州を兼任した。

⁷² 涪井監を長寧軍に改めたのには、縣級から州級に昇級し、かつ經濟的行政區から軍事的行政區にする、という二つの意義があった。またこの改制理由については、畑地正憲『宋代軍政史研究』(北九州中國書店、2012年)第一章「宋代の所謂「同下州」軍の成立過程と特性

寧軍所轄の武寧縣を廢止して嘉定二年（1209）までは所轄縣がなかった⁷³。この時期、長寧軍の行政費用は涪井の鹽産收入に頼っていた⁷⁴。

したがって、珍州と長寧軍では、租税によって州軍の維持費用を支えることが困難であった。この問題に直面した宋朝は、その行政機關を廢止し、そうでない場合には、長寧軍の如く他の財政收入に頼る必要があった。

以上から、宣和年間の改廢は、大觀・政和年間に開拓した地域を放棄してそれ以前の體制に戻すものではなく、むしろ財政問題から最小限の行政組織を残してこの開拓地をできる限り維持してゆこうとしたと思われる。

瀘南地域では、宋朝は城・寨によって土地と一部の歸明人を統治しつつあった。この地域は、都保制によって合江縣に編入され、重要な交易場所となった。但し、王忠順の例から言えば、一部の先住民はすでに逃亡して歸明人でなくなっていた。田氏の例では、宋朝は先住民の有力者と結んで地方秩序の維持を任せたことがわかる。この場合、彼らは勿論宋朝の正式な官員であったが、州が再設置されたとしてもその官署は再設置せず、財政支出を極力減少させた。長寧軍については、當時の特例として鹽資源の收入に恵まれ、南宋まで州軍の形式も軍の官署も存置された。

以上の措置によって、四川南部の邊境における財政支出を節約し、軍事面では開拓した要地を占有・維持した。大觀年間と政和年間に行われた州・軍新設という施策は放棄されたが、軍事的・地理的な重要性を考えた上で、これらの新開拓地から撤退するわけにはいかずに存置された行政機關もあったのである。

同地で生活を送っていた先住民たちには、逃亡して歸明の身分を放棄した者も少なくなかったが、彼らはなお熟戸や蕃部として宋朝と繋がっていた。一方、田氏のような宋朝の路級軍事長官になる者も、宋の都保制によって統治された者も存在した。宋朝は、各地の實狀に應じて多元的な統治體制を活用し、新開拓地を極力維持していこうとしたのであろう。こう考えれば、宣和年間の改廢案は新開拓地を全面的に放棄することより、むしろその長期的統治を目指して行われた施策と言える。

——軍政單位から行政單位へ——」、124～125 頁を参照。

⁷³ 『輿地紀勝』卷 166 潼川府路・長寧軍。

⁷⁴ 『朝野雜記』甲集卷 14 「蜀中官鹽」。

おわりに

本章では、徽宗朝における四川南部の開拓政策の経緯、及びこの開拓に伴う州・軍新設の施策と先住民の統治方法を検討した。

四川南部の蕃部または熟戸たる先住民部族は、その首領たちが共同して宋朝に「納土歸順」した。これを受けた宋朝は、その地域に州・軍を新設し、これらの先住民を新民＝歸明人として直轄統治した。これは、徽宗朝の大觀二年（1108）から政和三年（1113）にかけて行われた。かような四川南部の州・軍地域を擴げた施策を促進した要素には、徽宗皇帝が神宗・哲宗の開拓政策を繼續し大理産の馬の供給源を確保したという積極的・慎重的な態度があったほか、四川南部の知州（軍）は皇帝に鼓舞され各部族を半強制的に勧誘する側面、及び先住民部族の首領は相互に競合し納土歸順の利益を求めていた側面も重要だったと考えられる。

州・軍に編入され歸明人となった先住民については、宋朝は籍帳制度を通して歸明人の基本情報と所屬機關を確實に把握した。概して言えば、この籍帳制度は、紹聖二年（1095）には定まり、政和年間（1111～1118）には數回の改定が行われ完備したのである。この時期では、籍帳の更新と管理は厳格になった一方、歸明人に對する居住制限はかえって緩くなったが、いずれも歸明人の逃亡を防ぎ、彼らの定着化を促すことが目的であった。

宣和三～四年（1121～1122）には新設州・軍が多く廢止された。それは、その財政が困窮し、それが路レベルの財政に波及し、北方邊境を支援する費用が減少したからである。但し、この一連の州軍改廢は、新開拓地を放棄するものではなく、行政の経費を削減してこの地域を統治していくものであった。具體的には、軍事防禦と貿易機能を兼ね備える城・寨に變更したり、その官署を撤廢して行政費用を削減したり、或いは所轄の歸明人を近くの縣に編入するといった方策をとった。一部の歸明人は熟戸・蕃部になって蕃官として地域の秩序維持を擔當していた。また、田祐恭の事例では、彼が知州として正州たる思州を管理しつつあったが、その實、相當な自律性を有していた。さらに長寧軍では、鹽資源に恵まれ行政費用が充實しており、その軍の名義もその官署と吏員も存置された。これは當時、唯一の例外と言える。

以上の考察を踏まえれば、財政問題のために實施された宣和三年の改廢案は、實際には異なる統治制度を通してこれらの地域の統をできる限りで維持して

いた施策と位置づけることができる。ただし、州・軍の廢止後、行政上の管理は緩くなってきたに違いない。このような情況において、宋朝は四川南部の軍事體制を強化した。それは、政和五年（1115）に瀘州・長寧軍勝兵の編成と、宣和年間（1119～1125）に瀘州と長寧軍に駐屯する禁軍の増員であった。これについては、第四章に詳論したい。

第四章 徽宗朝開拓後の安定化

——十二世紀の四川南部における軍事體制

はじめに

本章は、宋代徽宗朝(1100～1126)において四川南部で進展した開拓に伴い、軍事體制の強化が進行した経緯と、南宋中期に至るまでの發展を明らかにしようとするものである。宋朝の正規軍たる「禁軍」と、農耕と戦闘を一體化させる民兵たる「勝兵」が整備されたことが、四川南部の邊境地域の安定化において重要な役割を果たした。これらの地方軍の整備と發展を明らかにすることは、瀘州・長寧軍¹の地域史としても、宋朝の軍事制度史の觀點からも非常に重要であるといえる。

第六代皇帝神宗は、熙寧年間(1067～1077)の後半から元豐五年(1082)にかけて、初めて悦江流域、納溪流域および綦江中流域を積極的に開拓し、宋朝の統治下に組み込んだ。この開拓により、寧遠禁軍と武寧禁軍という約一千人(二指揮)の禁軍が設置され、加えて、先住民部族により編成された義軍が創設された²。

その後、哲宗朝(1085～1100)に四川南部の開拓は一時中斷したが、第八代皇帝徽宗は、大觀年間(1107～1110)から開拓を再開し、悦江流域の西部、納溪流域の東部、及び綦江上流域とその東部地域を宋朝の直轄統治下に収めた。

徽宗朝の開拓の初期段階では、宋朝は先住民の歸順を受け入れ、彼らが献上した土地に地方行政機關としての州・軍を新設した³。この段階では、宋朝の直轄統治範圍が擴大したが、大規模な衝突や軍事行動は見られなかった。しかし、開拓後期、政和五年(1115)には、悦江上流域の先住民、ト漏が一年間にわたる紛争を引き起こした。

ト漏の亂の平定後に、南宋中期に至るまでも四川南部は安定した地域となった。その理由の一つとして、リチャード・フォン・グラン氏は、南宋の邊境政

¹ 北宋の端拱年間(988～989)以前に涪井監(縣相當の地方行政機關)が設置され、政和四年(1114)に長寧軍(州相當の地方行政機關)に昇格した。

² 第二章を参照。

³ 第三章を参照。

策が宋金國境、すなわち四川北部に重點を置き、四川南部の開拓には興味や餘裕がなくなったためだと指摘している⁴。ただし、筆者はこの説明には不十分な点があると考える。同じ宋金國境に位置しない四川西南部（黎州や雅州）では、逆に衝突が北宋時期より増加しているからである。本章では、ト漏の亂の平定後に瀘州と長寧軍において實施された軍事整備に焦點をしばり、この時に強化された軍事體制は史籍に記されている宋朝と先住民との衝突の減少に寄與した要因の一つであることを論じる。

徽宗朝末期に行われた軍事整備について、フォン・グラン氏はト漏の亂後の瀘州・長寧軍勝兵の編成と發展、禁軍の増員について言及しているが、具體的な制度の内容や南宋時代の變化には詳しく觸れていない⁵。

「勝兵」とは、陝西弓箭手制度のように、民を募集して田地を授與し、休耕期に軍事訓練を行う民兵制度である。小笠原正治氏は北宋の陝西弓箭手について、兵士の募集と編成、田地の授與方法、軍事訓練、賞罰などの制度について詳細に解説している⁶。これらの研究を踏まえ、瀘州・長寧軍勝兵の編成と發展について考察したいと思う。

また、勝兵制度に加えて、同じ時期に瀘州と長寧軍の禁軍も強化された。言いかえれば、禁軍の規模が擴大したのである。王曾瑜氏は、南宋の禁軍の多くは戦闘能力が低かったものの、その一部は小規模な戦争に投入されたと指摘している⁷。瀘州と長寧軍の禁軍も同様に、邊境の秩序維持において重要な役割を果たしたと言える。

本章では、瀘州・長寧軍勝兵の成立と、四川南部の禁軍の増員、そしてこれらの軍事整備の動機と策略を検討し、以下の問題にも着目する。

第一に、軍事整備を擔當した官僚の視點から、神宗朝における軍事體制の問

⁴ Richard von Glahn, 'Political Hegemony in the Frontier Zone,' *The Country of Streams and Grottoes: Expansion, Settlement, and the Civilizing of the Sichuan Frontier in Song Times*. (Harvard University press, 1987), p. 122.

⁵ Richard von Glahn, 'Political Hegemony in the Frontier Zone,' pp. 122-123.

⁶ 小笠原正治「宋代弓箭手の研究（前篇）」（東京教育大學文學部東洋史學研究室編『中國の社會と宗教（東洋史學論集 第二）』不昧堂書店、1954年所収）、同「宋代弓箭手の性格と構造」（『東洋史學論集 第三』不昧堂書店、1954年所収）、「宋代弓箭手の研究（後篇その1）」（『東洋史學論集 第四』不昧堂書店、1956年所収）。

⁷ 王曾瑜『宋朝軍制初探（増訂本）』（中華書局、2011年）第四章「北宋後期軍制」と第五章「南宋前期至中期軍制」、124～133・205～210頁。

題點。

第二に、徽宗朝の軍事整備が邊境の防衛にどのような役割を果たしたのかという問題。

第三に、南宋前期においてこの軍事體制が實施された情況とその問題點である。

一、 ト漏の亂からみる軍事上の脆弱性

徽宗の大觀二年（1108）から政和四年（1114）にかけて、夔州路南部と、瀘州・戎州の南部地域において、宋朝は先住民から獻上された土地に州・軍を新設して邊境開拓政策を推進した⁸。この開拓により、宋朝の直轄統治地域は擴大し、当初は先住民と衝突も發生しなかった。しかし政和四年に宋朝が涪井監を長寧軍に昇格させ、瀘州南部の悦江中上流域に對する統治を強化すると、先住民との對立を引き起こした。翌年にはト漏の亂が勃發した。本節では、ト漏の亂によって顯在化した宋朝の軍事上の脆弱性について見てゆきたい。

（一） ト漏の亂の経緯

政和五年正月九日、長寧軍近くの晏州にいた先住民、ト漏が紛争を引き起こした。この亂では、晏州の六縣十二村⁹に加え、近鄰の十州五村團¹⁰、羅始黨などの先住民部族がト漏勢力に連合し、合計十萬餘人となった。この約一年間の

⁸ 第三章を参照。

⁹ この時期の晏州は、正州や羈縻州ではなかった。羈縻州の要素である州印や告敕の授與に関わる記事は見当たらず、かつ、元豐五年に晏州十九姓が義軍に編成されたことがある。これによれば、晏州と所轄の縣・村は宋の統治地域にあった先住民部族を指しており、その一部は義軍の成員であったのであろう。

¹⁰ 「十州五村團」とは、長寧軍地域に居住する先住民を指す言葉であり、その起源は唐代にまで遡る。郭聲波と魏超によると、唐代の十州は、筆架山以北の晏、思峨、長寧、涪、そして筆架山以南の薛、定、鞏、高、奉、扶德州を指している（郭聲波・魏超「唐宋瀘屬西部羈縻州縣研究」『中國歷史地理論叢』第26卷第1輯（2011年）。郭聲波『中國行政區劃通史 唐代卷』下冊（復旦大學出版社、2012年）第七章「劍南道羈縻地區」。「團」に関する文獻や研究は限られており、その詳細な性格はわかりにくい、「州」と同様に「團」も先住民部族を指す用語と理解してよからう。なお、十州五村團の一部地域、例えば長寧州や涪州などは、北宋の開拓政策によって既に宋の州縣地域に組み込まれた。そのため、「十州五村團」という表現は、唐代や五代時期に指稱された部族とは異なる可能性もある。あるいはこの地域の部族を總稱し、概括的な用語として使用された可能性もある。

紛争は大まかに以下の二段階に分けられる。

第一段階は、政和五年正月から四月にかけての時期である。ト漏は、長寧軍・樂共城・武寧寨・江門寨・安遠寨・鎮溪堡¹¹、梅嶺堡などを攻撃したが、梅嶺堡のみを攻め落として堡主の高公老を殺害した。宋朝は紛争平定のために集賢殿修撰・梓州路轉運使趙適と梓州路提點刑獄賈若水を派遣した。賈若水は梓州路各州縣の巡尉兵士を率い、成都府路・夔州路・利州路からの部隊も増援され、瀘州州城に駐屯していた禁軍と合わせおよそ一萬餘人の兵士が瀘州江安縣に集結した。

討伐軍は、ト漏が據る晏州を目指し三月に進發したが、その行軍は順調ではなかった。そのため、四月になって趙適は作戦を變更し懷柔策に切り替えた。その結果、長寧軍城外十里にある梅嶺村壩で、各部族は猫や鶏など家畜の血を混ぜた酒を飲み、宋朝の州・軍地域を二度と侵さないことを誓い、趙適は誓約した部族に酒食、金銭、絹物などを賞賜したのである。趙適は懷柔の傍ら、邊境の防禦施設の強化にも取り組んだ。梅嶺堡・安遠寨・安夷寨・長寧軍・武寧縣が修復され、板橋堡・梅嶺壩・卓望溪・三頭山・寧遠寨などの地域に狼煙臺が新たに築かれた。

第二段階は、同年五月から十一月にかけての期間である。ト漏ら先住民部族は和平誓約を破り、鎮溪堡の近くで鹽商を襲撃し略奪したため、趙適は再び瀘南招討統制使として任命された。彼は中央政府に對策を上奏した。

臣 契勘するに、「朝廷 若し果たして兵を興さんことを欲せざれば、姑く函容に務め、厳しく守備を爲すは、可なり。必ず痛く討蕩を行わんと欲せば、師 久しくは駐まらず、一舉すれば必ず克たん。卽し秦鳳の兵一千人と黔兵・土丁と、恐らくは未だ以て敵に應ずるに足らざらん。(中略) 今、所用の兵は多くとも五萬に非ず、少くとも三萬に非ず、未だ克濟するに易からず。(中略) 臣 今欲し乞ふらくは、朝廷、陝西の秦鳳・涇原・環慶路に就いて共せて二萬人を遣はさんことを。臣 本路に于いて黔兵・土丁・義軍を句集し、副ふるに一二萬人を以てせば、卽ち敢えて攻討の計

¹¹ 『長編紀事本末』卷 141 討ト漏には、「鎮溪寨」と記されている。しかし、同卷の後の記述には「鎮溪堡」と改稱されており、『宋史』地理志の瀘州條(卷 89)にも、元豐四年に鎮溪堡が設置されたことが記されている。従って、この論文では「鎮溪堡」という名稱を使用する。

を爲さん」と。

臣契勘、「朝廷若果不欲興兵、姑務函容、嚴爲守備、可也。必欲痛行討蕩、師不久駐、一舉必克。卽秦鳳兵一千人與黔兵・土丁、恐未足以應敵。（中略）今、所用之兵多非五萬、少非三萬、未易克濟。（中略）臣今欲乞朝廷、就陝西秦鳳・涇原・環慶路共遣二萬人。臣于本路句集黔兵・土丁・義軍、副以一二萬人、卽敢爲攻討之計。」

（『長編紀事本末』卷 141 討ト漏）

趙適の提案により、宋朝は防衛と攻略の二つの對應策を検討できた。第一に、先住民の略奪事件を許容して防衛を強化する方針を採る場合、約一千人の秦鳳軍（陝西將兵）と黔州軍、そして瀘州の土丁のみで對應できるとした。第二に、反亂した先住民の據點を討伐する場合、四川地域の黔兵・土丁・義軍に加えて、陝西の秦鳳・涇原・環慶三路の將兵から約二萬人の兵士を増援として派遣しなければ、敵を攻略することは難しいとされた。要するに、趙適は中央政府に精銳の陝西將兵を派遣することを主張した。

中央政府は、最初は増兵の要請を拒絶したが、その後、同年七月に一部の増兵要請を受け入れ、永興軍路から二千人、涇原路と環慶路からそれぞれ三千人、合計約八千人の將兵兵士を派遣し、趙適の指揮下で行動させた。この増援部隊の支援により、宋軍は同年十月上旬に江安縣を出發し、ト漏の據點である晏州輪縛大囤に向かった。そして、十一月下旬に輪縛大囤を攻略してト漏を捕獲し、十二月中旬に江安縣に歸還した。こうして、瀘州南部で一年間續いたト漏の亂はようやく平定されたのである¹²。

ト漏の亂の平定戦では、陝西軍が重要な役割を果たした。しかし、真宗朝（第一章）や神宗朝（第二章）における瀘州南部の紛争と比較すると、徽宗朝においては増援のタイミングが遅く、増援軍の兵力も小さかったことがわかる。これにはいくつかの可能性が考えられる。まず、徽宗朝は邊境の城寨を守って先住民を宥める、という宥和策を主要な方針とした。政和五年六月末、中央政府は趙適の増兵要請を斷った時、徽宗は

¹² ト漏の亂の經過は、主に『長編紀事本末』卷 141 討ト漏に基づいており、さらに『宋會要』蕃夷 5-36～37 によって補足している。

夷人の騷擾は是れ漢官・漢民の騷擾有るか、或いは安撫未だ至らざるに因るや否や。

夷人騷擾是否因漢官・漢民有騷擾、或安撫未至。

(『長編紀事本末』卷 141 討卜漏。)

との御筆を下した。徽宗は、先住民部族との関係を慎重に取り扱い、地方官と漢人の侵害行爲を制御し、先住民の不満を和らげることを重視する方針を採ったのである。

この背景として、政和四年から宣和元年（1119）、宋朝が西夏と交戦していたことがある。陝西の各路から數十萬人の陝西軍を集結し、湟州・蘭州・會州を出發し、西夏の藏底河城（現在の陝西省志丹縣の北方）に進軍した¹³。このことが四川南部の紛争に割き得る兵力の制約となった可能性がある。十分な兵力を投入できなかった中央政府は、宥和策を採らざるを得なかったと考えられるのである。

(二) ト漏の亂に見える軍事體制の問題

ト漏の亂は、瀘州南部の宋朝の防衛體制が不十分であることを示す結果となった。ト漏の亂の第一段階が收束した後、趙適は防衛施設と地方軍隊に関する問題点とそれに對する改革提案を提出した。

(政和五年四月) 丙午、趙適奏すらく、「(中略) 瀘南は安靜の日久しく、守具は飭はず。新疆を恢展するに縁り、控扼せる城寨を以て近裏と視爲し、一切毀廢す。樂共・長寧は皆な深く夷腹にあり、聲援孤絶し、賊以て窺ふを得たり。其の叛するに迨ぶや、惟だ義軍・土丁を以て隘口を伏截するのみ。彼は素より未だ戰を知らざるに、豈に能く拒捍せんや。幸いにして其れ來たらず、即ひ來たらば必ず透入を致す。故に臣は城壘の役に于いて、敢えて緩めざるなり」と。

¹³ 李華瑞『宋夏關係史』（中國人民大學出版社、2010年）第三章「宋神宗、哲宗、徽宗時期對夏政策的發展演變」、81頁。杜建録『西夏與周邊民族關係』（甘肅文化出版社、2017年）上篇第三章「夏宋關係」、74～75頁。

（政和五年四月）丙午、趙適奏、「（中略）瀘南安靜之日久、守具不飭。緣恢展新疆、以控扼城寨視爲近裏、一切毀廢。樂共・長寧皆深在夷腹、聲援孤絕、賊得以窺。迨其叛、惟以義軍・土丁伏截隘口。彼素未知戰、豈能拒捍。幸其不來、卽來必致透入。故臣于城壘之役、不敢緩也。」

（『長編紀事本末』卷 141 討卜漏）

政和年間前半に瀘州南部で州軍の新設により、梅嶺堡・安遠寨や安夷寨などの城寨は邊境線から遠く離れるようになったため、放棄された。その結果、樂共城や長寧軍周邊には、十分な軍事的支援を提供できる城寨が存在しなくなった。紛争が起こると、訓練が不足している義軍や土丁に頼るしかなかった。趙適は、このような兵力では、先住民による侵略を完全に阻止するのは難しいという軍事的な缺點を指摘し、迅速に軍事の整備を行う必要性を訴えた。

この上奏文により、政和五年以前の瀘州南部では防衛任務を擔當したのは、土丁と義軍であったことがわかる。土丁についての詳細は不明であるが、義軍については元豐五年から七年にかけて（1082～1084）、先住民部族より編成された軍隊、瀘州義軍を指している。瀘州義軍は、元豐七年に宋朝の正規軍に倣い再編制されたが、実際には先住民部族を基盤とし、各部族の首長に慰勞や軍事訓練の責任を負わせざるを得なかった。哲宗朝の元符元年（1098）には再び義軍の管理制度を強化する試みがあったが、結局、宋朝の基層機關たる縣や城寨による定期的な軍事訓練を実施することは難しかったのである¹⁴。こうした制度の問題から、瀘州義軍の戦闘力は低く、宋朝の義軍への統制力も相對的に弱かったと考えられる。

さらに、瀘州州城に駐屯する禁軍も、戦闘力が低かったようである。この時点での瀘州禁軍は、神宗朝に編成された寧遠禁軍（一指揮、熙寧六年（1073年）に編成）、武寧禁軍（一指揮、元豐二年（1079年）に編成）、及び後述する騎射營（一指揮の四百人、元祐年間（1086～1094年）に編成）が存在した。しかし、そのうちの武寧禁軍と寧遠禁軍は元豐二年の乞弟の平定戦においてほぼ全滅した¹⁵。その後、再充員が行われた可能性も考えられるが、これらの禁軍を合

¹⁴ 第二章を参照。

¹⁵ 第二章を参照。

わせて千人餘りに過ぎず、強力な軍隊とは言えない状態であった。そのため、防衛策を採る第一段階では、四川各地からの援軍、特に黔州軍に頼る必要があった。そして攻略策に切り替えた第二段階では、陝西からの將兵が主力として投入され、夔州路の思州田氏が率いる義軍も優れた戦果を挙げ、瀘州禁軍と義軍の戦果は見当たらない。

したがって、ト漏の亂の平定戦において、宋朝は四川各路からの支援部隊と陝西からの精銳の將兵を動員して邊境の城寨を防衛し、敵の據點を攻略した。ト漏の亂により、瀘州とその南部において防衛施設と軍隊の戦闘力が不足しているという軍事問題を抱えていたことが明らかになった。

二、 徽宗中期以降の軍事整備

ト漏の亂の結果、宋朝は瀘州と長寧軍の軍事整備に取り組むこととなった。政和五年から宣和年間にかけて、城寨などの防衛施設が補修・新築され、瀘州と近鄰州縣の軍事権が統合され、軍隊の規模が擴大された。

(一) 城寨の整備と地域統合

ト漏の平定戦の成果とその後の瀘州南部の建設状況については、政和五年年末に趙遙らに下した御筆を通じて見ておこう。

晏州の夷賊（＝ト漏）犯順す。王師出征し、地を拓くこと千里、五城を建置して、悉く瀘州に隸く。交（州）廣（南西路）に接連し、外に南海に薄り、十州五十餘縣・團を控制し、純・滋・祥州、長寧軍は焉に屬す。邊寄は宜しく重んずべければ、河東の代州に依りて沿邊安撫司を置く。

晏州夷賊犯順。王師出征、拓地千里、建置五城、悉隸瀘州。接連交廣、外薄南海、控制十州五十餘縣・團、純・滋・祥州、長寧軍屬焉。邊寄宜重、依河東代州置沿邊安撫司。

（『宋會要』職官 41-95）

ト漏の亂の平定後、宋朝はト漏などの反亂部族の所在地である悦江上流域を

直轄統治し始めた。この地域を確実に統治するため、政和五年四月に既存の城寨を修繕するとともに、同年末には新たに梅洞寨・水蘆寨（＝博望寨）・板橋堡・石筍堡・政和堡という五つの城寨を建設した。このうち、梅洞寨と石筍堡は長寧軍に、他の三つは瀘州に隸屬した¹⁶。この一連の建設により、神宗朝における先住民部族に基づく間接統治から、長寧軍と瀘州に隸屬する城寨による強力な統治體制へと變遷したと考えられる。もちろん、防禦施設の他にも、義軍の代わりとなるより強力な民兵制度を確立する必要があった（後述）。

ト漏の亂の平定戦によって獲得した悦江上流域を含む瀘州南部は、徽宗朝前期の開拓策によって設置された純、滋、祥州とともに、瀘南沿邊安撫司の管轄下に入った。瀘南沿邊安撫司は、元豐四～五年に乞弟の討伐を目的として一時的に設置され、戦後に正式に確立された。その長官は瀘州知州・瀘南沿邊安撫使・梓夔路鈐轄使という官職であり、つまり瀘州とその周邊の軍事と民政を総合的に取り仕切る役割を果たしていた。ト漏の亂の平定後、瀘南沿邊安撫司は改制され、その官職名から「沿邊」の文字が取り除かれ、「瀘南安撫司」となった¹⁷。また、河東沿邊安撫司の體制に倣い、文官と武官の二人の長官が任命された¹⁸。文官は瀘州知州・瀘南安撫使・提舉梓夔兩路諸州軍巡檢兵甲公事（下線部は後に梓夔路兵馬鈐轄使となる）という官職として、平時には先住民の懷柔と管理に従事した。一方、武官は梓夔路兵馬都監・同主管瀘南安撫司公事・瀘州駐劄という官職として、戦時には軍隊の制御や邊境の防禦などの軍事上の

¹⁶ 『長編紀事本末』卷 141 には、戦後には「其の地の基州頭（村）、梅洞、水蘆氈、石筍を以て寨堡を建置す（以其地之基州頭（村）、梅洞、水蘆氈、石筍建置寨堡）。」と記述されている。また、『宋史』卷 89 には梅洞寨、石筍堡、板橋堡、政和堡の設置時間が記録されており、すべて政和五年から六年に配置されたことが示されている。しかし、水蘆寨の設置状況はあまり明確ではない。『朝野雜記』乙集卷 17 によれば、政和六年には水蘆寨において三百人の勝兵が配置されたことが記録されている。但し、同卷には淳熙八年（1181）の勝兵の配置に関する記述があり、その中には水蘆寨の名前が見当たらず、代わりに博望寨が初めて登場する。一方、『宋史』卷 89 には、瀘州の所轄地において博望寨が政和七年に設置されたことが記されている。以上の史料を考慮すると、水蘆寨は政和五、六年ごろには設置され、その後政和七年には博望寨に改名された可能性が考えられる。

¹⁷ 『宋會要』職官 41-94～95。しかし、その後の史料には、瀘南沿邊安撫司と瀘南安撫司、両方の呼稱が使用されていることから、改名が確かに行われたわけではなく、実際には両方の名前が併用されている可能性がある。

¹⁸ 河東沿邊安撫司は大中祥符元年（1008）に設けられ、二人の長官、代州知州（文官）と閻門祗候以上の武官が配置されたのである（『宋會要』職官 41-79）。

對應を務めた¹⁹。こうして瀘南安撫司は瀘州とその南方の新開拓地を統合し、先住民の統治に加えて軍事権も備える機關となった。特に、その長官が梓夔路兵馬鈐轄使や梓夔路兵馬都監も兼ねることから、北宋後期の四川地域において軍事上も行政上も極めて重要な地方機關となったと考えられる。

(二) 瀘州・長寧軍勝兵の編成

政和六年、趙適は陝西弓箭手制度を参考にして新しい民兵の編成を開始し、瀘州・長寧軍勝兵という軍隊を創設した。そして政和後期には、瀘南安撫使孫義叟・瀘州知州龐恭孫・瀘南溪洞轉運副使盧知原との盡力により、勝兵制度が定着することとなった。この勝兵は南宋中期に至り、瀘州義軍の代替として採用され、瀘州南部の城寨を輪番で守備する役割を果たすことになった。

以下、『朝野雜記』（嘉定九年（1216）成立）に基づいて、瀘州・長寧軍勝兵制度の内容について詳しく考察してゆきたいと思う。

政和の末、趙適は轉運使と爲り、既に晏夷を平らげ、乃ち言へらく、「其の膏腴の地を得れば、乞ふらくは陝西弓箭手の法に倣ひ、瀘・戎州・長寧軍の土丁・子弟を召募す。田を給して刺手し、以て邊防を實たし、官軍に代わりて守禦せしめんことを」と。奏して可せらる。六年閏正月なり。其の三月、又た安撫使の孫義叟の奏を用い、田を分かち以て降羌に授け、土丁と雜處せしむ。適は始めて其の地を度り、人ごとに百畝を給して兵二千七百有餘を募るべし、其の餘は並邊の逃田の官に隸く者を根括せば、止だ三千の兵のみ贍わすべし。乃ち邊民の市うところの夷田を奪ひ以て之に益さんことを奏す。又た招く所凡そ二千七百人と奏す（長寧軍・樂共城は各おの五百なり、梅洞・水蘆寨・政和堡は各おの三百なり、武寧寨・板橋・梅嶺・石筍堡は各おの二百なり）。其の虚實は考すべからざるなり。

政和末、趙適爲轉運使、既平晏夷、乃言、「得其膏腴之地、乞倣陝西弓箭手法、召募瀘・戎州・長寧軍土丁・子弟。給田刺手、以實邊防、俾代官軍守禦。」奏可。六年閏正月也。其三月、又用安撫使孫義叟奏、分田以授降羌、使與土丁雜處。適始度其地、人給百畝可募兵二千七百²⁰有餘、其餘根

¹⁹ 『宋會要』職官 41-94～95。

²⁰ 原文には「三千七百有餘」と書かれているが、文脈により「二千七百有餘」に改める。

括並邊逃田之隸于官者、止可贍三千兵。乃奏奪邊民所市夷田以益之。又奏所招凡二千七百人（長寧軍・樂共城各五百、梅洞・水蘆寨・政和堡各三百、武寧寨・板橋・梅嶺・石筍堡各二百）。其虛實不可考也。

（乙集卷 17 「瀘州・長寧軍勝兵〈夷義軍〉」）

陝西弓箭手制度とは、景德二年（1005）に秦鳳路鎮戎軍の知軍であった曹瑋（973～1030）によって創設され、後に陝西の鄜延路・環慶路・涇原路と河東路でも採用された。小笠原正治の研究成果によれば、この制度は以下の四つの特徴があった。第一に、人ごとに土地二百畝が授與され、戦馬を飼う場合には馬一頭につき土地一頃が加えられた（後に五十畝に改定）。第二に、弓箭手は輪番で城寨など軍事要地を守備する責任を持ち、特に城寨の防衛や軍事行動時には食糧と戦馬を持参する必要があった。第三に、制度の管理長官として巡檢官が配置され、その下に將校が配置された。第四に、弓箭手は租税を免除されたが、その後には一部の租税のみを免除されるようになった²¹。したがって陝西弓箭手制度は、農耕と軍事の兩立を可能にし、正規軍の一部を置き換えることで、軍糧不足の問題を解決しようとしたものであった。

陝西弓箭手制度を原型とする瀘州・長寧軍勝兵の編成には、もちろん農耕面と軍事面、という二つの要素が不可欠であった。

まず、農耕面においては、空閑地や農具などの用意が必要である。趙適の報告によれば、卜漏の亂を平定した成果として肥沃で耕作に適している千里以上の土地を取得した。これらの土地を活用して、一人あたり百畝の土地を授與することにより、約三千人の兵員を召募できると言われている。

しかし、この地域の土地が必ずしも趙適が述べたほど肥沃であるかは確定的ではない。政和八年（1118）には、瀘州知州龐恭孫が勝兵の編成状況を樞密院に報告した。

瀘南溪洞轉運副使の盧知原は逐城寨の所管する田土を措置し、厚薄を以て

²¹ 小笠原正治「宋代弓箭手の研究（前篇）」、183-185 頁。この制度は何回かの改制が行われた。例えば授田額や免租税に関わる規定が変わった。これらについては小笠原氏の論文の後半部分で詳しく議論されており、陝西の弓箭手制度の運用実情が示されている。

分ちて兩等と爲す。見管の勝兵に據り、疆壯にして戰守に任ずるに堪うるもの一千四百九十一人を揀選して到り、並びに二伯（=佰）三十五人を寄招し到る。耕牛・農具を收買し、茅舍・安泊を起蓋し、及び官錢・糧米を借貸し、專一に開墾するを得しむ。今年、夏麥成熟し、並びに皆な安居して業有り。分番して軍・城・寨・堡に赴きて守禦し、禁軍に隨逐して教閱せしむ。顯かに職事の優異なるを見たり。

瀘南溪洞轉運副使盧知原措置逐城寨所管田土、以厚薄分爲兩等。據見管勝兵、揀選到疆壯堪任戰守一千四百九十一人、並寄招到二伯三十五人。收買耕牛・農具、起蓋茅舍・安泊、及借貸官錢・糧米、使得專一開墾。今年、夏麥成熟、並皆安居有業。分番赴軍・城・寨・堡守禦、隨逐禁軍教閱。顯見職事優異。

（『宋會要』方域 19-21）

ト漏の亂後に宋朝が取得した土地は、邊境に所在する各城寨に管理された。盧知原は勝兵を編成した際、これらの土地を肥沃度に基づいて「厚」と「薄」の二種類に分けた。この區別方法はどのような意味を持つのであろうか。

『朝野雜記』の該當箇所末尾に記録されている勝兵兵員數と授田額がこの問題を説明できる恰好の材料である。純熙八年（1171）には瀘州の五つの城寨には七五四人の勝兵がおり、授田は水田と陸田を合わせて一千頃あった。また、その内譯として水田が四分の一のみを占めていたことが述べられている²²。

「厚」と「薄」の分類は、おそらく水田と陸田に関連していると考えられる。水田（厚）は陸田（薄）より多くの食糧を生産できるという意味である。したがって、瀘州・長寧軍勝兵に授與された田地は、生産量の低い陸田が多く含まれており、授田額も他の地域よりも少なかったのであろう。こうした田地の性質と授田額から、兵士の生計や駐屯などの軍事行動の費用を賄うことは難しかったのではないかと考えられる。

陝西弓箭手制度が河東路で運用された事例から、土地の肥沃度は土地の割り

²² 『朝野雜記』乙集卷 17「瀘州・長寧軍勝兵（夷義軍）」、「淳熙八年、瀘州五城寨勝兵之籍總七百五十有四人、視政和纔三之一。所受水陸田合千頃（樂共城二百八十頃、政和堡二百二十五頃、博望寨一百八十一頃六十畝、梅嶺堡一百六十四頃、板橋一百五十頃）。而水田纔四之一焉。」

當てに影響を與えないことが分かる。むしろ、貧しい土地を耕作する人々が城寨での交番などの義務を一部免除されるようになった²³。瀘州・長寧軍勝兵の場合は同じ制度を採用する確證はないが²⁴、土地不足の地域で多くの兵員を募集する際には、勝兵個人の負擔を減らすために類似する制度を應用した可能性が高いであろう。

龐恭孫の報告によれば、政府は勝兵に對して農舎と部屋の建設だけでなく、開墾初期に必要な農具や種子などを有料で提供し、開墾初期の資金と食糧を貸し借りする方法が採用されていた。この方法は、陝西弓箭手制度において既に神宗朝に實施されていた借助法、すなわち弓箭手に耕牛や農具など初期必需品を貸與し、それに対して二分の利息を徴収する制度と似ている²⁵。但し、勝兵に對してどれほどの利息を徴収していたかについての詳細は明らかではない。

また、軍事面については、兵員の募集と補充、軍事訓練と軍事行動の二つの側面から説明される。政和六年正月の趙適の構想に基づくと、勝兵の構成は瀘州・戎州・長寧軍の土丁と子弟から成り立っていた。そして同年三月、瀘南安撫使の孫義叟の意見を参考にし、降伏した先住民（降羌²⁶）も一部の土地を授與され、勝兵に編成された。

土丁とは、各州軍が人員を募集や徴發して巡檢の配下に屬させる軍隊であり、軍事訓練や盜賊防禦などの役割を果たすものである。子弟とは『朝野雜記』同箇所と言及される「白芴子弟」を指し、四川南部に特有の私的武力を意味している²⁷。「降羌」は、瀘州義軍と同じく先住民であったとしても、前述した土丁・

²³ 小笠原正治「宋代弓箭手の研究（前篇）」、286頁。氏が引用する史料は、元祐八年の河東路の麟州・府州・豊州での運用實態である。

²⁴ 以上に言及した『朝野雜記』に記されている淳熙八年の兵員數と授田額によれば、千頃の土地で754人の勝兵が編成されたことがわかる。しかし、これによって一人あたりの授田の實額を推算することが難しい。このような民兵制度には、馬飼を擔當する者にも、軍將になる者にも定額以外の授田を與えることがされている。したがって、數額だけを考えれば、確かに一人あたり百畝以上の田地があったかもしれないが、その實情についてはわからない。

²⁵ 小笠原正治「宋代弓箭手の研究（前篇）」、295-301頁。

²⁶ 降羌については、詳細がわからない。史料中では、四川南部の先住民を「羌」と呼稱する例は、所見の限り見当たらない。しかし、『朝野雜記』の文脈から判断すると、瀘州周邊の先住民を指していると思われる。本章では、しばらく史料の呼稱と筆者の解釋の兩方を記述することにする。

²⁷ 土兵については、曾我部靜雄『宋代政經史の研究』（吉川弘文館、1974年）第三章「宋代の巡檢・縣尉と招安政策」、149～173頁を参照。白芴子弟については、佐竹靖彦『唐宋變革の地域的研究』（同朋舎、1990年）第四部第六章「宋代四川夔州路の民族問題と土地所有問題」、

子弟と雑居したため、その部族性格が義軍よりも薄くなったのであろう。

したがって、瀘州・長寧軍勝兵は一般民からではなく、瀘州、戎州、長寧軍で既に存在していた郷兵や私的武力、そして降伏した先住民から募集されたものである。

勝兵の募集結果は、土丁・子弟・先住民を合わせて約二千七百人の兵員が集まった。これらの兵士は、手に入れ墨を入れられ、各城寨に所属した。『朝野雜記』には、趙適の報告した各城寨の兵員数が記録されている。長寧軍は五百人、長寧軍に所属する梅洞寨は三百人、武寧寨と石筍堡はそれぞれ二百人がおり、また瀘州に所属する樂共城は五百人、水蘆寨と政和堡はそれぞれ三百人、板橋堡と梅嶺堡はそれぞれ二百人であった。しかし、前述した政和八年の龐恭孫からの報告書によれば、その時点で軍事に適した勝兵は一四九一人ほどであり、趙適の上奏した数の半分程度に過ぎなかったとされている。したがって、趙適が報告した勝兵の規模は、彼自身が設定した目標を示すものである可能性がある。あるいは彼によって募集された兵士は、結局多くが戦闘力を持たなかった可能性も考えられる²⁸。

勝兵の兵員数に関連する記録は、実際の状況と異なる可能性があるが、勝兵が駐屯する城寨に関わる記録は、實情を反映していると考えられる。前述した城寨の中で、瀘州南部の重鎮である長寧軍と樂共城が最多の勝兵を有していた。その他の城寨は、政和五年以降に長寧軍と樂共城の南方地域、つまり悦江上流域で新たに築かれたものが多かったのである。

勝兵は、平時に土地を耕作する傍ら、城寨において定期的に禁軍と同等の厳格な軍事訓練を受ける。このようにして勝兵の戦闘力が向上した。また、宋朝は上述の城寨を通じて勝兵の兵員とその土地を管理し、軍事訓練や軍事行動を実施できるようになった²⁹。瀘州義軍のような部族に基づく軍隊と比較すれば、

及び劉復生「『白芳子弟』考索——兼論宋代郷兵的一個特例」『社會學研究』1994年第6期を参照。

²⁸ リチャード・フォン・グランは、趙適が報告した勝兵の兵員数は目標数値であると指摘している（‘Political Hegemony in the Frontier Zone,’ p. 122）。

²⁹ 『朝野雜記』乙集卷17「瀘州・長寧軍勝兵（夷義軍）」には、「宣和二年、又た詔すらく、『義軍を聯ねて保伍と爲す』と。既にして瀘・敘諸州は皆以爲えらく不便となると、之を罷む。」（宣和二年、又詔、『聯義軍爲保伍。』既而瀘・敘諸州皆以爲不便、罷之。）徽宗朝の後期には、前にも言及した瀘州義軍を再編制しようとした。具體的には、宋朝は瀘州義軍に對して、統制力の強い制度を実施し、これによって地方秩序を維持する部隊の規模を擴大した

宋朝の勝兵への統制力は強くなったと考えられる。

(三) 瀘州と長寧軍の禁軍の増員

瀘州と長寧軍の州(軍)城に駐屯する禁軍の兵員数も北宋末期には増加した。特に宣和年間に瀘州は節度軍に昇格され、その戦略的価値がこれ以前よりもさらに重視されるようになった。しかしながら、この禁軍の増員に関する北宋時代の史料はほとんど残されていない。幸いにして、次節でも取り上げる南宋前期の二度の瀘州軍亂において北宋末期における禁軍増員のことが言及されている。そして南宋における長寧軍の財政支出からも、その禁軍の規模を推測することができる。以下、これらの史料に基づいて北宋末期における禁軍の増員について考察したいと思う。

南宋の瀘州では、二つの軍亂が発生した。一つは建炎四年(1131)十二月から紹興三年(1133)六月までの間に起きたもので、叛亂は實行されずに失敗に終わった(以下、建炎の亂と略稱)³⁰。もう一つは紹熙三年(1193)に勃發し、叛亂した兵士は知州を殺害したが、三日間で他の禁軍兵士の抵抗によって平定された(以下、紹熙の亂と略稱)³¹。これらの亂は大規模なものではなかったが、叛亂者は全て瀘州に駐屯する禁軍であった。

建炎の亂の首謀者の中で、張仙は騎射卒であり、王全は東土軍に所屬していた³²。紹熙の亂の首謀者である張信も騎射卒であったが、彼が指揮した叛亂軍には東土軍も含まれていた³³。ここで言及されている騎射卒と東土軍は、いず

かったが、地方官の反對により實施できなくなったのである。

³⁰ 建炎四年十二月から紹興三年六月までの某日、瀘州禁軍に所屬する王全など十數人が、端午の日に瀘州知州・瀘南沿邊安撫使蘇覺が州城を離れて船に乗る際に叛亂することを計畫した。しかし、端午の前夜から早朝にかけて大雨が降り、蘇覺は出航を中止したため、叛亂計畫は實行できなくなった。その後、計畫が漏洩し、關與者たちは逮捕された。同時間に別の叛亂事件も発生した。騎射卒の張仙は、蘇覺を殺害し、倉庫に放火しようと計畫したが、彼も捕らえられて處刑された。これらの二つの事件は、『繫年要錄』(卷40 建炎四年)に記されているが、李心傳の注によれば、正確な發生時間は不明であるが、蘇覺の在任期間内に發生したことがわかる。そのため、本章では建炎四年十二月～紹興三年六月と推定する(蘇覺の離任時間については同書卷66 紹興三年六月庚寅を参照)。

³¹ 紹熙の亂については後述。

³² 『繫年要錄』卷40 建炎四年。

³³ 『續編兩朝綱目備要』卷2 紹熙三年七月。『宋史全文』卷28 紹熙三年七月壬午。『宋史』卷36 光宗本紀・紹熙三年七月壬午。

れも禁軍部隊である。『繫年要録』に、

騎射、蓋し元祐の末に置くところなり、其の額は才かに四百人。(王)全、蓋し宣和末に京師より遣わすところの禁兵なり、東土軍と號する者、是れなり。

騎射、蓋元祐末所置、其額才四百人。全、蓋宣和末京師所遣禁兵、號東土軍者是也。

(卷 40 建炎四年)

と記され、また『續編兩朝綱目備要』に、

瀘州「饒雄」等の八指揮は、本と都禁兵なり。宣和末に朝廷遣わして其の地を戍せしめ、東土軍と號す。又た騎射營あり、則ち州の禁兵なり。

瀘州「饒雄」等八指揮、本都禁兵也。宣和末朝廷遣戍其地、號東土軍。又有騎射營、則州禁兵也。

(卷 2 紹熙三年七月)

と記されている。騎射卒は、元祐末年に編成された一指揮四百人の州禁軍たる騎射營に所屬する兵士を指す。東土軍は宣和末期に京師の開封から派遣された八指揮の中央禁軍であり、駐泊東軍とも呼ばれている。元々、この軍は輪番で瀘州に駐屯していたが、宋朝が女眞に敗北して南方に都を遷したため、開封への歸還が不可能となり、最終的には瀘州に長期間駐屯することとなった³⁴。

なお、『永樂大典』に引く曹叔遠『江陽譜』(瀘州の地方志、嘉定年間(1208～1224)成立)には、瀘州の州城區劃が詳細に記されている。これによれば、騎射營は州城の西北側に位置する汲水門の近く(内郭(州役所)の南西側)に、東土軍はその七指揮が州城内郭の南側に位置する清平坊の近くの十花營街に

³⁴ 『繫年要録』卷 173 紹興二十六年七月丁未。この史料は左武大夫伏深の上奏文である。史料には、「四川の州郡の駐泊東軍は、皆係れ宣和間に發わして來て戍守するものを、兵火に緣り各おの歸る所なし。」(四川州郡駐泊東軍、皆係宣和間發來戍守、緣兵火各無所歸。)という駐泊東軍に関わる歴史が記されている。

配置された。また、元豐二年に編成された武寧禁軍も確認され、東土軍の南にあり、敷政門（俗稱は武寧門）の近くに駐屯していた³⁵。これにより、これらの禁軍は、十三世紀初期まで存在していたことがわかる。

瀘州禁軍の總兵員数については、一指揮を四百～五百人として計算すると、東土軍は最初三千～四千人ほどいたと推測される。この兵員数は、紹興二十六年（1156）の記録（二九八九人）に比較して數百人程度の差しかないことがわかる³⁶。したがって東土軍を含め、騎射營と武寧禁軍の各一指揮の兵員を合計すると、瀘州禁軍はおよそ四千人だったと推定される³⁷。

宋朝の軍隊では、定員に達しない状況が少なくなかった。そのため、前述の推定された兵員数は、あくまでも宋朝の理想値にすぎない。但し、紹熙の亂において張信が叛亂後に再編制した瀘州禁軍の事例から、當時の兵員数も窺える。張信は將兵法に基づき、瀘州禁軍を五十二隊に分け、自身を第一將と稱した。宋朝の將兵法にある編制には僅かな違いがあるが、一隊あたり五十人と假定すると、約二千五百人の瀘州禁軍が存在したことが示されている³⁸。邊境の城寨の守備にも一部の禁軍が關與していた可能性があるため、この時点では約三千人の禁軍がいたと考えられる。

一方、政和四年に涪井監から昇級された長寧軍は、軍事的行政區となったことから³⁹、ここに駐屯する禁軍の兵員数も増していたはずである。北宋末期の史料が闕如しているが、南宋の紹興十六年（1146）における長寧軍の財政收支から、當時の兵員数を推定することができる⁴⁰。この記録には、「軍食の用」す

³⁵ 『永樂大典』卷 2217 瀘州。

³⁶ 紹興二十六年の駐泊東軍の兵員数は、『繫年要錄』卷 173 紹興二十六年七月丁未を参照。

³⁷ 『朝野雜記』（甲集卷 18 「四川廂禁民兵數」）によれば、四川の禁軍の兵員数は約三萬人であった。Richard von Glahn（‘Political Hegemony in the Frontier Zone,’ p. 123）と趙瓊氏（「南宋禁軍研究」（上海師範大學修士論文、2013 年）、頁 33）と張瑞氏（「南宋禁軍研究」（河南大學修士論文、2014 年）、頁 44-46）の研究では、前述した『繫年要錄』（卷 173 紹興二十六年七月丁未）の記録に基づいて瀘州など四川の府州軍における禁軍の兵員数を推定している。但し、『繫年要錄』に記録されている數値は、駐泊東軍という特定の禁軍の兵員数に關するものであり、四川地域の地方禁軍を含んでいない。『繫年要錄』と『朝野雜記』の記録を組み合わせて考えると、駐泊東軍が四川の禁軍總額の約三分の一を占めていることが示唆される。

³⁸ 將兵法による禁軍の編制については、王曾瑜「北宋後期軍制」、134～142 頁を参照。

³⁹ 畑地正憲『宋代軍政史研究』（北九州中國書店、2012 年）第一章「宋代の所謂「同下州」軍の成立過程と特性——軍政單位から行政單位へ——」、124～125 頁。

⁴⁰ 『朝野雜記』甲集卷 14 「蜀中官鹽」。梁庚堯氏はこの史料を通じて鹽商賣による收入とその

なわち軍糧の食費が五萬餘緡と記されている。南宋禁軍では、兵士一人あたり毎月約一石五斗の食糧を必要としていた⁴¹。一石の米は約三貫とされるため、一人の兵士の一ヶ月の食費は約四點五貫であり、一年間の食費は五十四貫となる。年額五萬餘緡の食費だとすれば、約一千人近い禁軍があったのであろう。

したがって、北宋末期の四川南部においては瀘州・長寧軍の勝兵が瀘州義軍の代わりに城寨守備の役割を果たしたが、邊境の支援や主要な戦力としての機能を果たすために、州（軍）城における禁軍が二～三倍ほどに増員された。これらの軍事整備は、瀘州が陝西からの軍の依存を減らし、自身の軍力で四川南部を安定させることを目指して行われたと考えられる。

三、南宋中期に至る軍事體制の實施情況

南宋には、地方政府は蜂起した盜賊などを鎮壓して治安を維持するため、當地の人々を募集して新しく地方軍を編成したことが多く見られる⁴²。但し、四川南部では地方秩序を維持する擔い手は、依然として勝兵と禁軍であった。本節では、前述の軍事體制の發展に焦點をしばり、南宋前期における實施情況とその役割を論じてゆきたい。

（一）軍隊の缺員と補充

瀘州・長寧軍勝兵に関する記録については、淳熙八年の瀘州勝兵の兵員数のみが残されている。趙遙が報告した政和六年の数（一千五百人）の半分ほど、七五四人に減少したことが記されている⁴³。各城寨の授田總額と人あたり百畝の授田額から概算すると、樂共城・政和堡はそれぞれ二〇〇人餘り、博望寨・

支出狀況を説明している（『南宋鹽權——食鹽產銷與政府控制』（國立臺灣大學出版中心、2010年）第六章「南宋四川官鹽與地方財政」、403～405頁）。

⁴¹ 小岩井弘光は、『赤城志』（嘉定年間（1208～1224）成立）によって禁軍兵士の給米數額をまとめている（『宋代兵制史の研究』（汲古書院、1998年）第三篇第四章「地方財政の一齣」、402～405頁）。

⁴² 南宋の地方武力の編成と發展については黃寬重『南宋地方武力——地方軍與民間自衛武力的探討』（東大圖書、2002年）を参照。

⁴³ 李心傳は、淳熙八年の勝兵兵員數が政和六年の兵員數の三分の一に減少したことを記している。但し、この比率は同箇所記録されている數値と一致していないようである。本章では、實際の數値に基づいて、その比率を二分の一に修正する。

梅嶺堡・板橋堡はそれぞれ約一五〇人の勝兵が存在していたと推定される。しかし、前述した如く、政和八年に龐恭孫が報告した勝兵の兵員数は、既に趙遙の報告より半分近い人数に減少した。これらの数値が正確であれば、瀘州勝兵の兵員数は徽宗朝の政和末期から僅かに百人ほどを減少したと考えられる。

また、禁軍にも缺員の状況があり、例えば前述したように東土軍は紹興二十六年に約數百人を減少した。この中央禁軍は、京畿の開封が失われるなどの影響により、長期間の駐屯軍隊になった。紹興末年には、兵士の高齢化、身體障害や死亡によって軍隊の戦力が低下していた。およそ紹興末期から乾道年間の間、瀘南安撫司は中央禁軍（東土軍）缺員の状況を中央政府に報告し、再び兵士を募集するよう要請した。その結果、中央禁軍は河東・河北・陝西からの移住者や禁軍兵士の後代によって補充された⁴⁴。これにより、孝宗朝においても宋朝は四川に駐屯する中央禁軍と四川の地方禁軍を區別し、新しい兵士を補充するために異なる手段を取ったことが示唆される。北方からの移住者が減少するにつれて、この手段だけでは兵士を十分に補充するのが難しくなったかもしれないが、その後の関連史料は存在せず、詳細は明確ではない。

但し、少なくとも紹熙年間（1190～1194）には、中央禁軍と地方禁軍の區別は希薄化していったようである。紹熙の亂で支援に駆けつけた潼川府路提點刑獄公事⁴⁵王齊輿は、「瀘人」を排除し、自身の潼川軍で護衛した⁴⁶。この「瀘人」は、當時軍亂の叛亂者を指し、すなわち中央禁軍たる東土軍と地方禁軍たる騎

⁴⁴ 『繫年要録』卷 173 紹興二十六年七月丁未。この條文の末尾には四川の駐泊東軍の補充方法は記述されているが、具體的な年月日は不明であるとされている。文中には「休兵して以來、竄れて死すものは相繼ぐ（休兵以來、竄死相繼）」という一文により、紹興中期（宋金和議）以降のものであり、また上奏した官員の官職（瀘南安撫使）により、乾道六年（瀘南安撫使が潼川府路安撫司への改制）以前のものであろう。したがって、兵士補充の提案と実施は、紹興末期から乾道年間の間に行われたと推定される。

⁴⁵ 『續編兩朝綱目備要』（卷 2 紹熙三年七月）には、王齊輿の官職は「提點刑獄」であるという記録のみがある。一方、『宋會要』（職官 73-14）では「成都府路提刑」と記され、（嘉定）『赤城志』（卷 33 人物門）では「提點東川刑獄」と記されている。この事件では、王齊輿が統率していた軍隊は潼川府に所屬しており、そして潼川府路安撫使の職務を成都府路提刑が代行すべきではないと思われる。そのため、『宋會要』の記述は誤りである可能性が高いとされる。また、他の史籍では「東川刑獄」の官職が見られず、東川の一部である夔州路にはすでに夔州路提刑が配置されていた（『宋會要』職官 73-8）ことから、『赤城志』の記述も正確でない可能性が考えられる。したがって、これらの考察に基づき、王齊輿の官職は潼川府路提點刑獄公事と推定される。

⁴⁶ 『續編兩朝綱目備要』卷 2 紹熙三年七月。

射營が含まれているものである。そのため、十二世紀末の時點で四川北部の官僚の視點から言えば、瀘州の軍隊はすべて瀘州の地方軍と見做された可能性が考えられる。そうであれば、東土軍も瀘州の人の募集によって補充されるようになり、中央禁軍の性格を失ったのであろう。

(二) 雑役使役と財物不足の軍事問題

前述した南宋に勃發した瀘州での軍亂は、兵士に對しての雑役と食糧・給料の不足の問題と密接に関連している。ここでは紹熙の亂の経緯を考察しながら、この軍事叛亂を通じて浮かび上がる南宋前期の軍隊管理の問題點について議論したいと思う。

紹熙三年七月十四日、瀘州の騎射卒である張信らが反亂を起こし、瀘州の治所である潼川府路安撫司に侵入し、潼川府路安撫使張孝芳とその家族、節度推官杜羨・駐泊兵馬監押安彦斌・潼川府鈐轄司指使（訓練官）雷世忠・軍校張明などを殺害した。張信は安撫司の治所を占據した後、通判州事張恂と安撫司屬官郭仲傳に、張孝芳の罪狀を作成して上奏させた。これは、叛亂の正當性を主張しようとしたものであろう。そして張信は、術人の黃叔豹を謀議官として採用し、將兵法に基づいて瀘州の禁軍を再編制した。

しかし、この叛亂は長引くことなく、大規模なものには發展しなかった。張信によって殺害された張明の息子、張昌は、武藝に優れ、兵士卞進と共に叛亂勢力の討伐計畫を立てた。同年七月十六日、張信が諸軍を勞う宴席で、張昌らは旗揚げて叛亂勢力に對抗し、張信を含む叛亂者約二十人を殺し、殘黨も捕らえた。

一方、潼川府路安撫使が殺害された後、潼川府に駐在する潼川府路提點刑獄公事王齊輿は安撫司の事務を代行し、瀘州に向かい動亂を鎮壓すべきであった。しかし、彼は果州に到着すると、御前後軍が援助に来る前に軍事行動を起こすことはなく、滞在し續けた。また、成都府に駐在した四川安撫制置使京鏜（1138～1200、1189～1192 四川制置使在任）は、この動亂を平定するため、潼川府に駐屯している御前後軍⁴⁷一千人を動員し、潼川府路兵馬都鈐轄司の屬官である

⁴⁷ 『續編兩朝綱目備要』（卷2 紹熙三年七月）には「瀘州所屯御前後軍」と、『宋史全文』（卷28 紹熙三年七月壬午）には「潼川所屯御前後軍」と記されている。案ずるに、『宋史』（卷188 兵志）によれば、潼川府と瀘州の両方で御前大軍が駐屯していたことがあったとされて

陳纘に統率させるよう命じた。陳纘の軍が潼川府を離れる前には、既に張昌によって叛亂は鎮壓された。

叛亂平定後、新任の四川安撫制置使である煥章閣直學士丘密（1135～1208、1192～1195 四川制置使在任）の上奏に従い、張孝芳などの殉職者や功績のある官吏と兵士に對して褒賞を與え、王齊輿や郭仲傳などの官僚を處罰したのである⁴⁸。

史籍には、今回の動亂の勃發原因が記されている。

淳熙の末、起居舍人王卿月 知瀘州となる。（軍士への）賜予甚だ厚く、近郊に出づる毎に、諸兵皆な例物を給せらる。軍士浸く驕る。張孝芳は代わりて帥と爲り、其の弊を矯めんと欲す。訓練に日無く、又た多く之を役使す。廩賜は或いは時ならずして給する者有り。

淳熙末、起居舍人王卿月知瀘州。賜予甚厚、每出近郊、諸兵皆給例物。軍士浸驕。張孝芳代爲帥、欲矯其弊。訓練無日、又多役使之。廩賜或有不時給者。

（『續編兩朝綱目備要』卷 2 紹熙三年七月。『宋史全文』卷 28 紹熙三年七月壬午も同じ。）

これにより、兵士叛亂の原因は、嚴格すぎる軍事訓練と不定期の雑役、そして

いるが、具體的な駐屯時期については記録されていない。但し、この御前後軍が出發する前に、叛亂はすでに鎮壓されたことが明確に記されている。また、宋代の史料では、節度軍の軍名を用いて軍隊の駐屯地を指す記述は殆ど見当たらないことから、「瀘川（節度軍）所屯御前後軍」という表現は誤りである可能性が考えられる。従って、本章では『宋史全文』の記述に従い、潼川府に駐屯する御前後軍とする。

⁴⁸ 以上に述べた紹熙の亂の経緯は、『續編兩朝綱目備要』（卷 2 紹熙三年七月）、『宋史全文』（卷 28 紹熙三年七月壬午）、『宋史』（卷 36 光宗本紀・紹熙三年七月壬午）に基づき、考察を加えてまとめるものである。また、本事件に關與した官員の名前について、史料によって異なる記録がある。潼川府路安撫司屬官の郭仲傳については、『宋史全文』（中華再造善本）では「郭仲傳」と記されており、『續編兩朝綱目備要』と『宋會要』（職官 73-14）では「郭仲溥」と記されている。また、『止齋先生文集』（卷 11 外制、紹熙四年正月）に収録される陳傳良の制文では「儒林郎・前瀘州安撫使幹官郭仲傳」と記されている。雷世忠についても、『續編兩朝綱目備要』と『宋史全文』の両方では「訓練官雷世明」と記されており、『止齋先生文集』（同卷）では「下班祗應・潼川府鈐轄司指使雷世忠」と記述されている。本章では、しばらく『止齋先生文集』の記録に従うこととする。

定期的に支給されない食糧と金銭の問題であったことがわかる。

まず、禁軍の軍事訓練と雑役の問題を説明する。今回の動亂の背景には、前任の潼川府路安撫使王卿月が禁軍兵士に對して豊富な賞與を授與したことが挙げられる。このことが禁軍兵士の驕りと自信を高めたため、兵士への制御は難しくなるとされている。しかし、樓鑰による王卿月の墓誌銘から、彼が淳熙十五年（1188）に着任した際、敘州と石門の先住民との紛争が激化していたことがわかる。王卿月は、禁軍兵士の弓矢や強弩の軍事訓練に取り組んでおり、賞與も増加した可能性が考えられる⁴⁹。その後任の張孝芳は紹熙二年（1192）末⁵⁰に潼川府路安撫使として赴任し、同様に軍事訓練を行なったが、州の財政困難などの原因で賞賜を減らした。それに加え、兵士に對して規定外の雑役も行なった。これにより、禁軍兵士には過大な負擔がかかり、相應の報酬が給與されなかった。そのため、禁軍兵士の不満が高まったのであろう⁵¹。

次に、食糧・給料・賞賜が不足していた問題について述べる。南宋では、禁軍に支給される給與や食糧は地方政府の財政に依存していた。邊境での紛争が増加するにつれて、兵士への賞賜と食糧の需要も増加し、地方政府の財政負擔が増大したに違いない。前述したように、張孝芳は前任の王卿月より少ない賞與を兵士に與え、定期的な食糧配給さえ定期的に行えない状況であった。これは、淳熙年間末の邊境紛争によって地方政府の財政が悪化したためと考えられ

⁴⁹ 樓鑰『攻媿集』卷 109「太府卿王公墓誌銘」。また、張信に殺害された指使（一文は訓練官）である雷世忠は、低級武官（下班祇應）であり、その役割は軍事訓練を行うことであった。このことから、この時期には瀘州に駐屯する禁軍が軍事訓練を行っていたことが確認される。

⁵⁰ 張孝芳が潼川府路安撫使を引き継いだ具体的な日付については、『續編兩朝綱目備要』（卷 2 紹熙三年七月）と『宋史全文』（卷 28 紹熙三年七月壬午）には、紹熙末という簡略な記録しか記されていない。しかし、『宋會要』（職官 73-7~8）には紹熙二年八月二十九日に知長寧軍廖唐英は王卿月の上奏によって免職されたことがあり、また樓鑰が書いた「太府卿王公墓誌銘」には紹熙三年正月に王卿月が臨安に到着したことが見られる。これらの情報に基づいて、王卿月の離職時間が紹熙二年年末であることから、張孝芳がその後に潼川府路安撫使に着任したと推定される。

⁵¹ 周知の如く、南宋において、禁軍は廂軍と同様に雑役を擔當することが多く見られる。このことは、禁軍の戦闘能力に悪影響を及ぼす。特に、過大な雑役を負擔することで、禁軍の軍事訓練や盜賊の追捕への専念が難しくなるとされている（王曾瑜「南宋前期至中期軍制」、206~207 頁）。禁軍の雑役への従事を厳格に制限し、その主要な役割である軍事訓練と治安維持に集中させる、という中央政府からの命令も希少ではない（『宋會要』職官 49-7・79-35）。このような命令が續出したことこそ、この時点で禁軍が雑役を負擔する問題が一般的であることを示唆する。

る。

また、地方政府の財政収入が減少すると、軍隊の食糧と給料にも影響が及ぶ。例えば、長寧軍では官有鹽井である涪井による収益が、軍隊の費用を含む財政支出の主要な財源となっていた。官有の鹽井は生産・管理と販賣を政府が一手に擔當し、私有の鹽井よりも多くの収益を得ることができた。しかし、この収益は政府の政策變化によって影響を受けやすい側面もある。紹興中期には、宋朝が金國との和平協議を進めたことで、その財政負擔が減輕され、鹽價格を含め、物價全般が下落した⁵²。これにより四川地域の人々の生活負擔は減輕されたが、長寧軍のように鹽業収入が主要な財源とされていた州・軍にとっては、逆に財政負擔が増加した。

こうした財政収入の減少の問題を解決するため、淳熙十四年（1187）正月に宋朝は涪井の鹽の販賣地分を擴大する政策を導入した。

（淳熙）十四年正月二十一日、詔すらく、「長寧軍の涪井の鹽監は瀘州に通入し、樂共城・博望寨・梅嶺・板橋・政和堡の五處、地分に販賣するを許す」と。臣僚の「長寧の歲計、獨だ鹽井のみを仰ぐ。乞ふらくは與^ために鄰境に放行して出賣せしめんことを」と言ひたるを以て、制置等司に下して措置せしむ。而して是の詔有り。

（淳熙）十四年正月二十一日、詔、「長寧軍涪井鹽監許通入瀘州、樂共城・博望寨・梅嶺・板橋・政和堡五處、地分販賣。」以臣僚言、「長寧歲計、獨仰鹽井。乞與放行鄰境出賣。」下制置等司措置・而有是詔。

（『宋會要』食貨 28-27。『宋史全文』卷 27 下淳熙十四年正月癸丑）

官僚の意見によれば、長寧軍の歳入は完全に涪井の鹽業収益に依存していた。そのため、鹽業収益が不足した場合、軍事や行政などの支出を賄うことが難しくなるという問題が生じた。このような状況下で、鹽業収益の不足を補うために、長寧軍の所轄地域のみで通販が許可されていた涪井の鹽に関して、長寧軍

⁵² 梁庚堯「南宋四川官鹽與地方財政」、398～403 頁。氏によれば、南宋において鹽價格に影響する要素は政府の財政政策と私有鹽賣買の盛行との二つがある。本章で言及した長寧軍と瀘州が官有鹽の專賣地域に屬し、私有鹽の價格による影響は低かったという。

の近くにある、瀘州に所屬する樂共城・博望寨・梅嶺堡・板橋堡・政和堡の五つの城寨でも販賣が許可されるよう要請が提出された。そしてこの要請は許可されることとなった。こうした長寧軍の財政問題は、前述した鹽價格の値下がりから生じたものと考えられる。

長寧軍では、鹽収入の減少により歳入が減少し、それに伴って軍事費用も不足する状況が生じた。同じく淳熙十四年、おそらくこの財政問題の影響で長寧軍に駐屯する兵士は給料や食糧を受け取れなくなった。その結果、兵士たちは治所のホールに集まり、官吏を殴る事件が発生した⁵³。

したがって、禁軍に関わる費用はすべて地方政府の財政に依存していたため、禁軍が増員された場合には、州軍に対して相應な財政負擔も重くなったのであろう。もし地方政府の財政に問題が生じる場合、地方軍による動亂の発生が懸念される要因となったと考えられる。

(三) 軍事體制の補完——支援部隊としての御前大軍

瀘州と長寧軍では、北宋末期に駐屯する禁軍や民兵が大幅に増加した。これらの駐軍が動亂に對應できない場合、あるいは紹熙の亂のような禁軍による動亂が発生した場合には、他の地域からの増援軍に頼らざるを得なかった。北宋時代には、常に中央政府の命令により、陝西地域の精銳部隊に南下して増援させた。しかし南宋になると、陝西地域が失われ、四川地域に対する中央政府の統制力が低下したため、増援部隊の派遣方法は北宋とは大きく異なっていた。

前述の紹熙の亂により、動亂が発生した際の對應策が明らかになった。すなわち最初には路級と州級政府や安撫司所轄の地方軍(潼川府路提點刑獄公事王齊輿)に對處を任せ、次には四川制置司の命令で四川北部に駐屯する御前後軍が増援部隊として派遣されるという流れである⁵⁴。

⁵³ 周必大『文忠集』卷194 劄子「趙德老總領(彦逾)」(淳熙十四年)。

⁵⁴ こうした對應方法は、四川南西部の邊境でも見られる。この地域では、邊境が先住民に侵略される場合、各城寨に駐屯する軍は即座に防衛に當った。但し、城寨の駐軍が撃破されると、各州の駐軍が増援し、四川制置使の命令によって御前大軍も派遣されたのである(各動亂の詳細は、『朝野雜記』卷19・20を参照)。これらの動亂を平定した軍隊については、何玉紅氏は御前大軍の重要性に注目し、趙瓊氏は州府に隸屬する禁軍の役割について議論している(何玉紅『南宋川陝邊防行政運行體制研究』(上海古籍出版社、2012年)第三章「興州地域集團與南宋川陝邊防」、178頁。趙瓊「南宋禁軍研究」、42頁)。但し、禁軍と御前大軍との派遣權・軍事指揮權などの問題についてはまだ詳しく論じられていないため、將來の

御前後軍が所屬する御前大軍は、紹興十一年（1141）四月以降、長江沿岸や四川北部で最も精銳の軍隊であった。四川の御前大軍は、元々陝西の精銳部隊であり、宋金和議によって四川の興州・興元府・金州に南下して駐屯していた。そのため、この軍は西兵とも呼ばれた。紹興後期からは軍糧輸送の負擔を減らすため、御前大軍が成都府・潼川府・緜州・興州・利州・興元府・閬州・劍州・瀘州などの府・州に定期的に移動し軍糧を求め、輪番で駐屯するようになったのである⁵⁵。

しかしながら、御前大軍を派遣する権限が四川制置司（四川安撫制置司、四川宣撫司⁵⁶）に屬するか、各軍の都統制に屬するかについては當時争論があった。紹熙の亂が平定された後、四川の御前大軍の統率者である興元府都統制吳挺（1138～1193）は、四川制置使京鏜が任意に御前大軍を派遣することを非難した。實は、このような軍隊指揮権をめぐる争論は初めて発生したことではない。これ以前の淳熙七年（1180）には、四川制置使胡元質（1177～1180 四川制置使在任）が二度にわたって御前大軍を黎州に派遣した。その際、興州都統制吳挺と興元府都統制田世卿は、胡元質が派遣した御前大軍が都統制の所屬部隊であるため、彼の任意派遣のことを非難した⁵⁷。これは、紹熙三年の案例と同様に、四川制置使には御前大軍の派遣権がないことを強調したためであろう。

研究に俟ちたい。

⁵⁵ 御前大軍については、王曾瑜「南宋前期至中期軍制」、178～181頁を参照。また、四川の御前大軍の駐屯地域については、『宋史』卷188兵志を参照するが、その駐屯期間と駐屯軍の兵員数など情報は記されていない。

⁵⁶ 四川制置司は、四川安撫制置司とも呼ばれ、四川宣撫司と同様に四川地域の最高長官である。四川制置司と四川宣撫司の違いについて、前者は軍事と行政権があり、後者はそれに加えてある程度の財政権も持っている。大まかに言えば、宋朝が金國と交戦していた時期では四川宣撫司を設置した一方、和議期間では四川宣撫司を廢止して四川制置司を改めて設置したのである。四川制置司と四川宣撫司は、いずれも四川の御前大軍を統制する権力があつたけれども、實際には陝西から南下した將領たち（都統制）と軍隊の指揮権の點で競合していた。そもそも四川宣撫司の前身である川陝宣撫處置司（建炎三年五月に設置）は、南宋の中央政府が陝西の軍隊を制御するために設置したものであつた。四川制置司と四川宣撫司の比較については余蔚「論南宋宣撫使和制置使制度」『中華文史論叢』2017年第1期を参照、四川の都統制との衝突については何玉紅『南宋川陝邊防行政運行體制研究』第二章「中央與地方之間：南宋川陝宣撫處置司的運行」と第三章「興州地域集團與南宋川陝邊防」を参照。また、四川において軍事権をめぐる衝突の他には、財政権の衝突も注目されている。これについては、雷家聖「南宋四川總領所地位的演變——以總領所與宣撫司、制置司的關係爲中心」『臺灣師大歷史學報』第41期（2009年）を参照。

⁵⁷ 『朝野雜記』乙集卷19「庚子五部落之變」。

それにもかかわらず、少なくとも淳熙・紹熙年間においては、四川制置使は実際には一部の御前大軍を派遣する権限を有していたことが確かである。なお、紹熙三年の案例の結果、中央政府は丘密の意見を受け入れ、四川制置使の軍隊派遣権を認めるようになったのである⁵⁸。

したがって、瀘州と長寧軍では普段は民兵や禁軍などの地方軍を頼りに邊境の守備と地方秩序の維持を擔っていた。しかし、自力で對處できない紛争に直面した場合、四川制置司の命令によって派遣される四川北部の御前大軍を頼る必要があった。このような對應策の構造は北宋時期と類似しているが、支援部隊は陝西の禁軍や將兵から御前大軍に變わり、軍隊の派遣権も四川の最高地方長官である四川制置使によって付與されるようになった。

ところが、南宋前期においては瀘州と長寧軍で史書に記録されている邊境の紛争は見当たらない。特に同時期の四川南西部の邊境と比較すると、瀘州と長寧軍の邊境はかなり安定した地域となった。北宋末期に整備された軍事體制は、南宋前期には既にいくつかの問題が顕在化していたけれども、その兵員數と戰鬥力は依然として四川南西部の州よりも優れており、大部分の邊境紛争に對處できたと言える⁵⁹。この點から考えると、北宋末期の軍事整備はある程度の成果を達成したと考えられる。

おわりに

本章では、徽宗・政和五年（1115）に開始した軍事整備の背景、その具體内容と役割、およびこの軍事體制が南宋前期における實施情況について検討した。

四川南部では、神宗朝に二指揮の禁軍と瀘州義軍を増設したが、卜漏の亂を平定した趙適の指摘した如く、これらの軍は戰鬥力が低く、宋朝の制御力が弱

⁵⁸ 『宋史全文』卷 28 紹熙三年七月甲申。

⁵⁹ 四川南西部にある雅州・黎州には、一千人ほどの軍隊が駐屯したと推定される。淳熙七年（1180）に黎州西部百餘里にあった五部落は黎州とその周りの城寨を攻撃した。その時、防衛擔當の駐屯軍には、成都府路兵馬都監の統率した五七二人の禁軍、及び準備將の統率した二五〇人の西兵（御前大軍）があった。これらの軍は協力して作戦できなかったため、五部落に敗れた。その結果、緜州駐劄御前後軍と各州の禁軍を含めて三四六七人の軍が増援として派遣された（『朝野雜記』卷 19「庚子五部落之變」）。この事件によれば、黎州の駐屯軍は、禁軍と御前大軍を合わせて一千人ほどがあったが、その統率権が統一されておらず、それぞれの將領に握られていたのである。

いという問題を抱えていた。そのため、政和五年から宣和年間（1119～1125）にかけて城寨が修築され、瀘州とその南部の駐屯軍も増強された。具體的には、城寨では勝兵制度が導入され、瀘州と長寧軍の州（軍）城では禁軍が増員されたのである。

瀘州・長寧軍勝兵は、既存の地方武力と降伏した先住民によって編成され、陝西の弓箭手制度のように農耕と軍事の兩立という特性を持っている軍隊である。農耕面においては、宋朝は一人あたり一頃土地を給與して農耕の初期資金と工具を支援し、軍事面においては城寨を通じて禁軍と同等の厳格な軍事訓練を定期的に行い、兵士の土地と軍事上の役割を確實に把握できるようになった。かような勝兵は、部族を基盤とした瀘州義軍と比較すると、宋朝からの統制力が高くなったと考えられる。

瀘州州城では、宣和年間に八指揮の中央禁軍（東土軍）が派遣された。この軍は、本来瀘州に輪番で駐屯していたが、宋朝が淮河以北の領土を失った後は長期的な駐屯軍となった。そして瀘州の禁軍は地方禁軍を含め、合計で約四千人に増加し、神宗朝より二～三倍ほど増員された。一方、長寧軍では禁軍も擴充され、紹興十六年には約一千人の軍隊が駐屯したようである。

十二世紀中後半になると、勝兵は一～二百人、禁軍は約千人減少したと推定される。また、禁軍には軍糧・給料・賞賜など財物が不足している財政的な困難や、雑役と軍事訓練の負擔が過大であるという問題があり、結局は叛亂を引き起こした。それにもかかわらず、この軍事體制は南宋中期までにかかりの規模を維持でき、四川南部の安定化において重要な役割を果たした。

以上のように徽宗朝中期に整備された軍事體制は、四川南部の百年の安定を達成できたこと、および南宋朝において宋金邊境以外の地域では一部の禁軍が重要な防衛任務を擔當したことが明らかにした。端平三年（1236）にモンゴルの軍隊が成都を攻め落とし、岷江上流地域を占據した後、瀘州は未曾有の強大な軍事力の脅威に直面した。この時に宋朝は如何に軍事體制を再整備し、漢軍と先住民部族の軍事力を統合してモンゴルに對抗したのか。さらに、モンゴル政權の統治時期において、宋朝の統治體制がどれほど踏襲され、そしてどのような改制が行われたのか。これらの問題は、関連史料が僅かであるが、モンゴル政權の民族管理制度と地方行政・軍事制度、及び明代初期の記事から検討しなくてはなるまい。今後の課題としたい。

結 論

以上、四章にわたって四川南部における宋朝の開拓政策と統治体制について検討を重ねてきた。考察を通じて得られた結論をまとめれば概ね次のようになる。

第一章では、宋朝が悦江中流域に位置する鹽の産地において涪井監を設置したことと、この鹽資源をめぐる先住民との争いを取り上げた。悦江中流域の鹽資源は、唐末には既に発見されており、前蜀時代には先住民の烏蠻羅氏によって占有されていた。『太平寰宇記』の記述によると、宋朝は遅くとも端拱年間（988～989）までに涪井監を設置し、羅氏の手から鹽資源を奪取しようと試みている。これは宋朝による四川南部開拓の開始と考えられる。

ただし、宋朝は遼國との澶淵の盟（景德元年、1004）、夏州の李氏勢力との和平締結（景德三年、1006）までは、南方に力を傾注する餘裕がなかった。また、四川地域に駐屯する禁軍は兵員数が不足しており、四川南部の開拓を支援するには適していなかった。こうした文脈の中で、宋朝の涪井監への積極的な開拓策は、北部と西北方面が安定した大中祥符年間（1008～1016）に始まることとなる。

眞宗朝の開拓策の主要目的は、涪井監周邊の先住民を抑制し、鹽資源を確保することであった。そのため、軍事介入後、先住民に対しては穩健策が取られ、涪井監の軍事と行政体制が改善された。軍事面では、防禦施設が整備され、約50人の禁軍が輪番で駐屯した。行政面では、軍隊の管理と統率を擔當する「監押」、および鹽資源の採掘・賣買と先住民に関する事務に對處する「知監」が配置され、彼らは先住民と井鹽に関する實務經驗を有する者から選ばれた。

第二章では、神宗朝に四川南部の開拓範圍が大きく擴大した際に、この地域で採用された統治制度とこの時期に形成された邊境秩序に焦點を當てた。

眞宗朝の開拓策とは異なり、宋朝は、神宗のもとで、悦江流域と納溪流域（水域部）を省地（直轄地域）と見做し、これらの地域を開拓對象とした。この時期の軍事行動は、眞宗朝と同様に、主に陝西禁軍に頼ったものであった。特に注目すべきは、宋朝が水域部で實施した統治制度である。岷江近鄰の水域部では、熙寧七年（1074）に保甲法が導入された。水域部の中上流域では、元豐五

年（1082）に瀘州義軍が編成された。瀘州義軍の編成に際しては、先住民部族を宋朝の正規軍の編制である「指揮」に再編制し、軍事訓練も行なった。この軍事體制を順調に実施することで、四川南部の駐軍を削減し、それに伴う軍糧の輸送も節約できると期待された。しかし、結局のところ、瀘州義軍は部族の壁を超えることができず、宋朝の統制力は低かったことが明らかになった。

一方、神宗朝における軍事行動は烏蠻乞弟の根據地である歸徠州まで達したが、密林以南の地域は直轄地域とは看做されず、烏蠻勢力との羈縻關係が維持された。このような關係において、宋朝は烏蠻の侵略を防衛しつつ、その力を借りて僚人の統治を安定させた。この三者の均衡關係が、神宗朝末期に形成された邊境秩序の特徴であった。

徽宗は、神宗朝と同様に積極的な開拓政策を推進したが、実際には異なる統治制度を実施した。大觀二年（1108）から政和四年（1114）にかけて、宋朝は先住民による「土地を納めて歸順する」ことを受け入れ、この土地に地方行政機關としての州・軍を新設した。**第三章では**、こうした施策の背景とその管理方法、および徽宗末期における州・軍の改廢について詳論した。

州・軍の新設により、本来宋朝に一定の租税のみを納めていた熟戸や蕃部といった先住民が歸明人として宋朝の直轄統治を受けるようになった。宋朝は、歸明人籍帳を通じて彼らの移動を制限し、定着化を促した。また、宋朝は歸明人に對して五～十年の猶豫時間を與えたが、その後は兩税法に準じて租税を納めさせようとした。これらの施策は、もちろん宋朝側がその統制力を向上させ、邊境秩序を安定化させるための一方的な措置であった。ただし、「土地を納めて歸順する」先住民首領にとっては、州・軍の秩序を維持する「管界同巡檢／都巡檢」といった官職を授かり、宋朝の權威を獲得してその支配地域を擴大できる、という側面もある。

これらの新設の州・軍は宣和三～四年（1121～1122）に改廢された。第三章での分析により、宋朝は財政的困難からくる行政經費の削減を行い、異なる統治體制を通じてこの地域への統治をできる限り維持していたことが明らかになった。その結果、廢止された州・軍の地域は、軍事防衛施設としての城寨に變えられたり、隣接する州縣に組み込まれたりといった措置が取られた。鹽資

源の収益によって財政収入が充實しており、軍の行政・軍事費用に支えることができたために存置された長寧軍は、唯一の例外である。

第四章では、政和五年（1115）に勃發したト漏の亂の経緯を詳述し、この紛争を通じて宋朝が軍事力不足を認識して打ち出した軍事體制の強化策と、その發展を取り上げた。

これらの施策は、四川南部の城寨に駐屯する軍隊の編成と、瀘州と長寧軍の州（軍）城における禁軍の増員、という二つの側面に分けられる。まず、城寨においては、農耕と軍事の兩立という特性を持っている瀘州・長寧軍勝兵が編成された。この軍隊は、既存の地方武力たる土丁・子弟と、降伏した先住民から構成されていた。特に、先住民は土丁・子弟と雜居することによりその部族的性格が希薄になった。また、勝兵は城寨で定期的な軍事訓練を受けた。かくして、瀘州義軍と比較しても、戦闘力も宋朝の統制力も高い軍隊となったのである。

一方、州（軍）城では、宣和年間（1119～1125）に中央禁軍が派遣され、瀘州禁軍は約四千人に増加した。そして長寧軍でも南宋初期の時點では約一千人の禁軍が存在した。これらの禁軍は、十二世紀中後半にはやや減少し、軍糧・給料・賞賜などの物質に不足が生じた。しかし、他の南部邊境と比較すると、四川南部の禁軍と勝兵は依然として強力な軍隊であり、結果として地域の安定において重要な役割を果たしたのである。

かかる四川南部における開拓過程の考察を踏まえれば、宋朝の開拓政策と統治體制には、大きく以下の五つの特徴が挙げられる。

第一に、開拓政策の動機は、時期によって異なる。眞宗朝の開拓動機は涪井監の鹽資源の確保であった。神宗朝には、租税を納める先住民部族をすべて省地の民とみなし、その居住地域を直轄統治すべき地域と位置づけた。そのため、神宗朝の開拓は涪井監に留まらず、水域部全域に擴大した。徽宗は、神宗の開拓目標を受け継ぎながら、雲南の大理國からの馬の輸入経路の確保も開拓動機の一つとした。

第二に、本論文で取り上げた三つの開拓時期では、いずれも陝西からの精銳部隊が深く關與した。そのため、四川南部の軍事行動は實際のところ西北邊境

の情勢と、當地の多湿高温な地理環境に制約されることとなる。そのゆえ、西北が安定した秋冬のみに發動することができた。

第三に、宋朝の開拓が擴大するにつれ、涪井監の地位に顕著な變化が生じた。北宋初期には四川全域で鹽不足の問題を抱えており、新たな鹽資源を發見し採掘することが急務であった。この文脈から、涪井監は重要な鹽産地として特に重視されていた。しかしながら、北宋中期には「卓筒井」技術の發展により、四川全域の鹽産量が飛躍的に増加した。そのため、涪井監の鹽資源の重要性は相對的に低くなってきた。一方、行政機關と軍事體制の強化により、涪井監は四川南部において最も重要な據點の一つとなった。言い換えれば、涪井監の戰略的地位が重視されるようになったのである。結果として、徽宗朝において涪井監は長寧軍に昇格したのである。かような涪井監の地位の變化にも、鹽資源は依然として缺かせないものであった。行政機關の擴充と軍事體制の強化、いずれも安定かつ十分な財政資源の支援がなければ維持できないものであり、こうした役割を果たすのが涪井監の鹽資源だったのである。

第四に、開拓政策に伴い、四川南部における軍隊や地方武力の兵員數が大幅に増加し、防禦施設としての城寨も多く設置された。前項に述べた涪井監を例として、十一世紀初期には僅か五十人の禁軍が輪番で駐屯しているだけであったが、約百年後には一千人ほどの禁軍が長期間駐屯するようになった。しかしながら、四川南部の地理環境や食糧不足といった制約から、城寨での大規模な駐軍は極めて困難であった。そのため、涪井監以外の四川南部では、僅かな禁軍が輪番で駐屯していたが、治安維持と防衛任務は主に郷兵に依頼した。具體的には、瀘州義軍や瀘州・長寧軍勝兵がその役割を果たした。前者は、先住民部族が自給自足を通じて軍糧問題を解決できたが、部族性格が強く、宋朝の制御力は限られていた。後者は、耕作と軍事を兩立させ、糧食生産量を増加し、前者よりも宋朝の軍隊への統制力を向上させたのである。

第五に、四川南部の軍事中心が變遷した。眞宗朝では、涪井監の鹽資源を狙ったため、増加した禁軍は主に江安縣や戎州に駐屯し、軍事中心である戎瀘資榮州・富順監都巡檢司が江安縣に所在していた。神宗朝による開拓地域の擴大に伴い、軍事中心を東に移す必要が生じた。その結果、瀘南縁邊安撫司が瀘州に設置されたのであった。

最後にいま一度、これまでの成果を總括しておきたい。

本論文は四川南部における宋朝の開拓過程について詳細に研究したものである。特に、宋朝に限られた資源を投入し、安定した統治を遂行した側面に焦点を当てた。この研究は、多くの財物と人力を投入した西北邊境とは対照的な、宋朝の邊境統治の一側面という視座を提供するものである。また、本論文は四川南部の開拓政策が他の邊境地域と密接に関連しており、各地域の施策が相互に影響し合っていることを示唆した。

宋代の邊境統治の本質を解明するには、各邊境地域における精細な研究が不可欠なものであることがいえよう。本論文で取り上げた四川南部地域に加え、四川西部地域・荊湖路・廣南西路の山嶽地帯への擴張、ベトナムの李朝との外交関係と廣南西路南部の邊境統治、廣南東路と福建路という沿海地域の統治體制など、各邊境地域における基礎研究を通じて、それらの共通性と相違点を詳細に考察して比較研究を行う必要がある。そうでなければ、宋朝の邊境統治の本質を全體的に理解することは難しいからである。以上に述べた研究成果に基づき、開拓政策と統治體制の面において四川南部と西北邊境地域との相違点について浅見を述べたい。

第一に、四川南部の開拓政策と統治制度は、西北地域を多く踏襲したのである。例えば、第三章で言及した州・軍の新設という施策は、神宗朝の王韶の熙河開拓（熙州、河州など）や章惇の荊湖地域開拓（沅州、誠州）で既に行われたことがあった。第四章で言及した勝兵制度も、陝西の弓箭手制度を参考にして創設された地方軍であった。しかしながら、四川南部の地理・社會環境に合わせてこれらの制度が一部變化した。第二章で言及した保甲法や義軍制度は、當地の部族體制と調和され、保丁や義軍兵士の管理などのことが部族首領に任せられた。

また、四川南部と西北地域における先住民部族の規模と邊境情勢の違いから、兩地域における先住民部族を基盤とする軍隊、すなわち蕃兵の統治制度には異なる特徴があった。西北地域の蕃兵は主に蕃部からなり、神宗の元豐年間に禁軍とともに將兵に編成された。これにより蕃兵も正規軍として扱われ、北宋末期の宋夏戦争において重要な役割を果たした。一方、四川南部では、思州の田氏を除けば先住民からなる地方軍は軍事力や宋朝からの統制力が低く、居住地周邊の防衛任務のみを擔當した。

第二に、四川南部においては、農耕生産量と道路などのインフラが不足して

いたため、大量な軍糧を長期間供給することが難しかった。安定した軍糧供給がなかったため、駐軍の規模は小さく、大規模な軍事行動には他の地域——特に西北地域——からの主力軍に頼るほかなかった。しかし、万人以上の主力軍を支える軍糧の供給も困難であったため、その軍事行動は一年間以内に限定された。目的を達成できない場合には、いったん元の駐屯地に歸還したり、食糧の補充のために近隣の州・軍に駐屯したりする必要があった。これは、發達した交通ネットワークを持ち、四川・山東・河南から人力・物力資源を得られる西北地域とは異なる。後者では、十分な軍糧があったため、大規模な駐軍と長時間の戦争を行うことができたのである。

第三に、宋朝の對外方針は、北方から南方への優先順位に基づいていた。南方邊境の開拓は北方の軍事力の支援に依存しており、北方の軍事行動には南方からの物資支援が不可欠であった。

第四に、四川南部の開拓成果は、宋朝の理想的な國境線を實現したと言える。西北地域では、神宗朝と徽宗朝による積極的な開拓政策が行われたが、結果としてオルドス高原と河西地域を奪還することができず、その目標を達成していなかった。一方、四川南部では、元豐五年の軍事行動により、水域部南方の密林以南の烏蠻まで征服したが、その地を直轄統治地域と認めず、密林を境界の最南端とした。徽宗朝は、州・軍の新設によって神宗皇帝の認定する省地を州縣として直轄地域に編入した。この二つの開拓時期には、異なる施策が行われたが、その開拓後の統治範圍は同様に密林以北の地域に限定されたのである。このことから、宋朝の國境擴張は無制限の擴張ではなく、理想的な境界が存在したことが示唆される。かような國境意識は、その時代に多く提唱された「漢代と唐代の統治地域を取り戻そう」ということと関連している可能性があり、將來の研究を俟ちたいと思う。

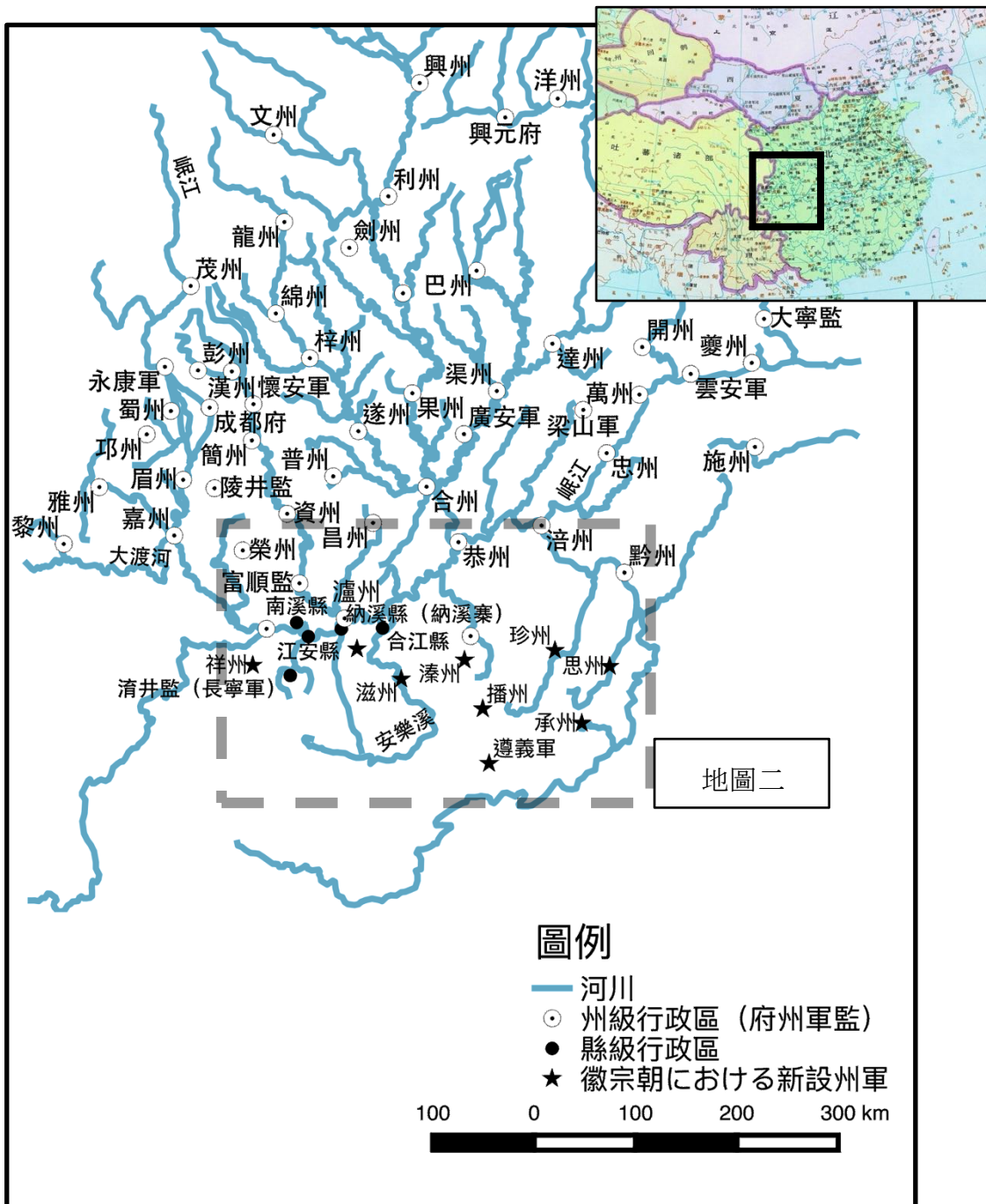
さらに、序論でも述べたように、四川南部における宋朝の開拓成果は州縣範圍の變化からも明白である。しかし、このような一般的な結論にとどまらず、具體的に如何なる影響を與えたのかについて説明する際には、同地域におけるモンゴル時期や明朝の統治體制を研究し、宋朝の統治體制と比較研究を行うことが有益である。

本論文の四川南部の地域研究の成果に基づき、今後は地域的および時間的な比較研究を行うことで、複雑な歴史的側面を探求する可能性が廣がるであろう。

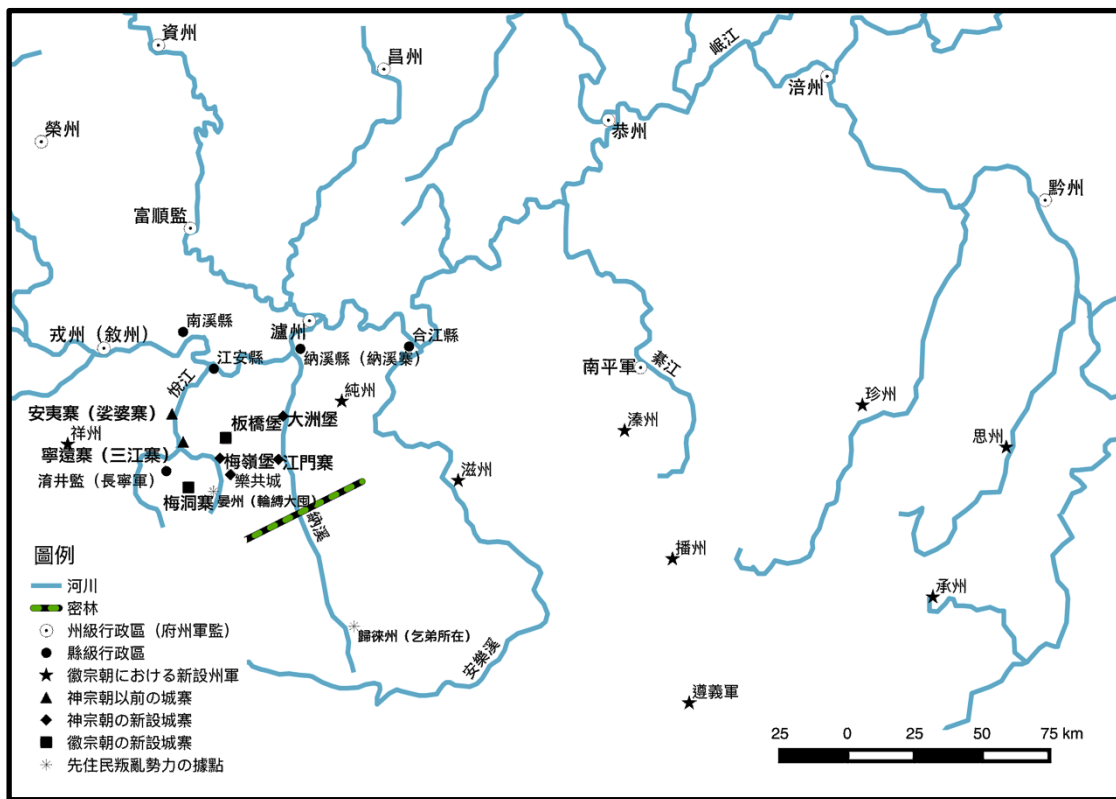
地 圖

本論文の地図は譚其驥『中國歷史地圖集』第六冊（宋・遼・金時期）（中國地圖出版社、1996年（1982年初版））をベースに、佐竹靖彦「瀘州江安縣生南耆」によって補整した。また、地圖一にある北宋の中國全圖は、譚其驥『中國歷史地圖集』第六冊の3～4頁から引用した。

地圖一、北宋の四川行政区全圖



地圖二、北宋における四川南部の開拓要圖



引用史料と参考文献

一、引用史料

(書名の筆畫數順。括弧内は略稱)

- 『元和郡縣圖志』……中華書局 2005 年標點本
- 『元豐九域志』……中華書局 2005 年標點本
- 『太平寰宇記』……中華書局 2007 年標點本。中華書局 2000 年景印本（日本宮内廳書陵部所藏宋鈔本）を適宜参照
- 周必大『文忠集』……上海古籍出版社 2020 年標點本（題名『周必大集校證』）
- 『文獻通考』……中華書局 2011 年標點本
- 『方輿勝覽』……上海古籍出版社 1991 年景印本（上海圖書館所藏宋鈔本）
- 陳傅良『止齋先生文集』……上海書店 1989 年景印本（四部叢刊景印涵芬樓藏明弘治刊本）
- 『四川鹽法志』……1882 年刻本
- 『永樂大典』……中華書局 1986 年景印本
- 『宋大詔令集』……中華書局 1962 年標點本
- 『宋史』……中華書局標點本
- 『宋史全文續資治通鑑』（『宋史全文』）……中華書局 2016 年標點本。北京圖書館 2006 年中華再造善本（元刻本）、文海出版社 1969 年景印本（明刻本）を適宜参照
- 『宋宰輔編年錄』……中華書局 1986 年標點本
- 『宋朝事實』……上海商務印書館 1935 年排印本
- 『宋會要輯稿』（『宋會要』）……新文豐出版社 1976 年景印本。上海古籍出版社 2014 年標點本を適宜参照
- 樓鑰『攻媿集』……浙江古籍出版社 2010 年標點本（題名『樓鑰集』）
- [嘉定]『赤城志』……中華書局 1990 年『宋元方志叢刊』景印本（1818 年重刻）
- 蘇軾『東坡奏議』……1909 年重刊本（明・成化間（1465～1487）刊本、題名『東坡七集』）
- 『武經總要』……中華書局 1959 年景印本（明・正德間（1506～1521）刊本）
- 『建炎以來朝野雜記』（『朝野雜記』）……中華書局 2000 年標點本

- 『建炎以來繫年要録』（『繫年要録』）……上海古籍出版社 2018 年標點本
- 『皇宋十朝綱要』……中華書局 2013 年標點本
- 『皇朝通鑑長編紀事本末』（『長編紀事本末』）……文海出版社 1967 年景印本
（1893 年廣雅書局刊本）
- 司馬光『涑水記聞』……中華書局 1989 年標點本
- 顧炎武『郡國利病書』……上海商務印書館 1936 年景印本（四部叢刊三編所收
顧炎武手稿本）
- 『國朝諸臣奏議』……上海古籍出版社 1999 年標點本（題名『宋朝諸臣奏議』）
- 『欽定續通志』……1886 年浙江書局刻本
- 『資治通鑑』……中華書局 1956 年標點本
- 『慶元條法事類』（『條法事類』）……新文豐出版社 1976 年景印本（臺灣國家圖
書館所藏鈔本）。古典研究會 1968 年景印本（靜嘉堂文庫所藏鈔本）、上海
古籍出版社 1995 年景印本（北京圖書館所藏鈔本）を適宜参照
- 宋濂『翰苑別集』……浙江古籍出版社 1999 年標點本（題名『宋濂全集』）
- 『輿地紀勝』……中華書局 1992 年景印本（1849 年懼盈齋刻本）。文海出版社
1962 年景印本（1860 年伍氏粵雅堂刻本）と四川大學出版社 2005 年標點本
を適宜参照
- 『輿地廣記』……四川大學出版社 2003 年標點本
- 『續資治通鑑長編』（『長編』）……中華書局 2016 年四庫全書底本。中華書局
2004 年標點本（四庫全書本）を適宜参照
- 『續編兩朝綱目備要』……中華書局 2014 年標點本
- 蔡條『鐵圍山叢談』……中華書局 1983 年標點本

二、 參考文獻

（日本語は著者の姓の五十音順、中國語は筆畫數順、英語はアルファベット順）

（一） 學術誌

1. 日本語

榎一雄「王韶の熙河經略に就いて」『榎一雄著作集』第七卷『中國史』汲古書
院、1994 年。

河原正博「「省地」・「省民」の意味について」『和田博士古稀紀念東洋史論叢』

- 講談社、1961年。
- 河上光一「宋代四川に於ける權茶法の開始」『東方學』第23巻、1962年。
- 河上光一「宋代四川の榷茶法」『史學雜誌』第71編第11號、1962年。
- 古松崇志「契丹・宋間の澶淵體制における國境」『史林』第90巻第1號、2007年。
- 佐竹靖彦「瀘州江安縣生南耆」『劉子健博士頌壽紀念宋史研究論集』同朋舎、1989年。
- 小笠原正治「宋代弓箭手の研究（後篇その1）」『東洋史學論集 第四』不昧堂書店、1956年。
- 小笠原正治「宋代弓箭手の研究（前篇）」東京教育大學文學部東洋史學研究室編『中國の社會と宗教（東洋史學論集 第二）』不昧堂書店、1954年。
- 小笠原正治「宋代弓箭手の性格と構造」『東洋史學論集 第三』不昧堂書店、1954年。
- 上西泰之「北宋期荊湖路「溪峒蠻」地開拓について」『東洋史研究』第54巻第4號、1996年。
- 森部豊「唐前半期の營州における契丹と羈縻州」『内陸アジア言語の研究』第30期、2015年。
- 石見清裕「羈縻支配期の唐と鐵勒僕固部——新出「僕固乙突墓誌」から見て——」『東方學』第127期、2014年。
- 丹喬二「宋初四川の王小波・李順の亂について——唐宋變革の一問題——」『東洋學報』第61巻第3・4號、1980年。
- 長部和雄「宋代の弓箭社に就いて」『史林』第24巻第3號、1939年。
- 鳥居一康「王小波・李順の亂の性格：宋代四川の地主佃戸制との關連において」『東洋史研究』第29巻第1號、1970年。
- 白鳥芳郎「南詔・大理の住民と爨・僂・羅羅・民家族との關係——雲南の蠻族烏蠻と白蠻とについて——」『民族學研究』第17巻第3・4號、1953年。
- 與座良一「宋代の保甲法と都保制に關する一試論」『佛教大學歷史學部論集』第6號、2016年。

2. 中國語

方震華「從和戎到拓邊——北宋中期對外政策的轉折」『新史學』第24巻第2期

- 2013年。
- 王文楚『『太平寰宇記』成書年代與版本問題』『復旦學報（社會科學版）』1996年第2期。
- 王裕明「明代洪武年間的都保制——兼論明初鄉村基層行政組織」『江蘇社會科學』2009年第5期。
- 包偉民「宋代的朝廷錢物及其貯存的諸庫務」『杭州大學學報（哲學社會科學版）』1989年第4期。
- 安國樓「北宋の開邊及其對荊湖新邊地區的政策」『西南師範大學學報（哲學社會科學版）』1997年第3期。
- 安國樓「論宋朝邊區的「省地」劃分問題」『浙江大學學報（人文社會科學版）』第47卷第5期、2017年。
- 安國樓・史彬彬「宋朝「省地」範圍的拓展及其政策」『中國邊疆史地研究』第27卷第1期、2017年。
- 余蔚「論南宋宣撫使和制置使制度」『中華文史論叢』2017年第1期。
- 吳志浩「宋代士人平均死亡年齡考」『浙江學刊』2017年第4期。
- 宋晞「王安石新法中募役法與保甲法的結合」『第二屆國際漢學會議論文集（歷史與考古組）』臺灣中央研究院、1989年。
- 李世宇「試論宋代羈縻制及其對貴州的羈縻控制」『宋史研究論文集（一九八四年年會編刊）』浙江人民出版社、1987年。
- 李瑞川「南宋時期四川軍政政策之研究——以四川防禦體系為討論中心」國立臺灣師範大學修士論文、2010年。
- 李嘉豪「宋代地方政制：「監」的研究」新亞研究所修士論文、2001年。
- 李榮村「金石萃編溪州銅柱記的兩個問題」『中央研究院歷史語言研究所集刊』第52卷第4期、1981年。
- 肖榮昌・李子和・薛玉樹「金堂縣發現「長寧夷人指揮第三都朱記」銅印」『文物』1980年第9期。
- 屈川「川南「都掌蠻」消亡原因探析」『貴州民族研究』2003年第4期。
- 林煌達「宋代勳官制度之初探」『中國中古史研究』第12期、2012年。
- 林瑞翰「宋代保甲」『大陸雜誌』第20卷、1960年。
- 徐東升「宋朝對歸明、歸朝、歸正人政策析論」『廈門大學學報（哲學社會科學版）』2012年第1期。

- 張利利「近千年來川渝地區的瘴氣研究」西南大學修士論文、2009年。
- 張保見「『太平寰宇記』成書再探——以樂史生平事跡爲線索」『中國地方志』2004年第9期。
- 張瑞「南宋禁軍研究」河南大學修士論文、2014年。
- 梅原郁「青唐の馬と四川の茶——北宋時代四川茶法の展開」『東方學報』(京都)第45期、1973年。
- 郭正忠「北宋四川食鹽危機考析」『中國史研究』1981年第1期。
- 郭聲波「宋代瀘屬羈縻州部族及其社會文化再探」『四川大學學報(哲學社會科學版)』第108期、2000年。
- 郭聲波·魏超「唐宋瀘屬西部羈縻州縣研究」『中國歷史地理論叢』第26卷第1輯、2011年。
- 陳峰「北宋御遼戰略的演變與「澶淵之盟」的產生及影響」『史學集刊』2007年第3期。
- 葛紹歐「北宋對四川的經營」『師大學報』第27期、1982年。
- 董春林「以鹽制夷：宋代西南民族地區羈縻政策管窺」『廣西民族研究』第124期、2015年。
- 賈大泉「宋代四川地區的茶葉和茶政」『歷史研究』1980年第4期。
- 雷家聖「南宋四川總領所地位的演變——以總領所與宣撫司、制置司的關係爲中心」『臺灣師大歷史學報』第41期、2009年。
- 漆俠「宋太宗雍熙北伐——宋遼戰爭研究之二」『河北學刊』1992年第1期。
- 漆俠「宋太宗與守內虛外」『慶祝鄧廣銘教授九十華誕論文集』河北教育出版社、1997年。
- 裴一璞「宋代四川夷漢鹽權博弈與族群食鹽生態空間的重構」『四川師範大學學報(社會科學版)』第44卷第4期、2017年。
- 趙瓊「南宋禁軍研究」上海師範大學修士論文、2013年。
- 劉復生「「白芳子弟」考索——兼論宋代鄉兵的一個特例」『社會學研究』1994年第6期。
- 劉復生「宋代「瀘夷」地區民族關係的演進」『四川大學學報(哲學社會科學版)』1995年第4期。
- 劉復生「宋代「瀘夷」非烏蠻集團的民族成分」『西南民族學院學報(哲學社會科學版)』1987年第1期。

鄧廣銘「王安石對北宋兵制的改革措施及其設想」『宋史研究論文集（1980年年會編刊）』上海古籍出版社、1982年。

鄭利鋒「『輿地紀勝』版本流傳考」『歷史地理研究』2019年第2期。

穆朝慶「兩宋戶籍制度問題」『歷史研究』1982年第1期。

駱忠軍「『宋史·地理志』「涪井監」補正」『江海學刊』2015年第5期。

駱忠軍「宋代瀘敘地區研究」河北大學修士論文、2016年。

戴建國「宋朝對西南少數民族歸明人的政策」、氏著『宋代法制研究叢稿』（中西書局、2019年）所收（2006年初出）。

聶崇岐「宋代府州軍監之分析」氏著『宋史叢考』（上册）中華書局、1980年。

顧吉辰「北宋歸明制度考述」『固原師專學報（社科版）』1988年第4期。

（二） 書籍

1. 日本語

岡田宏二『中國華南民族社會史研究』汲古書院、1993年。

加藤繁『支那經濟史考證』東洋文庫、1953年。

河原正博『漢民族華南發展史研究』吉川弘文館、1984年。

河上光一『宋代鹽業史の基礎研究』吉川弘文館、1992年。

宮崎市定『五代宋初』岩波書店、1992年。

金成奎『宋代の西北問題と異民族政策』汲古書院、2000年。

佐竹靖彦『唐宋變革の地域的研究』同朋舎、1990年。

佐伯富『中國鹽政史の研究』法律文化社、1987年。

斯波義信『宋代商業史研究』風間書房、1979年。

小岩井弘光『宋代兵制史の研究』汲古書院、1998年。

曾我部靜雄『宋代政經史の研究』吉川弘文館、1974年。

草野靖『中國近世の寄生地主制：田面慣行』汲古書院、1989年。

辻正博『唐宋時代刑罰制度の研究』京都大學學術出版會、2010年。

島居一康『宋代稅政史研究』汲古書院、1993年。

島居一康『宋代財政構造の研究』汲古書院、2012年。

藤本猛『風流天子と「君主獨裁制」——北宋徽宗朝政治史の研究』京都大學學術出版會、2014年。

- 日野開三郎『唐代藩鎮の支配體制』三一書房、1980年。
日野開三郎『五代史の基調』三一書房、1980年。
日野開三郎『續 唐代邸店の研究』三一書房、1992年。
梅原郁『宋代官僚制度研究』同朋舎、1985年。
畑地正憲『宋代軍政史研究』北九州中國書店、2012年。
柳田節子『宋元社會經濟史研究』創文社、1995年。
齋藤忠和『宋代募兵制の研究：近世職業兵士の實相』勉誠出版、2014年。

2. 中國語

- 丁建軍『宋朝地方官員考核制度研究』人民出版社、2014年。
方國瑜『中國西南歷史地理考釋』中華書局、1987年。
方震華『和戰之間的兩難：北宋中後期的軍政與對遼夏關係』社會科學文獻出版社、2020年。
王曾瑜『宋朝軍制初探（增訂本）』中華書局、2011年。
包偉民『宋代地方財政史研究』中國人民大學出版社、2011年。
安國樓『宋朝周邊民族政策研究』文津出版社、1997年。
朱重聖『北宋茶之生產與經營』臺灣學生、1985年。
何玉紅『南宋川陝邊防行政運行體制研究』上海古籍出版社、2012年。
何忠禮『南宋全史（二）』上海古籍出版社、2011年。
吳廷燮『北宋經撫年表・南宋制撫年表』中華書局、1984年。
李之亮『宋川陝大郡守臣易替考』巴蜀書社、2001年。
李昌憲『宋代安撫使考』齊魯書社、1997年。
李昌憲『中國行政區劃通史 宋西夏卷』復旦大學出版社、2007年。
李治安・薛磊『中國行政區劃通史 元代卷』復旦大學出版社、2009年。
李華瑞『宋夏關係史』中國人民大學出版社、2010年。
杜建錄『西夏與周邊民族關係』甘肅文化出版社、2017年。
苗書梅『宋代官員選任和管理制度』河南大學出版社、1996年。
孫弘升『唐宋茶葉經濟』社會科學文獻出版社、2001年。
梁天錫『宋樞密院制度』黎明文化出版社、1981年。
梁庚堯『南宋鹽權：食鹽產銷與政府控制（重訂版）』國立臺灣大學出版中心、2014年。

- 郭正忠『宋代鹽業經濟史』人民出版社、1990年。
- 郭紅・靳潤成『中國行政區劃通史 明代卷』復旦大學出版社、2007年。
- 郭聲波『中國行政區劃通史 唐代卷・下冊』復旦大學出版社、2012年。
- 郭聲波『圈層結構視閥下的中國古代羈縻政區與部族』中國社會科學出版社、2018年。
- 郭聲波『彝族地區歷史地理研究：以唐代烏蠻等族羈縻州爲中心』四川大學出版社、2009年。
- 陳世松・喻亨仁・趙永康『宋元之際的瀘州』重慶出版社、1985年。
- 陳長征『唐宋地方政治體制轉型研究』山東大學出版社、2010年。
- 陶晉生『宋遼關係史研究』聯經出版社、1984年。
- 陶懋炳『五代史略』人民出版社、1985年。
- 黃寬重『南宋地方武力——地方軍與民間自衛武力的探討』東大圖書、2002年。
- 楊小敏『蔡京、蔡卞與北宋晚期政局研究』中國社會科學出版社、2012年。
- 賈大泉『宋代四川經濟述論』四川省社會科學院出版社、1985年。
- 賈玉英『唐宋時期地方政治制度變遷史』人民出版社、2016年。
- 雷家聖『聚斂謀國——南宋總領所研究』萬卷樓、2013年。
- 裴一璞『宋元四川鹽業地理與區域社會研究』上海古籍、2019年。
- 劉統『唐代羈縻府州研究』西北大學出版社、1998年。
- 劉復生『西南古代民族關係史稿』上海古籍出版社、2020年。
- 劉復生『夔國與瀘夷——民族遷徙、衝突與融合』巴蜀書社、2000年。
- 劉馨珺『南宋荆湖南路的變亂之研究』國立臺灣大學出版委員會、1994年。
- 蔣文中『茶馬古道研究』雲南人民出版社、2014年。
- 謝波『宋代歸明人法制研究』遼寧民族出版社、2014年。
- 韓茂莉『宋代農業地理』山西古籍出版社、1993年。
- 藍勇主編『長江三峽歷史地理』四川人民出版社、2003年。
- 嚴耕望『唐代交通圖考 第四卷「山劍滇黔區」』中央研究院歷史語言研究所、1986年。

3. 英語

- Ebrey, Patricia Buckley, *Emperor Huizong*. Harvard University Press, 2014.
- Tackett, Nicolas, *The Origins of the Chinese Nation: Song China and the Forging of an*

East Asian World Order. Cambridge University Press, 2017.

Von Glahn, Richard, *The Country of Streams and Grottoes: Expansion, Settlement, and the Civilizing of the Sichuan Frontier in Song Times*. Cambridge: Harvard University Press, 1987.

(三) 参考書とデータベース

佐伯富『宋代文集索引』東洋史研究会、1970年。

吉田寅『『慶元條法事類』諸本對校表』立正大學東洋史研究室、1992年。

譚其驥『中國歷史地圖集』中國地圖出版社、1996年（1982初版）。

龔延明『宋代官制辭典』中華書局、2013年。

『中國歷代人物傳記資料庫』（CBDB）：

<https://projects.iq.harvard.edu/chinesecbdb/home>.

謝 辭

京都大學の門をくぐってから六年目の梅が咲き始めた時期に、ついにこの論文を仕上げ提出することができました。本論文の作成にあたり、多くの方々よりご指導ご鞭撻を賜りました。

京都大学人間・環境學研究科東アジア文明講座の辻正博教授には、指導教官として終始多大なご助言を賜りました。ここに深謝の意を表します。

同大學文學研究科東洋史學專修の中砂明德教授、人間・環境學研究科東アジア文明講座の太田出教授と小野寺史郎准教授には副査としてご助言と、本論文の細部と将来の課題についてのご指導をいただきました。厚く御禮申し上げます。

本論文の一部は『史林』や『歴史文化社會論講座紀要』に投稿し、また日本の「六朝史研究會」や台灣の「宋代政經社會與史料分析」研究會で発表しました。その際に査讀者、編集委員、研究會會員の皆様より有益なご意見を頂戴しましたことに、深く御禮申し上げます。

本論文の執筆にあたり、日本語表現について確認・訂正くださった千田豊氏、小野響氏、猪俣貴幸氏、西川友章氏、竹中式子氏に心より感謝いたします。

本校における私の在學を助成いただいた「公益財團法人日本台灣交流協會日本奨學金」と「台灣中央研究院人文社會科學博士候選人培育計畫」に感謝申し上げます。そして國立台灣大學歷史學研究科の甘懷真教授と京都大學人文科學研究所の宮宅潔教授による奨學金申請へのご協力と激励に、感謝の意を表します。

東アジア文明講座の辻研究室の方々には、日頃より有益な討論とご助言をいただきました。ありがとうございました。

中央研究院歷史語言所にて研究を續けていた二年間、激勵してくださった黄寬重先生、陳雯怡先生と所内の先生・先輩に感謝の意を表します。

國立台灣大學歷史學研究科の先輩黄庭碩氏と學友施厚宇氏には、丁寧の本論文を讀んでいただくとともに有益なご意見を賜りました。深く御禮申し上げます。

最後に、博士在學期間中に出會った京都大學台灣留學生會の友人、および台灣在學期間の友人である楊鎌愷氏、謝雯婷氏、彭聖惠氏、周佩勤氏、吳泰甫氏、郭頌華氏、戴君珈氏、劉和佳氏、許修華氏、陳則勳氏、劉顯晨氏、曾源裕氏、張庭瑜氏、林立婷氏、徐鉞氏、廖晏顥氏、吳曼竹氏、廖權修氏は、大きな據り所となってくださいました。ありがとうございました。學術研究の道を歩む上で、生活や精神面でいつも支えてくれた家族に、心から感謝します。

中文概要

宋朝在四川南部的開拓政策與統治體制

本論文主要考察北宋真宗朝至南宋中期（11～12世紀），宋朝在四川南部的岷江南岸開拓的過程，以及開拓後實施的統治體制。針對此地域開拓歷史的研究將有助我們加深理解宋朝與非漢族群的關係，以及宋朝邊境統治的多元且複雜的樣貌。

本論文指涉的「四川南部」主要包含瀘州西南的悅江流域與納溪流域，以及瀘州東南的安樂溪流域與綦江流域。此地區地形上多丘陵與溪谷，土壤多為石灰岩，較不利於農耕。氣候上則高溫多雨，與廣州南部、福建等地相似。當地的非漢族群組成較為複雜，於十世紀時仍為火耕的粗放型農業，生產水平較低。北宋中期以降，則因牛耕技術與梯田技術的傳入，當地漸轉為定耕生活。宋朝在此地的開拓歷史便是與這些族群間的合作、衝突過程。

此地區在唐代多以羈縻州間接統治，但在元、明時期則已設有行政區進行直接統治，於此二個時代之間的宋朝正是中國政權在該地統治型態轉變的關鍵時期。既有對宋朝邊境統治政策的相關研究中，研究者多將包含四川南部的西南疆域定位為羈縻統治的延續，並未深入探討宋朝施行的政策與統治體制的樣貌與細微變化。以四川南部地域為主要研究對象的成果中，以佐竹靖彥、Richard von Glahn（萬志英）、劉復生三人的研究最為重要。佐竹氏討論當地的社會經濟發展，指出宋代正是該地域從火耕轉向定耕，部族中開始出現世襲首領，以及首領對土地的佔有制萌芽的時期。Von Glahn 氏則以政治經濟史的觀點，指出宋朝在該地採取少見的積極進取政策，此正與該處的鹽資源密切相關。他也同時觸及漢人的移墾與宋朝對當地的開拓政策與該地經濟生產型態的關聯，包含農耕生活與土地利用方式的變化，以及林業等資源的開採。此研究取徑雖涉及宋朝的政策與統治制度，但有關政策形成的背景因素，以及制度面的內容與運作方式、面臨到的困難等皆有待進一步的釐清。劉復生早期多著重當地民族變遷、移動的考察，近年新著亦關心唐宋明之間中國王朝統治型態的變化。他指出宋朝在該地的統治制度呈現多元的樣貌，惜未細部討論多元統治制度的具體施行情況。

上述佐竹氏與 Glahn 氏的研究皆主要以地方的角度討論該地政治、社會、經濟層面的變化，本論文則主要關心中國王朝因怎樣的理由採行積極的開拓政策，以及運用哪些不同的方法、制度來有效統治相異文化的人群、擁有與北方不同地

理環境的地域，亦涉及宋朝在統治目標與財政成本間如何取得平衡。本論文分為四章，主要討論宋朝三個不同的開拓時期：真宗朝、神宗朝、徽宗朝，並論及北宋末年建置的制度在南宋中期以前的發展情況、成效與問題。

第一章〈宋朝開拓的開端：瀘州滄井監的設置與鹽資源〉主要考察位處悅江中游地帶的滄井監的設置時間、真宗朝大中祥符年間（1008～1016）強化滄井監的統治時引發的衝突，以及宋朝在軍事行動後的制度建置。今日留存有關大中祥符年間以前的滄井監的資料甚少，從《輿地紀勝》與《太平寰宇記》的零散記錄中，筆者推論該地的鹽資源約在唐朝元和八年至中和三年間（813～883）被唐朝「發現」；唐朝勢力衰微後，則由非漢族群的羅氏佔有。宋朝約在端拱年間（988～989）於該地設置具備經濟機能的地方行政機關「監」，即為滄井監。十一世紀初，宋朝終於分別與遼國、西夏簽訂和平協定，大致解決北方邊境問題，是有餘力著手經略南方。宋朝的邊境局勢的變化，正是宋朝對滄井監一帶改採較積極政策的契機。

大中祥符元年至三年（1008～1010）、六年（1013），宋朝與當地非漢族群發生兩次較大規模的衝突，宋朝派遣以陝西禁軍為主力的軍隊，終於平定滄井監的衝突事件。此時期宋朝雖然為了確保滄井監的鹽資源，故採取較為積極的軍事行動，但從軍事行動後的建置而論，宋朝的開拓僅止於滄井監一地。此時，宋朝目的是有效解決大中祥符年間以前行政、軍事人員不足，難以迅速應對紛爭的問題。具體來說，宋朝增派約五十人的禁軍，輪番駐守滄井監；於悅江與岷江交界處的江安縣設置「戎瀘資榮州富順監都巡檢司」的軍事機關，負責即時應對滄井監的衝突；整備悅江中下游沿岸的城寨，確保鹽資源的運輸路線的安全；開展與非漢族群間的交易活動，透過交易安撫非漢族群。此外，從仁宗朝的記錄來看，滄井監亦增設「兵馬監押」（軍事）與「知監」（行政）二位地方官員，除處理鹽業生產、運輸事宜外，同時負責非漢族群的安撫與駐屯軍隊的指揮。從上述諸制度建置可以發現真宗朝的改制僅限於悅江中下游與滄井監，也就是說主要目的是為了鹽資源的開採與運輸，對於其外的非漢族群，則採取盡量不深入干涉的方針。此政策走向與真宗朝其他邊境的狀況相合，皆是較為穩健的邊境政策。

第二章〈神宗朝在瀘州南部的開拓：瀘州義軍的建置與羈縻體制〉關注神宗朝熙寧六年至元豐五年（1073～1082）的開拓，此正是宋朝開始較大規模展開四川南部開拓的時期。這個階段宋朝的開拓集中在悅江中游與納溪中游，包含離河流較遠的丘陵、平原地帶。宋朝同樣從陝西派遣精銳的陝西將兵，該軍事行動深

入至水域上游以南的烏蠻居住地歸徠州。本章除檢討此開拓期運用的保甲法與義軍制度外，同時從神宗與地方官員的互動個案中分析神宗皇帝對邊境的概念，以理解當時開拓的動機與目標。

開拓初期的熙寧年間，宋朝在開拓地，即悅江與納溪的下游地區推行保甲法，依照年齡與土地性質製作籍帳。值得注意的是此時設有「頭領」（部族首領）一類，可能在保甲法的運作下適度結合部族體制，即部族首領為「保長」，其餘青年則為「保丁」。元豐五年的軍事行動後，宋朝將水域中上游的部族編為義軍，是為「瀘州義軍」。瀘州義軍最初將投降宋朝的部族皆刺字為軍，並令部落管理各自部落的義軍，該地域則設置五個新的城寨，以便管理、監視義軍。此外，宋朝並於瀘州設置瀘南緣邊安撫司，總領義軍事務。元豐七年（1084），宋朝一度希望打破部族間的藩籬，以宋朝軍隊的「指揮」重新編制瀘州義軍。此次改制的實際情況可從 1978 年發現刻有「長寧夷人指揮第三都朱印」的銅印得到佐證。然而，從元祐六年（1091）的記錄來看，宋朝強化對瀘州義軍支配能力的政策並不成功，此時元豐七年編制的「指揮」遭到廢止，改回以部族為義軍的基礎編制，軍事訓練亦仍交由各部族自行辦理。儘管元符元年定下新的規定，強制義軍到縣城、城寨報到來強化宋朝的支配能力。然而，從徽宗政和五年的卜漏之亂的過程來看，瀘州義軍依舊在實戰中未能有突出的表現。

本章末尾考察元豐四至五年（1081～1082）兩次大規模軍事行動後的邊境秩序，即宋朝攻略烏蠻所在地的歸徠州後的情況。筆者指出神宗皇帝將熟戶居住地皆視為「省地」（宋朝直轄統治地區），並以此觀點認為悅江與納溪流域的非漢族群皆為宋朝統轄的範圍。然而，此種「省地」的擴張並非無遠弗屆，就算軍事行動上征服了歸徠州，當時仍未將身處密林以南的烏蠻所在地編列為省地。該次戰事後，宋朝延續與烏蠻的羈縻關係，一方面強化水域地區的軍事防禦能力，一方面則企圖借用烏蠻的力量來穩定水域地區的非漢族群，宋朝、水域地區的非漢部族、烏蠻三者間形成新的均衡關係。

第三章〈徽宗朝在四川南部的開拓：州、軍的新設置與改廢〉著重在徽宗朝的開拓，指出徽宗朝的開拓政策與統治體制皆與神宗朝有所不同。此時期的開拓集中於大觀年間（1107～1110）、政和年間（1111～1118），開拓地域包含夔州路南部、瀘州東南部、瀘州西南部與戎州南部，較神宗的開拓範圍更向南推進。此時期，宋朝透過接受非漢部族的「納土歸順」取得土地，並在這些地方設置新的州、軍以及下轄的縣級行政區，意即納土歸順的非漢族群皆受宋朝的直接統治。

筆者透過各部族上奏的納土歸順記錄，分析該政策運作的實際情況，以及非漢民族在這政策中的立場。納土歸順與州、軍新設的過程中，主要是來自宋朝方的施策方針，包含徽宗皇帝對邊境官員的獎勵與慎重處理的態度，以及受到中央鼓勵的地方官員（知州、知軍）積極勸誘非漢部族。然而，部族首領藉由納土歸順得以取得宋朝官職，進而成為所納土地的秩序管理者（巡檢），即藉由宋朝授與的官職獲得地域支配權一點亦值得重視。尤其是部族間、部族內部實際上存在競爭關係，與宋朝的合作將有助於該部族在競爭中勝出。

非漢部族納土歸順後即成為宋朝的歸明人，具有宋朝統治下「民」的性質，但仍存有許多特殊的統治制度。此節關注歸明人管理中最為基礎且重要的籍帳制度，此制度編入敕令並適用於全國的時間可能是紹聖二年（1095）。筆者逐條考察《慶元條法事類》卷 78 蠻夷門（卷 51 同）的「歸明人帳」，該籍帳式可見許多「北界」、「雲州、幽州」等用語，故應在北宋時便存在。依照此考察的結果，該籍帳建置歸明人與其家族的年齡、所在地、移動經歷、收受田地與官職等基本情報，目的當是管理歸明人承繼方面的佐證外，也確保歸明人能定居於該地，防止其逃跑。

徽宗朝後期的宣和年間（1119～1125），四川南部新設的州、軍多遭廢置，然而此並不意味宋朝放棄這些新開拓地的統治，而是因應各地情況改採多元的統治制度。此時期的改制背景是財政上的問題，新設州、軍本身因減免歸明人賦稅的政策，財政收入並不高，需仰賴其他州、軍，或是路來調撥資源，才能維持其行政運作。然而，自政和後期開始的宋夏戰爭，以及宣和年間起步的對遼的戰略政策迫使宋朝北方邊境陷入長期的戰爭或備戰時期，需要耗費大量的人力、物力資源。也就是說，宣和年間廢止州、軍的政策便是為了解少南方邊境的財政支出，以維持宋朝的財政平衡。

筆者逐一考察留存、廢置州、軍的情況，歸結出以下結論。其一、從《永樂大典》所收《瀘州志》中引用《江陽譜》的史料來看，部分州縣雖已改置為城、寨，但仍編為瀘州合江縣的轄下，列為「某寨市／某堡市」，意即屬宋朝州縣的一部分，且具有邊境貿易的機能。其二，部分歸明人逃亡，並重新以熟戶的身分與宋朝互動。他們的官職「夷巡檢」雖不具漢官的性質，但仍負責一地的治安維持。其三，值得注目的是思州田祐恭的發展，他掌有的軍力是兩宋之交時四川東部與荊湖交界地帶的強大力量，常助宋朝平定該地域的亂事。田氏一族此時雖仍具漢官的官職職稱，但思州一地並未設有宋朝的行政官吏，故他對思州一代應該

擁有相對自主的統治權。其四，當時留存的珍州與長寧軍情況也較為特殊，前者最終亦裁撤多數的行政機構，令田氏兼管；後者則受惠於該地鹽資源帶來的穩定收入，得以維持其行政機構。儘管宣和年間大幅廢止或改置新設州、軍，但四川南部在北宋末至南宋中期仍處於相對穩定平和的地域，此應有賴於政和五年（1115）卜漏之亂後的軍事整備。

第四章〈徽宗朝開拓後的安定化：十二世紀四川南部的軍事體制〉考察卜漏之亂的過程，以及徽宗朝實施的軍事整備及其在南宋時期所見的成果與問題。與前幾次的紛爭相比，政和五年的卜漏之亂時，宋朝派遣陝西軍支援的時間點較遲，增援軍的軍力規模亦較小。此可能與徽宗皇帝的開拓政策以招撫為主，且該當時期正是宋夏於湟州、蘭州、會州等地交戰正熾之時，調撥軍力支援南方誠屬困難。儘管神宗朝便已著手強化瀘州一帶的軍事體制，但在卜漏之亂中，無論是瀘州的禁軍或義軍皆因訓練與統制力不足，終是不堪戰事，仍須仰賴夔州路思州田氏的義軍和陝西軍的南調。有鑑於此，宋朝在亂事平定後再次著手整備當地的軍事體制，具體可分為兩點：瀘州、長寧軍勝兵的編成；禁軍規模的擴增。

瀘州、長寧軍勝兵是仿照陝西弓箭手制度所創置的鄉兵，同時具備農耕與軍事兩方面的任務。農耕面來說，宋朝給予勝兵每人百畝的土地，並借貸農舍、農具、種子等農耕初期的設備與資金。軍事面來說，在農耕以外的時期，勝兵需至城寨接受與禁軍同等嚴格的軍事訓練。依照勝兵創置者趙彞的預想，該地擁有的田地約可招募近 3000 人。然而，從政和年至南宋淳熙年（1174～1189）的零星記錄來看，當地的土地可分為水田與陸田，其中較為貧瘠的陸田約佔四分之三強。或因此類土地生產力的問題，就算是勝兵創置後二年（政和八年）的記錄中，能夠戰守的勝兵也僅有 1491 人，僅為趙彞預估的一半左右。儘管勝兵的規模不如預期，但宋朝對義軍的統制力應該較過往的義軍為高。勝兵的組成是由具有一定戰守基礎的土丁、子弟，以及投降宋朝的非漢族群（降羌）編制而成，其中非漢族群不再維持部族型態，而是與土丁、子弟雜居，如此該軍隊的部族性格應當比義軍低，而宋朝對軍隊的統制力亦相對提昇，得以透過城寨進行土地的管理與軍事訓練。

禁軍的擴增約在宣和末年，此時從開封派遣八個指揮的禁軍駐守瀘州，後因開封等地陷落於金國，禁軍遂長駐於瀘州，逐漸轉為具有地方色彩的軍隊。從南宋紹興二十六年（1156）的軍隊規模記錄、紹熙三年（1192）發生的禁軍亂事推估，瀘州駐守的禁軍全盛時約有近四千人，到南宋中期仍存有近三千人。此外，

長寧軍駐守的軍隊也大有增長，從紹興十六年（1146）該地的財政收支推估，該地駐守的禁軍約近一千人。總的來說，瀘州一帶的禁軍較神宗朝約成長三倍，也較同時期四川西部邊境的黎州、雅州約千人的駐軍為多。上述軍隊雖在南宋前期出現缺員、財政負擔過重難以支撐等困難，也因此發生數次軍士的違抗、叛亂事件，但至南宋中期皆未見有四川南部的邊境動亂見於史籍，此或與該地方強化後的軍事體制密切相關。

總結上述四章對四川南部開拓過程與統制體制的考察，可歸納出下列五點的特徵。

第一，開拓的動機因不同時期而有不同。真宗朝的開拓動機是確保涪井監的鹽資源；神宗朝則將納租稅的非漢部族皆視為直接統治的省地民，故將開拓地域擴大至悅江、納溪等流域全域；徽宗朝除繼承神宗的開拓意志外，更期望確保雲南大理國的馬的輸入，以穩定重要的軍事資源。

第二，四川南部的開拓與陝西的精銳軍隊密切相關。宋朝在四川南部推動的軍事行動多受西北邊境局勢，以及四川南部高溫多濕的地理環境制約，故多數軍事行動皆於西北邊境安定時期的秋、冬發動。

第三，伴隨宋朝開拓地域的擴大，涪井監的地位出現顯著的變化。北宋初期由於四川全域鹽資源的匱乏，該地的鹽的「發現」與開採、運輸皆為重要的任務。然而，北宋中期因小井開採的卓筒井技術的發明與推廣。四川全域的鹽資源有飛躍式的增長，涪井監的鹽的重要性故而相對下降。此時期涪井監因長期強化行政機關與軍事體制，遂在新的開拓政策中成為重要的南向據點，即其戰略性地位受到重視。涪井監的地位雖然有明顯的轉變，但當地的鹽資源依舊佔有不可或缺的地位，從鹽資源所得利益支撐著該地行政機關的擴充與軍事體制的強化。

第四，伴隨開拓政策的施行，四川南部的軍隊與地方武力的規模也有大幅增長，防禦設施的城寨也向南推進。以涪井監為例，十一世紀初期該地僅有五十人的禁軍輪番駐守，但在百年後的十二世紀初期已有近一千人的禁軍長期駐守。然而，四川南部困於地理環境的制約，糧食生產量較低且難以依靠交通運輸補足糧食缺額，故城寨等地的駐軍多仰賴鄉兵。瀘州義軍藉由部族的自給自足解決糧食問題，但因部族性格強烈，宋朝的統制力不足，在實戰中較難發揮作用。瀘州、長寧軍勝兵具有農耕與軍事兩立的特質，故能補足糧食生產外，宋朝的統制力也相對提昇許多。

第五，四川南部的軍事中心出現變動。真宗朝時因以悅江流域中游的涪井監為開拓對象，無論是禁軍的增派或軍事中心（戎瀘資榮州、富順監巡檢司）的設置皆在江安縣。神宗朝以後因開拓地域向東方擴大，軍事體制的整備主要集中於瀘州州城，新的軍事中心（瀘南緣邊安撫司）亦設置於瀘州。

本論文將焦點集中於四川南部一地的開拓過程，並探討宋朝穩定統治一個邊疆地帶的多元手段，以及該地域與其他邊疆或宋朝局勢間的連動性。作為地域研究，本論文雖未有足夠的篇幅能夠將四川南部的體制與其他地域做深入的對比，但未來若能進一步比較宋朝在西北、東北，乃至廣州與越南李朝的邊境關係，或福建、廣東沿海的海境問題相比較，當能呈現出更為多元複雜的統制體制，也能更精確理解宋朝的邊境概念。文末僅就粗淺的觀察，指出一些與西北的開拓過程相比，四川南部開拓所見的特質。

其一，四川南部的開拓政策與統治制度多有承襲西北邊境等地，如設置州、軍來管理新開拓地，此最著名的便是王韶的熙河開拓，又如勝兵制度亦仿陝西弓箭手制度而設置。然而，制度襲用過程亦因應四川南部的地域環境而有所變化，如保甲法便適度與部族的社會結構相合。此外，因西北邊境與四川南部的非漢部族型態的差異，二地以部族為主體的軍隊組成也呈現不同的樣貌。西北蕃兵主要基礎是蕃部，在元豐年間的軍事改制中，一部分蕃兵與禁軍等混編，成為正規軍的將兵。此地域的蕃兵數量龐大，且既有研究也以說明其對西北邊境開拓的重要貢獻。四川南部雖也多次將非漢部族編為鄉兵，但除思州田氏外，多數蕃兵皆不具備正規軍的戰守能力，且任務僅為守衛新開拓地，對外擴張的軍事行動依舊仰賴正規軍。

其二，由於四川南部地理環境與交通運輸基礎建設的不足，與西北地域相比，無論長期駐軍或短期的軍事行動的規模與型態皆有不同之處。由於四川南部在土地充分開發前，沒有充足的糧食供應，駐守的軍隊規模小，僅能仰賴西北的精銳部隊支援。且大規模的軍隊南下亦有大量的糧食運輸等需求，故軍事行動必須盡量在一年內完成，就算沒有達成目標也必須回歸到西北地域，待來年重新編整出發。此種駐軍與軍事行動的形態正與西北成為兩種極端的對比，儘管二地皆採以相對積極的開拓政策，但西北邊境依靠其與四川、河南、山東等地的交通網絡，有效取得其他地域的人力、物力支援，得以維持長期駐軍與長時間的戰爭。

其三，從宋朝整體的對外政策走向來看，是採取先北後南的方針。此點正是由於南部的開拓仰賴北方軍隊的支援，北方的軍事行動則需要四川等地的物力支

援，故同時的邊境開拓容易造成宋朝龐大的負擔。

其四，四川南部的開拓成果部分體現宋朝在邊境線的理想樣貌。宋朝在對西夏戰爭多次失利，就算是徽宗朝取得顯著的勝利後，依然未能完整取回河西地帶，重建其理想疆域。然而，在四川南部的開拓中，儘管神宗朝或徽宗朝的手段相異，但都得以看到其疆域的邊界約在水域以南的密林以前。神宗皇帝雖未實質直接統治該地域的非漢部族，但透過省地的認定，水域全域皆應視為宋朝直接統治的地區。徽宗朝則是直接建置州級行政區管理該地域，雖最終因財政困難不得不放棄該統治體制，但仍可觀察到宋朝統治水域一帶的企圖。另一方面，就算神宗皇帝的軍事行動深及密林以南的烏蠻所在地，但其仍未改變與當地的羈縻統治關係。此點或能說明宋朝對外的擴張政策應有其假想的目標與邊界，而非將非漢部族皆廣納為己地。宋代皇帝、士人、官僚常論「復漢唐舊土」的理想是否可以具體從此案例得到實證與體現，則有待更進一步的論證。

除上述橫向的比較外，在時間軸上的縱向比較研究亦屬重要。四川南部在蒙古統治期與明代初期時的統治體制，以及該體制與宋朝間的關係等課題，亦有助於理解宋朝在四川南部開拓的影響層面，此亦有待未來進一步的研究與討論。